

第一百五十六回
國會

出席者は左のとおり。

金田 勝年君

常任委員會專門
人員

川邊新君

狩野
安君

厚生労働省職業能力開発局長	坂本由紀子君
厚生労働省政策統括官	青木 功君
社会保険庁運営部長	磯部 文雄君
国土交通大臣官房審議官	中山 啓一君

今日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長（金田勝年君）　ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

厚生労働大臣

内閣府副大臣	伊藤達也君
内閣府副大臣	根本匠君
総務副大臣	若松謙維君

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(金田勝年君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（金田勝年君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（金田勝年君） 次に、雇用保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。坂口厚生労働大臣。

○国務大臣(坂口力君) ただいま議題となりまし
た雇用保険法等の一部を改正する法律案につきま
して、その提案理由及び内容の概要を御説明申し
上げます。

雇用保険制度は、厳しい雇用失業情勢の長期化等により、受給者が増加する一方で保険料収入が減少し、極めて厳しい財政状況にあり、こうした財政状況や雇用就業形態の多様化の進展等的確に対応し、失業した労働者の生活の安定及び再就職の促進を図るとともに、将来にわたり安定的な運営を確保していくことが求められています。

このため、給付について、早期再就職の促進、多様な働き方への対応、再就職の困難な状況に対

応した重点化等を図るとともに、保険料率について、労使負担の急増を緩和する配慮をした上で、必要最小限の引上げを行う等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、雇用保険法の一部改正であります。

時賃金の実情等にかんがみ、基本手当日額の高い受給者層を中心に、その上限額を引き下げ、給付率を見直すこととしております。

次に、基本手当の所定給付日数について、倒産、解雇等による離職者は現行の通常労働者の日数

に、それ以外の離職者は現行の短時間労働者の日数に一本化するとともに、三十五歳以上四十五歳未満の倒産、解雇等による離職者については日数の延長を行うこととしております。

また、就業促進手当を創設し、常用雇用以外の就業にも基本手当の一定割合を支給することにより、基本手当受給者の多様な形態による早期就業

を支援することとしております。

このほか、教育訓練給付及び高年齢雇用継続給付について、失業者の給付への重点化を図るため、給付率等の見直しを行うこととしております。

第二は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正であります。

雇用保険の失業等給付に係る保険料率について、賃金総額の千分の十六とし、平成十六年度末までは暫定的に千分の十四とすることとしております。

第三は、船員保険法の一部改正であります。

船員保険についても、雇用保険法の改正に準じて所要の改正を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日について、平成十五年五月一日としております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いを申し上げる次第でございます。

○委員長（金田勝年君）以上で趣旨説明の聴取は

終わりました。
これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中島眞人君 自由民主党の中島眞人でございます。

本来なら、大臣から本意をお聞きしたいと思いますが、一心同体でこの問題で取り組んでおります。

す鴨下副大臣を中心として、雇用保険問題に関する内容について、与党として御質問をいたしたいと思ひます。

雇用保険制度は、今日のような厳しい経済情勢で重要な役割を担う雇用のセーフティネットであり、しかしながら、雇用保険制度は、近年の厳しい雇用失業情勢を反映して、収支が急速に悪化しております。来年度中には財政破綻に陥ることがほぼ確実な情勢となっております。

この方向を回避していくためにどうしたらいいのかというのが政府・与党の考え方であり、私も党の厚生労働部会長という立場におりましたもので、一・四の労使の負担率を一・六に上げて、そして財政負担を労働者の皆さん方にも少しでも和らげていこうと、こういう中から、党並びに政府・与党が一体となって財務当局から一般財源二千五百億円をこの保険制度に導入をする。こういう形の中で、今回、雇用保険制度の改正の一つの大きな土台が作られたと、このように認識をいたしておりますけれども。

それにつけても、ここへ来て急遽このような、来年度からいゆる財政破綻がするんだという正に寝耳に水のような発言を聞いたわけでございますけれども、これらはもう数年前から予知されておったものではなからうかと。こういう問題も含めて、今回の法案と、そしてそこに至る一つの経過というものについてまずお聞きをしておきたいと、こんなふうに思ひます。

○政府参考人(戸利和君) 雇用保険につきましては、平成十二年に改正の御審議をいただき改正を行ったところでありますが、その後、更に経済状況が悪化し、失業率も四％台から五％の前半、中盤まで高まるという状況になったわけであります。

そういった中で、雇用保険につきまして、前回の改正によりまして収支均衡ということで見込んでおったわけですが、実際には当初の予想を上回る急激な雇用失業情勢の悪化、それから内

容的にも、リストラ等によります会社都合、倒産・解雇等による離職者の方の受給者に占める比率が高くなつてしまつた、そういったことと併せて受給者に占める中高年齢者の方の比率も高まつた、こういったことで当初の予想以上に財政事情が悪くなつてきたということが一つございます。

それからもう一つは、前回の改正でパートタイム労働者につきましての給付、適用の改善を行ったわけですが、これによりましてパートタイム労働者の方の適用が進み受給者も増えたということで、雇用就業形態の多様化が雇用保険の制度の中にもかなり反映されるようになってきたと、こういった事情がございまして、そういった財政事情、それからパートタイム労働者の適用の促進による就業形態多様化の状況を雇用保険の中でどういふふうに適切に反映していくかということの必要性、そういったことから今回の見直しを行うに至つたということでございます。

それからもう一点は、実は平成十三年の秋から年末、それから翌年の年初にかけて、これは一つはアメリカにおきます同時多発テロ、それから日本におきますBSEの問題、これが契機になつたんだらうと思ふんですが、そのころに企業のリストラが集中的に行われたということで、この影響が、実は平成十三年度の決算を見極めたところ、本年度、平成十四年度の財政に大変大きな影響を与えるということが分かりまして、そういったことで、昨年の四月から関係審議会等で急遽御検討いただき、今回の改正案を提出させていたのだと、こういうことでございます。

○中島眞人君 それにしても、このままでいけば雇用保険制度というものが、財政というものが全く破綻をしてしまうと、こういう中から一つの改正という問題が出てきたんですけれども、当初考えておつたものに対して、いわゆる労使の負担を和らげていこうという、そういう一つの意図があることについては評価を申し上げたいと思ふんです。

さてそこで、本来、私は雇用保険制度というの

は労使の間でのいわゆる協定に基づいてセーフティネットを作っていくものだろうというふうな考えなんですけれども、先進諸国におきまして、我が国の場合は給付の四分の一が公費が投入をされていくわけでございますけれども、そういう例というのは先進諸国の間を見てもどんな状況なのか、この辺についてもお聞きをいたしたいと思ひますし、同時に、給付を受けていく際に、パートタイムまでも含めてこの給付を拡大をしているというのには私はやっぱり日本は進んでいるんじゃないかと、こんなふうな思ふんですけれども、その辺についての位置付けをまずお聞きをいたしておきたいと思ひます。

○政府参考人(戸利和君) まず、雇用保険の運営につきましては、その費用を国が見ている例というのは、欧米先進諸国見ますと、日本以外はドイツだけと、こういう状況になつてございます。

それから、パートについての適用でございますが、パートについては、雇用保険につきまして国内の社会保障制度の中でもかなり前向きに取り組んできていたところだろうと思ひますが、諸外国見ても恐らく日本のような格好で、ちよつと私も具体的に各国どういった適用になつていのかというところまで詳細は存じ上げておりませんが、日本の雇用保険におきますパートの適用というのは、恐らく先進諸国の中でもかなり積極的な対応をしている方ではないかというふうに思つております。

○中島眞人君 次に、改正案における財政設計の考え方についてお聞きをいたしたいと思ひます。

雇用保険制度が雇用のセーフティネットとしての役割を果たすためには、厳しい経済情勢下で頻繁な改正を繰り返す、かえつて国民の間に不安を巻き起こすようなことは避けなければなりません。そういう点で、一部の報道等、今年の一月以来から各報道がされている内容というのは、何か雇用保険が非常に圧縮されて大変に不利になるというふうな、そういう、その点だけについていわゆる報道がなされ、そしてまたそれが喧伝をさ

れているという実態なんでありまして、マクロでこの雇用保険制度というものをやっぱり正直に伝えていくべきではなかつたのかと。そして、この中におけるマイナスの部分は何であり、そしてこのことによつてどういふ一つのメリットが生まれてくるのかと。

こういう両論を出しながら、国民並びに私どもの議会に対しても説明をする努力が足りていなかったんではないのかと、こんなふうな率直に認めざるを得ないと思ふんですけれども、それはそれとして、今回の改正の制度設計の前提として、雇用保険受給者の動向を中期的にどのよう

に想定したのであるか、その辺について御答弁をいただきたい。

○政府参考人(戸利和君) 今回の改正に当たりまして、基本的な想定の前提といたしまして取りました指標が雇用保険の受給資格決定件数でございます。

これは、被保険者の方が失業して、その後求職申込みを安定所にされたときに、御本人が労働の意思、能力がきちんとあるのかということを確認して雇用保険の基本手当の受給資格の決定をするものであります。これをベースに、その後の就職の見込みですとか、あるいはその後就職をあきらめてしまつたというふうな状況ですとか、そういったものの過去の動向を基に推計しておるものでありますけれども。

まず、受給資格決定件数につきましては、過去十年間、これはバブルが崩壊した後、雇用情勢がかなり悪化した期間でございます。この過去十年間の平均の伸び率が年五％程度ということでございましたので、今後五年間はその五％、過去十年間の平均であります五％程度の割合で受給資格決定件数が伸びたとしても雇用保険の安定的な運営が確保できるようにと、こういう考え方で今回の制度設計を行ひまして、その上で、その前提に立つて、給付、負担両面から、今、委員御質問、御指摘のとおりの方で見て直しを行ったということでございます。

その中で、雇用保険制度をまずどういうふうに的確に把握して、そしてなおかつ失業者の生活の安定及び再就職をできるだけ早くしていただけるような、こういうようなことにするというのが第一義的な問題でありますし、さらに将来にわたって雇用のセーフティーネットとしてのこれはもう

今、鴨下副大臣あるいは安定局長からお話がございましたように、この中にはいわゆる給付の長期化をまず防いでいく、そして給付のアンバランスというものを是正をしていくんだと。同時に、この中で、改正の中で言っておりますように、就業促進手当という新しい一つの項目が出てきていると、こういう面をまとめて、従来よりこれを国

一つは、先ほど副大臣が申し上げましたように、特に賃金の高い層を中心にいたしまして、雇用保険の受給額とそれから再就職時の賃金と比べますと、基本手当の受給額の方が高いということがありまして、なかなか就職に踏み切りが付かないという状況があると。この辺りをやはり正す必要があるんじゃないかということで、今回、高賃金層を中心に基本手当の日額の給付率を見直させていただいているということが一つございます。それからもう一つは、雇用保険受給中の方にな

それから、失業者の方に対する給付とそれから在職者の方に対する給付のバランスも取ろうというふうなことで、教育訓練給付につきまして給付の見直しをし、ただ、最近、若年者の方の求職者が多い、それから中途採用の方も多いということで、従来は五年間雇用保険に入っていないと教育訓練給付受けられなかったんですが、三年間でも受けられるようにしようということで、いろいろな目配りをした案を提出申し上げているというつもりでございます。

○中島眞人君 言うなれば、三つの仕組みがうまく絡み合って、いわゆる給付の長期化ということにならないように、そして就業が促進できるように、そしていわゆる給付のバランスが保たれるような、こういう主張が盛られているわけですが、これが、これについては、時代あるいは背景が変わっていく中でいろいろな問題だとうと、こんなふうには思いますが、この辺については継続した中でひとつ御議論を賜りたい。

特に、一般的に間々ある例としては、雇用保険財政がいわゆる硬直化してきたから、あるいは赤字になるからカットするんだと、というふうな印象が、先ほども述べておりますように、先行しないように、そういうことに留意をしていただきたいと、こんなふうに思うんです。

その点で、冒頭申し上げましたように、当初は、雇用保険会計というのが、現行一・四％を一・六％で労使で分担をしていこうと、ということでしたけれども、政府・与党としては、この際、値上げをしていくことについては、やっぱり労働者の皆さん方に対して大変負担が重くなるんではないのか、あるいは使用者側にとっても負担が大きくなってしまうであろうと、という形で、私も与党としては、二年間の猶予期間の中で、いわゆる雇用保険制度というものを安定化する路線へ乗せるためにこの徴収を二年間先延ばしたと、こういうふうな先ほども申し上げ、そのことを重ねて申し上げておきたいと思うんですが、それと

この保険料率を据え置くことに当たって、さきの補正予算より一般会計から二千五百億円の早期再就職支援基金を設け、この効果により雇用保険の収支改善を図られるようにしたことでありまして、これも、考えてみれば、これは一般財源から雇用保険会計の方へ、という形であれども初めてこれが付いてきたという認識は他の、特に財務との間では、今後もこの問題については、一つの糸口が出てきたんであって、そういう一つの方向

性というものが今後も継続できるのかどうなのか、これは事務当局にお聞きをしておきたいと思っております。

○政府参考人(戸利和君) 今回というか、さきの補正予算で設けました早期再就職者支援基金でございますけれども、これは、不良債権処理の加速をしようという政府の改革プログラムの中で、これにより失業者の発生というものの影響が出てくるだろうと。それに対応して失業者の早期再就職を支援するために設けたというのが財務省と我々の共通認識になっておるところであります。

ただ、実際の効果ということになりますと、今、中島委員おっしゃったとおり、これにより雇用保険の受給者の早期の再就職が促され、それによって給付の削減効果が出てくると、これも事実で、それによって雇用保険財政にプラスの、かなりプラスの効果が出るというふうなことになるわけでありまして。

今後について、正直言って役所の立場で今後の予算をどうということとはなかなか申し上げにくいわけでございます。我々としては、今回の雇用保険制度の改正によって、今後、少なくとも五年間程度は収支の安定が図られるような制度を仕組んだつもりでございます。そういう意味で、不良債権処理のように予測できないような突発事態が起きたときにはまたどういふ離職者対策等を講じるのかということ、それは十分あり得る話だろうと思っておりますが、今の段階で今後どうするというのはちょっと申し上げることは控えさせていただきます。

○中島眞人君 時間もありません。率直に言って私は、今回の改正が、十七年度からまた雇用保険が引上げになるという、二年間据置きを置いているわけでございますけれども、二年間たったときには雇用保険会計というものが健全に運用されて労働者の皆さん方の負担が増加をしないような、二年間とは言っておりますけれども、会計が改善をされて、いわゆる増負担にならないように十分努力をしていただきたいと、こ

んなふうに思いますと同時に、もう一つ、もう答弁は結構でございますが、中長期的課題として、雇用対策を効果的に実施することにより失業者を減らしていく政策努力がまた必要だと思っております。そういう点で、雇用対策というのは常に厚生労働省の一つの基本にあるということを念頭に置きながら、ひとつ雇用保険の給付者を減らしていく、そして就業の早期化という問題について鋭意努力していくことを強く期待を求めて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○沢たまき君 公明党の沢でございます。よろしくお願いいたします。

大変厳しい雇用失業情勢に対応するため、政府は、一昨年、総合雇用対策を取りまとめ、雇用の受皿整備、雇用のミスマッチの解消、セーフティネットの整備を三つの柱として進められてきたところであります。

雇用の受皿整備としては、医療、福祉、環境分野での市場拡大、技術革新による新事業の創出など規制制度改革を通じて新市場、新産業育成、雇用のミスマッチの解消には官民連携をした求人情報の提供や職業紹介と職業訓練の提供による早期再就職の促進等ミスマッチのための連携強化、セーフティネットの整備としては緊急地域雇用創出特別交付金による地域のニーズに応じた臨時的な雇用創出、失業なき労働移動の強化など、三つの柱を立て、そして具体的な対策を執行してこられたわけでございます。

平成十四年度の予算では総額約三兆八千億円の雇用対策関係予算が執行され、雇用対策には万全の対策が講じられてきたわけですが、しかしこれだけの雇用対策が講じられたにもかかわらず、失業率はその後上昇をしており、失業等給付事業の財政の状況も悪化の一途をたどっているという状態でございます。

雇用保険制度は失業者にとっては最後のよりどころ、すなわちセーフティネットとしての機能を果たすものでございます。国のすべての総体的

な経済政策の影響がこの雇用保険制度に降り掛かってくるわけですので、その見直しは大変厳しいものがあるとは理解できます。しかし、雇用保険財政の推移を見ますと、平成十年から一段と収支の悪化が進んでおり、その後改正した雇用保険法の効果によって収入が持ち直したというものの、さきに述べましたように、失業率の上昇によってその効果も相殺されてしまつて今日の大変厳しい事態を招いているという。

前回の改正から今日に至った背景について厚生労働省はどう認識されているのか、伺わせていただきます。

○副大臣(鴨下一郎君) 前回の改正から今回の法改正に至った背景はどういうようなことなのかと、こういうふうなお話でありましたけれども、先生御存じのように、前回の改正以降、様々な状況、特に内外の経済状況等によりまして厳しい雇用失業状況が予測を超えて長期化しているというふうなことも含めまして、雇用保険財政が極めて厳しい状況にあるということをはねてから言われて、雇用就業形態の多様化が更に進展するなど制度をめぐる諸情勢も変わってきていると、こういうふうなことが背景にあるんだろうと思っております。

したがって、前回改正は四％台半ばの完全失業率の下で失業等給付に係る収支を均衡させることを目指して行ったものでありますけれども、実際には十三年度の完全失業率が五・二％の見込みを更に上回ったと、こういうふうなことから、失業等給付に係る収支は改正法施行後も赤字が続いておりまして、十四年度末の積立金残高が二千二百三十三億円で極めて低い水準で推移してきたわけでありまして。

また、受給者の早期再就職を実現する上で、高賃金層を中心とした基本手当日額と再就職時の賃金との逆転現象が際立ってきたと、こういうふうなこともございます。

さらに、雇用就業形態の多様化や前回改正時に行った短時間労働者の適用要件見直しの影響等に

よりまして、短時間労働被保険者が急増したと、
こういうようなことも重なりまして、制度の見直
しを行う必要が出てきた、こういうようなことで
ございまして、今回、特に昨年の四月に関係審議
会において検討が重ねられまして、昨年の十二月
に早期再就職の促進、働き方の多様化への対応、
再就職が困難な状況への対応等の観点から、言っ
てみれば給付と負担と両面にわたる見直しが必要
であろうと、こういうようなことが今回の改正の
背景でございまして。

○沢たまき君 ありがとうございます。

これ、通告はしていないんですけれども、私が
たまたま感じていることをちょっとお話ししたし
ますと、確かに戸部局長もおっしゃいましたよう
に、九・一とかBSEとか、その辺にすぐく、
リストラがはやったという言い方はおかしいで
すけれども、リストラが多くなった。また、あと
いろいろ大企業の不祥事等々もあつたりいろい
ろございまして、この失業率が高くなったという
その要因については、もちろんそのように経済の
不況もありますし働き方の多様という転換期とい
なこともありましようけれども、もう経営者の
労働者の解雇に、解雇といいますが、経営者の労働
者の雇用に対する安易な姿勢というものをちょっ
と私はかいま見ることがありますので、それもそ
の一つの要因ではないかと思ひます。

これは確かなことではなくて大変いけないと思
ひますが、ある自動車会社ですけれども、一つ
の自動車が大変短期間で利益を上げた。しかし、
それを見たもう片っ方のある大きな自動車会社
の社長は、あつちは大変に解雇をした上での利益を
上げた、我が社は一人も解雇していない上にちゃ
んと利益を出している。そういう経営者の労働
者に対する姿勢というののも一つの要因であるよ
うな気がいたしております。

この経営者の解雇に対する歯止めというものに
関してもしっかりと進めていくべきだと思つてお
ります。副大臣、いかがでございませうか。
○副大臣(鴨下一郎君) もちろん、雇用というの

は労使、特に労使の共同連帯の下で雇用が保たれ
るわけでありまして、先生がおっしゃるように、
ある種、経営者の努力によつて雇用を抱えていた
だけというところもあるかも知れませんが、
それだけでも、全体的な経済の状況から見ますと、
それぞれ経営者もそれから労働者も一生懸命やっ
ている中での例えば倒産だとか解雇だとかと、こ
ういうようなことが生じているというのが現実な
んだらうというふうに思つておりまして、それに
対していかに政府側としてセーフティーネットを
整備していくか、そして制度を持続させていくか
と、こういうようなことが重要なことだらうとい
うふうに思つております。

○沢たまき君 じゃ、次に参ります。

単に雇用保険財政の収支の改善を図るための給
付の抑制を行うというのではなくて、労働市場の
構造的な変化等を十分に踏まえて、厳しい状況
にある人は必要な給付を確保し、めり張りの利
いた見直しであるということ国民の皆さんに十分
に理解をしていただくよう努力をなさるべきだ
と思つておりますが、いかがでございませうか。

厳しい雇用失業情勢の下で社会的に弱い立場に
あります障害者の方々など再就職が困難な方々、
あるいは倒産・解雇により離職を余儀なくされた
パートタイム労働者の方については給付について
特段の配慮が必要であると考えておりますが、こ
の点、今回の改正ではどのような対応がなされて
いるんでございませうか、伺わせていただきます。

○政府参考人(戸部利和君) 雇用保険につきまし
ては、現在でも、障害者等の再就職の困難な方々、
それから倒産・解雇によりましてその御本人が心
の準備、あるいは再就職のための何の準備もない
ままに離職してしまつた場合に、再就職までに要
する期間がその他の方に比べて長く要するんじやな
いかということ踏まえまして、所定給付日数に
ついては、障害者の方、あるいは倒産・解雇等に
よる離職の方については長い所定給付日数にな
つていところでございまして。

〔委員長退席、理事中島眞人君着席〕

今回の見直しに当たりましては、一つは、今申
し上げました所定給付日数については、障害者の方
など再就職困難な方々、それから倒産・解雇の方
については現在の給付日数を基本的に維持するとい
うことでございまして。障害者の方については倒産・
解雇等以外の離職の場合でも給付日数を今回は維
持するというようにいたしております。

それから、先ほどちょっと申し上げましたが、
三十五歳から四十五歳未満の壮年層の方、この
方々の再就職もなかなか困難であるということな
ものですから、こういった方については、倒産・
解雇等で離職した場合には所定給付日数を更に三
十日延長するということで、めり張りの付いた給
付の内容にしたというつもりでございまして。

それから、パートタイム労働者についても、先
ほど申し上げました障害者の方々がパートであつた
場合、それから倒産・解雇等により離職した場合
については、給付日数を通常労働者の場合と、通
常のというのはパートタイム以外という意味で
すが、の給付日数と同様の水準まで拡充するとい
うことで、全体に再就職の困難度等を考慮した給
付の見直しを行う内容になっておるところであり
ます。

○沢たまき君 雇用対策について私なりの考えを
述べさせていただきますと思ひます。

この地方選の間、各地を回つてみて、地域の雇
用対策に一層力を入れるべきだとつくづく感じま
した。やはり、地域生活に密着した雇用政策の実
現、地域住民に密着した雇用政策の推進、今後一
層進めるべきではないでございませうか。今までは雇用
失業情勢について地域格差、地域間の格差が大き
くて、国の一律の地域雇用対策が功を奏しなかつ
たというのが現実ではないでございませうか。

私が読んだ法政大学の諏訪康雄先生は、欧米の
経験を通して、集権的な政策決定から分権的な政
策決定へと移行する流れを強め、地域や産業の多
彩な実態から懸け離れた画一的、一律的な政策を
上から押し付けることのマイナス面が意識され始
め、中央政府は、むしろ地域などからの多層的で

多様な政策決定の枠組みとなる基本制度を整備し
たり、分権的な政策決定の間の調整をする役割を
担うべきであると指摘されております。

地域百年の計となる本格的な経済雇用戦略とい
うものは、地方分権の下、地域が主体となつて独
自の雇用政策に取り組むための環境条件の整備が
不可欠と感じてまいりました。これを踏まえて、
その地域地域がそのオンリーワンとなる産業を
見付け出して作り出す動きを高めるべきだと感じ
ております。これが日本を再生させていくのでは
ないかと期待しております。

鴨下副大臣の地域雇用対策に対する取組につ
てちょっと伺わせていただきます。

○副大臣(鴨下一郎君) 先生御指摘のように、例
えば雇用状況も地域によつてそれぞれ偏在もある
わけでありまして、そういうようなことも含めて、
先生おっしゃっていることは極めて重要なことだ
らうというふうに思ひます。

国におきましては、全国的な視野から言つてみ
れば各種の雇用政策をやつていく、こういうよう
なことは国としては重要なことでありますけれど
も、反面、例えば地方の自治体が、地域の実情に
応じて国の施策とうまく連携をしながら、創意工
夫をしつつ、その地域に応じた雇用政策、雇用対
策を練つていく、こういうようなことが組み合わ
さるということが極めて意義深いことなんだろう
というふうに思つております。

厚生労働省の方でやることといたしましては、
一つは、地域雇用開発促進法によりまして、都道
府県が関係市町村の意見を聞きながら地域雇用開
発計画を策定した場合において、国としては、事
業主団体が実施する就職支援活動を支援する地域
求職活動援助事業、さらに、雇用機会が量的に不
足している地域等に事業所を設置した場合におけ
る労働者の雇入れを支援する地域雇用開発促進助
成金等の施策、さらに、地域の実情に応じて地方
公共団体にその創意工夫に基づく事業を企画、実
施していただくことにより、臨時的、短期的な雇
用機会を創出する緊急地域雇用創出特別交付金事

業など、こういうようなものを組み合わせていた
だきたいなというふうに思っておりますし、さら
に、これは各県の労働局においても地域の雇用対
策についてそれぞれ都道府県と協議を行う場を設
けておまして、こういう場を通じて、地域の言っ
てみれば実情に合わせた形で雇用に取り組んでい
ただきたいと、こういうふうにも考えております。

また、もう一つ付け加えて申し上げますれば、例え
ば、今回小泉総理の肝いりで行われました構造改
革特区等も含めて、それぞれ地域がうまく工夫を
していただくということが、先生がおっしゃる趣
旨を反映する上で極めて重要なことだろうとい
うふうに認識しております。

○沢たまき君 私は、地域から雇用の政策を作る
ためには、都道府県単位あるいは地域単位の雇用
の統計を国が調査し、公表していくべきだと思っ
ておりますが、いかがでしょうか。

昨年、総務省が都道府県別の完全失業率とか就
業者数、労働力人口の公表に踏み切ったと言われ
ておりますが、地域の雇用対策がしっかりと実態に
応じた雇用政策を進めるためには、この県単位、
地域単位の情報を、年間ではなくて、できれば月
単位の情報を提供していくべきだと思っております。
厚生労働省の労働局というのは県単位にある
わけですから十分対応できると思いますが、いか
がでしょうか。

○政府参考人(戸利和君) 御指摘のとおり、地
域の実情に応じた雇用対策を的確に行うとい
うためには、やはり各地域の雇用の状況、労働市
場の状況、これを正確に把握するということが不
可欠でございます。

労働局ということで申し上げますと、全国の公
共職業安定所で日々取り扱っております求人、そ
れから就職、それから就職、それぞれの件数につ
きまして、これは都道府県単位、それからハロー
ワーク単位で毎月取りまとめ、これを広く公表、
提供しているところでございます。特に、
労働局におきましては、当該都道府県の求人、求
職、就職の状況、それからそれぞれのハローワー

クの状況、そういったものにつきましてまとめて
例えば県庁にもお渡しするとか、あるいは経済界、
労働界、その他県民の方々に一般に広く公表、提供
していると、こういう状況でございます。

○沢たまき君 よろしく願います。
地域の雇用問題として、公共事業による雇用創
出効果というのが近ごろでは変化しているのでは
ないかと思っております。

公共事業の本来の目的であります社会資本を充
実させることによって災害を防いだり、生活の水
準を向上させたり、さらに経済効果を引き上げる
こと、それで国や地域の競争力を高めると、こ
ういうことになったわけでございますが、近年、近
ごろ社会資本がもう大変充実するようになってく
ると公共投資を追加しても従来のように成果を上
げるといことができなくなってきたとあります。
これは公共投資がすべて悪であるという概念では
ありませんで、従来のような公共投資主導の経済、
雇用の政策、対策は今や時代に合わなくなってい
ると。経済・雇用効果というのは、これではもう
限界にきているということでもあります。地域独自の
経済・雇用対策が主導でなければいけない、地
域が主導でなければならぬというふうになって
おりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(戸利和君) 雇用機会というのは、
元々それ自身を作り出すというのは非常に限界の
あるところでありまして、基本的には、経済活動
が活発になって、それにより雇用に対する需要が
出て、それで雇用機会が拡大すると、これが基本
だろうと思いますが、そういった意味で、公共事
業、公共投資の果たす経済効果、その雇用への
波及効果、これもかなり大きなものがあるんだろ
うと、こう思います。

ただ、今御指摘のとおり、公共投資もいろいろ
限界があり、いろいろな問題点の指摘もあるとこ
ろでございます。そういった意味で、今、委員お
話のとおり、地域による雇用対策あるいは地域
にふさわしい雇用対策、そういったものを地域の
創意工夫でやっていただくとするのは大変雇用機

会の創出あるいは雇用の安定という意味で非常に
重要なことだろうと、こういうふうにも思っていま
す。

そういった意味で、公共事業のみに依存せず、
民間企業あるいはNPO等々を活用して、それに
より雇用機会が増えるというやり方もあるわけで
ありまして、そういったことで、民間企業、NPO
を活用しつつ、公的な関与により雇用機会の創
出を図るというふうな考え方から、現在、緊急地
域雇用創出特別交付金を設けておることです。

これは、各県あるいは各市町村に、失業者の数
ですとかあるいは雇用失業情勢の深刻さの度合い
ですとか、そういったものに対応いたしまして各
県に交付金を交付させていただいて、各県、それ
から各市町村の創意工夫でいろいろな事業を行
い、雇用を創出していただいていると、こ
ういうものでございます。

さらに、これは考え方として、雇用が回復する
まで、あるいは景気が回復するまでの臨時的、一
時的な雇用機会を創出しようということござい
ますが、もう一歩進みまして、地域に根差した常
用の雇用機会を作っていたらどうかということ
で、今回、地域雇用受皿特別奨励金というものを設け
まして、これは地域に密着したサービス事業を行
う民間企業あるいはNPO、公益法人、第三セク
ター、そういった法人を設立して、三十歳以上六
十五歳未満の方の雇用の場を創出した場合に対す
る支援を行うということをやっておるところでござ
います。

それから、先ほど副大臣からお話がありまし
たが、都道府県と連携して雇用対策をということ
で、連携がうまくいくようにということで、連携
して国としてやることをいうことで地域求職
活動援助事業というものもやっているということ
で、最近におきます厚生労働省の雇用対策とい
うのも、委員御指摘の地域に根差した雇用対策とい
いますか、そういった方向にウェイトをかなり増
してきていると、こういう状況でございます。

○沢たまき君 最後に御要望として言おうと思っ
たことを局長先におっしゃってくださったので申
し上げますが、その緊急地域雇用創出特別交付金
のこの事業について、建設政策研究所北海道セン
ターの「地域に役立ち失業者を支える就労対策を
目指して 北海道における交付金事業と可能性」
と題する報告書の研究の中にそういうのがあつた
んですね。

もうこれすばらしい、これは私はもう、この交
付金事業というのは正しく地域と密着した雇用対
策だろうと思うんですが、大変、拓新から始まっ
て大変経済的に苦しい立場にある北海道が、森林
の整備とか埋蔵文化財の整理、子育ての支援、交
通弱者の対策、自然回復推進の調査、幼稚園・保
育事業、列挙し切れない様々な事業をこの交付金
で起こすことで新たな雇用を生み出したという記
述がありました。具体的には、同じ事業費の百万
円当たり、従来の公共事業費だと百万で十人です
けれども、その六倍以上の実績を示しているん
ですね。

だから、おっしゃったように、政府は本来の、
臨時的と言ったけれども、長期的に結び付けたら
おっしゃってくださったので、その工夫も是非
やっていただきたい。この交付金事業を充実さ
せることによって、地域の工夫と発想によって地
域の雇用創出を支援していただくよう要望してお
きます。これは御答弁要りません。

済みません、ちよっと国土省に聞きますが、地
域の公共事業のことについてちよっと伺いたいん
ですが、今までよりも小規模の公共事業にシフト
することの方が中小建設業者のシェアも雇用も拡
大する傾向が出ていますが、国土交通省は地域の
公共事業の在り方についてどう考えていますか。

○政府参考人(中山啓一君) 公共事業は、その実
施が短期的な需要を創出するという側面がござい
ます。優れた経済効果を有していると言われてお
ります。これまでも、このような経済効果により
まして経済の下支えに一定の役割を果たしてきた
というふうにも考えております。

一方、最近の厳しい財政状況の中では、これまでに重点化を図りつつ、よりスピーディーに、また低コストにより質の高い公共事業を進めるために、国土交通省といたしまして、抜本的な改革を進めることが必要であると考えております。その一環といたしまして、今後の公共事業の実施に当たりましては、特に地方につきましては、地方が自らの知恵と工夫で個性を生かしながら自律的な取組が進められるよう、政策の基本を、従来、均衡ある国土の発展というキャッチフレーズございましたけれども、個性ある地域の発展、個性ある地域の発展へと転換することといたしております。

〔理事中島眞人君退席、委員長着席〕

このため、具体的には、バリアフリーだとか中心市街地の活性化など、各々の地域が主役となって取り組むべき課題に対しまして国が地域の自助努力をサポートするなど、国と地方が適切な役割分担の下で、雇用の拡大にも配慮しつつ、地方のニーズに合った真に必要な事業に重点的、効率的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○沢たまき君 よろしくお願ひしたいんですが、従来のように経済を支えたり、それはもちろんそうなんですが、もうそういうことではなくて、表に出ておましてなるほどなと思つたんですが、大工事をするとなれば人数が多いのかと思つたら、そうではないんですね。そうではなく、小規模の方が単価も安く、また雇用も人数も増えているという研究発表があります。そのことを伺ったんであります。バリアフリーは国の政策で、バリアフリー法もできているわけですから、それはどんどん進めていただきたくて、これは雇用の問題で伺っているんですが、努力してください。大規模じゃなくてもいいですから、雇用の創出ができ、コストができ、中小零細企業の建設業の方がコストも、またシェアも広がるということですので、よろしくお願ひします。

次に伺います。

慶応大学の樋口先生なんですが、労働の生産性、資本生産性の経済効率の概念、こういうものではなくて、樋口先生は全要素生産性という、こういう概念を使つて、人口の一人当たり百万円の社会資本を増加した場合どれだけの地域の経済効果を改善できるか、都道府県単位で公共事業の効果をシミュレーションされているんです。

一九七五年と一九九八年では、その効果は、都道府県単位でも全体的にかなり低下をしております。これを拝見いたしますと、なるほどやみくもに公共投資をしてもその効果が低いんだということとは目に見えてよく理解ができます。

いわゆるこの樋口先生が言われる全要素生産性、新技術の開発とか地域の創意工夫、地域全体の取組など、地域の様々な要素の掘り起こしを含めた取組が大事であるということでありまして。地域の生活に効果のある雇用の政策と住民に密着した雇用の政策、こういうのを進めるためには、この全要素生産性を研究して政策を進めていただきたいと思いますが、副大臣のお考えをお聞かせして、終わりたいと思います。

○副大臣(鴨下一郎君) 先生おっしゃるように、地域のそれぞれの創意工夫でどういうふうな雇用を作っていく、なおかつその地域の経済を活性化していく、こういうようなことがこれから特に少子高齢化社会の中で重要なことでもあります。さらに、先生おっしゃっているように、それぞれの地域が特徴がないといけないわけでありまして、その地域の自治体の方、それから地域のそれぞれの活動をなさっている方々が一番その地域のことをよく分かっているわけでありまして、そういう方々の意見を聞きながら、厚生労働省の方の仕事としては雇用をいかに作っていくかと、こういうような観点から先生の御指摘を踏まえてやっていきたいというふうに思っております。

○沢たまき君 終わります。

○山本孝史君 民主党・新緑風会の山本孝史でございます。

大臣、本日に御苦労までございます。今も衆

議院本会議がおりになって、こちらにいられて早速の質疑でございますが、お聞きをしましたら、この二十五日の金曜日の午後からマレーシア・クアラランブル及びスリス・ジュネーブに行かれて、またすぐ帰ってこられる、二十九日にお帰りとお聞いております。

マレーシア・クアラランブルは例の重症急性呼吸器症候群対策、SARS対策ということで行かれるそうでございますが、シンガポールは、話を聞かせておきますと、建国以来の、ひょっとしたら国がつぶれるんじゃないかというような大騒ぎになっているそうでございますので、中国当局の情報隠しというのも大変問題だと思っておりますけれども、是非情報交換をしつかりしてきていただきたいことと、それからスリスへ行かれます、WHO、ILOに行かれるそうでございます。ILOでは非日本の労働のこの状況ということをお話しただいて、率直に意見交換、公務員制度の問題についてもILOに提訴をさせていただいておりますが、先方の受け止めの問題、それから我が国が批准をしております多くの条約がございます。それについての日本国の対応ということもお話合ひ、率直に世界各國の潮流ということについての議論をしていただきたいと思ひますし、WHOに行かれますれば、お書きをいただいておりますが、是非たばこ対策について、世界の中で大変大きな議論になっております、この委員会でもこの後健康増進法の議論もございすけれども、たばこ対策についての世界の潮流というものについて、是非最新の情報を持って帰っていただいております。是非最新の情報を持って帰っていただいております。

御苦労さまでと申し上げながら、各種御注文というかお願ひを申し上げて、大きなお土産を期待しておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

早速質問に入らせていただきたいというふうに思ひます。

また、今朝、実は御担当の方に御無理を申し上げまして、渋谷のヤングハローワークとしおや

ワークプラザに行かせていただきました。御担当の方と御意見を交換をさせていただきました。とりわけ若年者の就業対策をどう考えるのかということが、私のこの後の質疑でも触れさせていただきたいと思つておまして、その参考にとつて行かせていただきました。急なお願ひで迅速に御対応いただきました。また御丁寧な御説明をいただきました。御担当の方の皆様に御礼を申し上げます。

さて、法案でございますが、まずお聞きをしておかなければいけないと思つておきますのは、この法案の施行日の問題でございます。五月一日となつておまして、先ほどの提案理由説明にも、何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます、こうおっしゃられました。

これは紋切り型の表現で、こう書いてあるわけでございますが、参議院が今日から審議を始めまして、五月一日ということで、日程的に考えましても、間に連休が入るわけでございます。与党の皆さん方は、二十四日、あさつてもこの委員会であつて、二十五日、大臣は午後から外国でございすから、午前中の参議院の本会議で可決をして五月一日の法律施行に間に合わせようと、こういう腹積もりだと思ふんですが、実際のところ、それできちんとした対応ができるんだろうか。速やかに御可決をと、こうおっしゃつておられるわけですが、本日に五月一日でいいと思つておられるのでしょうか。

私は、御担当者の方と率直に御意見を交換させていただいて、正直なところ、これはなかなか厳しい、困る、本日は連休明けで六月の半ばぐらいからの施行にしたいだのが、一番いいという率直なお声もいただきましたけれども、今のままでいきますと五月二十五日の金曜日の午後法案が成立したということで各事業所に通知をする、郵便物を送る、月曜日の二十八日の午後郵便物が届く、翌二十九日はお休み、三十日一日挟んで五月一日施行日でございます。

そういう極めて厳しい窮屈な日程の中で、与党の皆さん方が無理やり日程を組んで、それで国会の審議の、あるいは国会対応のメンツを優先をして、結局そのしわ寄せは労働者に行ってしまう。それが本当にいいのだろうか。それが厚生労働大臣としてのお考えなのでしょうかということをまずお聞きをしておきたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 初めに、衆議院の方の本会議がございまして、途中で退席させていただいて、それぞれ御質問いただいている皆さん方にも大変御無礼を申し上げました。おわびを申し上げますと存じます。

さて今、山本議員からお話ございました本法案の審議並びに五月一日施行ということになっているこの状況についてでございますけれども、私はお願いをしている立場でございますから、先ほど紋切り調のお願いを申し上げたというふうにご御指摘をいただきましたが、まさしく速やかに御審議をいただき御可決をいただくことをお願いを申し上げなければならぬ立場でございます。なかなかそれ以上のことを私から申し上げるのは言いにくいわけでございますが、いずれにいたしましても、五月一日という差し迫った日程になっていることもまた事実でございます。

その日程を念頭に置きながら、この法律を参議院におきまして可決をしていただきましたならば、速やかにひとつその周知徹底方に努めたいというふうに思っているところでございます。できるだけ最大限の方法によってそれはする以外にないだろうというふうに思っておりますが、そういうことでお許しをいただけたらと思います。

○山本孝史君　政府・与党は一体だと理解をしておられますし、法律を出されておりますのは政府でございまして、自らが、この審議日程の中で労働者に迷惑を掛けるわけにはいかないという意味で、自ら五月一日の施行日の修正を御発言されればいいわけですね。厚生労働省としてはこういうことで最初はお願したけれども、こうなったのことで、今からでもいいので提案を変えますと、施行

日を五月の連休明けにセツトをし直していただいで結構ですと、いや、むしろそうしてくださいと、こうおっしゃればいいことだと思っているんです。物理的に私は周知徹底は不可能である。一生懸命やりますとおっしゃっておられますが、では法案が成立する前から何かできるわけではございません。

御担当の方には、これでは無理じゃないですかと申し上げましたら、いやいや先生、この法案を閣議決定といましようか審議会で決定をしたときの新聞報道、一月二十三日の新聞でございます
が、一月二十三日の新聞に失業手当などの給付削

減案答申、労政審が答申をしたという記事がございまして、これを見られた皆さん方は五月一日から失業手当等は減額される、雇用保険は改正されるということを御存じだと、こうおっしゃったんで、そんなばかなことはいない。そんな一月の二十三日の新聞を見て、五月一日からどう変わるかなんてことを考えている人間がいるはずがない。これはやはりきちつと法律が成立をしてからそれぞれの事業所を通じて労働者に通知をするというのが、これは厚生労働省として取るべき当たり前の姿だと思うわけです。

法案を審議をしていたくのは国会ですから、

できるだけ速やかにおつしやるのは、理屈はそうかも知れません。しかし、閣法としてお出しをいただいている既に出された法案ではありませんが、今からでも私は、厚生労働大臣の立場として、法案の施行日については修正をさせていただくと、こういう御発言をされるのが責任ある立場におられる私は厚生労働大臣の姿勢ではないか、こ

う思いますので、改めてこの施行日について自ら修正されるお考えはないのか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) まだ子供は生まれていないわけでございますから、生まれた後どうするかということは次の段階でございますが、今はこの子供が生まれるようにどう皆さん方をお願いをするかというのが当面の課題であろうと思っております。

ます。生まれます時期によってそのほかのことはすべてまた決まってくるわけでございますから、現在の段階ではそれをお願いを申し上げるという以外にないと思っております。

○山本孝史君　建前の話はそうですけども、現実を見てやるのが仕事だと私は思いますので、今のはある意味では無責任、そして、どうにでもなれ、あとは現場が何とかやってくればそれでいいではないか、こういう姿勢だと私は思います。

今回この国会に労働関係の法律が幾つか出されてゐるわけです。この雇用保険法の改正あるいは労働基準法の改正、そして派遣労働、職業安定法の改正。言わばこの国会、雇用国会とも当初言われていたわけですが、私は、厚生労働省は一体どっちを向いて仕事をしているんだと。企業の側を見ているのか、あるいは与党の意向だけを酌んでいるのか、本当に労働者の立場になった労働行政をしようとしているのか、非常に私は不思議に思いますというか、首をかしげております。

したがって、大変失礼な質問なんですが、厚生労働省は企業の味方なんですか、あるいは労働者の味方なんですか、どちらなんですかということをまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 今までから労働省というのは労務使三者一体になりまして、法案にいたしましたも、すべてのことに御相談を申し上げてまいりました。これはもうずっと長い、旧労働省時代からの慣例でございます、そんなにすべてのこと、そんな小さなことまでそういうふうにしなくてもいいじゃないのところが言いたいほど、すべてのことについてそういうお考えのお聞きをしながら、その中で進めてきている、そういう今までの経過がございます。

しましたが、私は、単にこれは雇用者の方を向いているとか、あるいはまた労働者の方を向いているとかということではなくて、政労使三者の十分な審議の上に事を進めてきている、そういう皆さんのお声というものを反映させながらやっ

てきているというふうに理解をいたしております。

○山本孝史君 政労使三者構成の中で中立的な立場といえましょうか、そういうことでやってきているんだと、こうおっしゃりたいんでしょうけれども、どちらが力関係があるかと言われれば、当然雇っている側の方に力関係が大きいわけであって、その意味で、労働者側を向いているというよりは、私は、労働者の側に立ってどうしていくの

か、そして何よりも、これからの日本の大変厳しい失業状況が続いている中で、あるいは大きく経済の状況が変わっていく中で、働くということはどういう意味合いなのか、働くということはどうやって守って、作っていくのか、そのことについての明確なメッセージが出てこないということが、私は、申し訳ありませんけれども、一体どちらの側に立っているんですかと、こう申し上げている私の思いの中なんです。

なぜそういうことを申し上げるかというと、今回、労働基準法の改正で、この後審議になるわけですが、解雇することができるということを明記して、これがいろいろ議論になっているわけですが、解雇はいつでもできますよということを変更して労働基準法に書くということと、

私は一歩企業側に立った姿勢だと思っておりますが、そして解雇しやすいという状況を作りつつ、今回の雇用保険法の改正で失業してしまうと受ける金額は非常に少なくなる。解雇されやすくなつて、しかし解雇された後だれが助けるかということについては、更に失業手当は少なくなっていくという中で、おまえらはそれで頑張れよと、こういうメッセージにしかない。

しかも、採用については期間限定の契約社員の姿勢がほとんどと広がつておりまして、いつでも社員を解雇することができる、働いている者を解雇することができるといふ状態が拡大していくのじゃないだろうか。派遣労働が製造現場にも広がってきますし、正社員が一層少なくなっていくというこれからの世の中でございます。その中で

裁量労働制が更に広げられて、そして、幾ら働いても所定労働内で働いたとみなされて賃金もそれしかもらえないし、また、そういうものだという事で労働基準法の枠外に置かれていく。さらに、過重労働で、今、上はリストラされる、下からは入ってこないということで、三十、四十代の人たちが非常に過重労働に追い込まれている。

こういう状況の中で、一体、今回出てくるこの雇用保険法の改正、労働基準法の改正あるいは職業安定法、派遣労働法の改正、それぞれを通して見ていくと、どう見たって、好きにやっていると、企業経営が苦しいなら企業が何とか頑張っているように社会的な規制は緩くしますよ、あとは経済が回復するのを待つだけです、こういうふうにしただけじゃあ受け取れないんですよ。だから厚生労働省は一体どっちの側に立っているんですかと。やっぱり三者構成の中で云々ということとを格好良く言うんじやなくて、労働者の立場を、弱い立場に立っている人の声をしっかりと受けて私たちは行政をやっていきますと、こう発言するのが厚生大臣としての立場じゃないんですか。

○国務大臣(坂口力君) 解雇のお話が出ましたけれども、現在、四要件、これは裁判の結果として出ているものでございますが、その結果に対して我々は何らそこにプラスをするとかマイナスをするとかという考え方は毛頭ございません。今までのこの考え方を守りたいというふうに思っている次第でございます。

ただ、裁判所のこの判決は特定のものに対するこれは判決でございますから、それが一般化されているとはいいたすもの、やはりそこを一般の、全体に通じてその思想を広めていきたい、全体的にその考え方を浸透させるという意味で法理として取り上げたところでございまして、それによって今までも雇用者側に立つとかあるいは労働者側に立つとかいったようなことでは決まっていますんで、今までのその考え方をそのまま踏襲していききたいと思っております。

また、今、厚生労働省は弱い立場の労働者の側に立つべきではないかというお話がございましたけれども、現在のこの厳しい企業状況を、経済状況を見ましたときに、やはり経済あつて、そしてその中で雇用が生まれてくるようなそういう産業あつて、そしてまた雇用もそこで増大をしていくわけでございますから、一概に勤労者の立場だけを主張をしてというわけにもまいりません。そこは客観的な立場に立って、先ほど申しましたように、政労使三者それぞれの立場がございすけれども、双方の御意見を十分にお聞きをしながら、そしてまた上げていくというのが私たちの立場ではないかというふうに思っております。

もちろん、その中で労働者側の御意見につきましても十分お聞きをして、その皆さんの御主張もできる限りその中に取り入れていくという、そういう立場を取っていることは間違いがないわけでありまして、そういう姿勢でこれからも進んでいきたいと思っております。

○山本孝史君 労働基準法の解雇規定の問題については法案が審議をされたときに改めて議論をさせていただきたいと思っておりますけれども、親鳥を殺してしまつたのではどうしようもないじゃないかと、こういうふうにおっしゃるわけでございますが、親鳥も健全な親鳥でなければ困るわけであつて、何でも生きていけばいいかという話でもないだろう。

しかしながら、やっぱり私は、答え方として、あるいはその姿勢の見せ方として、そういう政労使三者の方で云々と、こうおっしゃるだけではなくて、もう少し働いている側の声を受けた姿勢での御発言というのはあるのではないだろうか。かねて労働大臣も御経験をされておられるわけでございますし、厚生労働大臣も長く今務めていただいてるわけでございますが、この間のことを考えれば、もう少し私は人間味のある、あるいは労働者の声に、側に立った御発言をいただければと思いますので、残念だと、こう申し上げておきたいと思ひます。

さて、今回の改正によつて、「求職者給付の支給を受ける者は、必要に応じ職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない」という、いわゆる求職者給付受給者の責務の規定が新たに設けられることになりましたが、なぜこのような規定を置くことになったのか、その理由を御説明をいただきたいと思います。

○副大臣(鴨下一郎君) 先生がおっしゃっているのは第十条の二だというふうに思いますが、求職者の給付受給者の責務に関する規定につきましては、職業能力の開発、それからその向上を図つては、誠実かつ熱心に求職活動を行うというふうなことで、かねてからそういうふうなことであつたわけでありまして、そういうふうな趣旨を法律上、これは確認的に明記すると、こういうような趣旨でありまして、先ほど大臣のお話ではありませぬけれども、足すものもなく引くものもなく、極めて中立的に、確認的に明記をさせていただくと、こういうような趣旨でございます。

○山本孝史君 ただいまの御説明は、かねて説明されておられることと同じ言葉が繰り返されたわけでございます。確認的に書いたんだと、こういうことでございますが、なぜ確認的に書かなければいけないのかということをお聞きしているわけでございます。

○政府参考人(戸利和利君) 雇用保険の基本手当の給付の運用につきましては、保険料を支払つていただいている事業主、それから被保険者の方、それから受給者の方、それぞれにいろいろな思いを持ちながら運営されているということだろうと思ひます。

正直言つて、今回、二年間の保険料率の据置きをするということはあるわけですが、その後は更に千分の二の保険料の引上げをさせていただくということ、事業主の方にもそれから被保険者の方にも更なる負担をお掛けするということになるわけでありまして、それからもう一つは、やはり真剣に仕事を探し

ている方々、こういった方々についても、賃金、離職前賃金の高いついては給付額を、給付率を圧縮させていただくと、こういうふうになつていくわけでありまして、やはりそういった中で雇用保険の運用を見ますと、やはり例えば、少なくともという意欲が本当にあるのか、安易に権利であると勘違いをされて給付を受けられる方、あるいはもう引退するつもりであるにもかかわらず、その給付を受けようとする方、こういった方がいるんじゃないかというふうに思つておる方がやはり社会的にはかなりおられるということも否定し得ないことだろうと思ひます。

そういった意味で、書かずもがなだという御意見だろうと思ふんですが、そういった今回の雇用保険制度の改正の中で、やはりその雇用保険にかかわる事業主、それから被保険者の方、あるいは受給者の方、そういった方々に雇用保険の基本的な考え方、要するに労働の意思及び能力を有するにもかかわらず就職に就くことができない状態にあつて誠実に求職活動をしているということが必要なんだということを、という精神を確認的に書かせていただくというふうに考えたわけでありまして、

これは、大臣もいろんな場で申し上げておるところでありますけれども、この条項を入れたからといって、これまでの運営、運用を変えるというつもりはありません。そういった意味で、確認的に雇用保険の考え方というものを関係者の方に理解いただこうと、こういう考え方で設けようというものであります。

○山本孝史君 ただいまの御答弁は、かねてされておられる、これも繰り返して申しております。ただ、これができたことで運用を変えることはない、こうおっしゃいましたので、恐れ入りますが、今後、通達を出される折に、給付を受けている人たちにどうこうしろとか、あるいは現場で指導をするというときのその通達については、こ

の委員会に必ず御報告をいただくようお願いをしたいと思ひます。委員長、お願いします。

○政府参考人(戸利和君) 委員長、理事の方と御相談させていただきます。

○山本孝史君 委員長と御相談と言っているけれども。

○委員長(金田勝年君) ただいまの発言は、後刻理事会で協議をさせていただきたいというふうに思ひます。

○山本孝史君 いろいろと法案がで上がりますと、この委員会の中でのいかなる審議をされているとも、その法案がある意味では独り歩きをするということがございまして、しかも、私たちの委員会の知らないところでいろんな通達が出ていくというのがこれまでの例でございますので、恐れ入りますが、ただいまは確認的に書いていただけてあつてこれによつて現場の指導が、あるいは対応が変わるわけではないという局長の御答弁をいただきましたので、それにかかわるような通達を出しになることは必ずこの委員会にお出しをいただいてからにしていただきたい、このように重ねてお願いを申し上げます。

それでは、今日、ヤングハローワークに行かせていただきましたと冒頭申し上げました。高卒の就職難の問題について少し御説明をし、そして大臣の御見解をお聞きをしたいというふうに思ひます。

お手元に資料をお配りをさせていただきます。ごらんをいただければというふうに思ひますが、厚生労働省で発表いただいております高卒、高校の新卒者の就職内定率の推移という表でございます。

昨年十一月末の六〇・三%が一月末には七四・四%となつて改善されたように一見見えるわけでございます。日にちを追つて、各年度とも十一月末、一月末、三月末、六月末ということで数字、内定率の数字は上がつてまいります。しかしなが

ら、この内容を詳しく見てみる必要があるのではないかと思ひます。

二枚目の数字をごらんください。この数字は、一枚目の表の、図の裏付けになる数字でございますが、この三月の高校新卒者の就職内定率七四・四%、一番右下に数字がございまして。就職内定者も十一月末から見ますと二万二千人増えております。いいことだつたと思ひますが、就職内定率の算出の分母となつております求職者数でございますが、昨年十一月末の二十万五千五百十人が一月末には十九万五千四百四十人と減つております。要するに、これ何で減つたかといふと、この間に就職ではなくて進学に希望を変えた方、あるいは縁故就職等々をなさつた方、あるいはもう求職するのをやめようと思つた方がこの分だけ減りまして、結局分母が減つたことで就職内定率の見掛け上の改善に大きく影響をしているというのが実態だと思ひます。

経年的に見ていただきたいのですが、毎年七月末での求職者の率、十一年の七月末、全生徒数の中で二〇・八%の方が就職を希望しておられましたが、それが毎年、二〇・〇、一九・三、一八・九とずつと下がつてきております。

それで、こういうふうにごらんいただけますように、また学年末での未就職者が毎年約二万人ほど、学年が終わつても、すなわち卒業しても就職のできなかった人が毎年二万人程度出る、当初就職を希望しておられましたが三割ないし四割がその望みを表現できずに進路変更かあるいは就職できない状況を余儀なくされている。そしてまた、この表の中には中退をした方は出てこられませんが、そういった方々を含めると、高校で勉強はしたけれどもその後の進路がめどが立たないという方が非常に多くおられるということがよく御理解をいただけるというふうに思ひます。実は、もう一つの問題なんです、それでもまだ進学できる子はいいのかなというふうにも思ひます。あしなが育英会という団体がございまして、坂口厚生労働大臣もよく御理解をいただき、

また御支援をいただいている団体でございますが、このあしなが育英会は病氣あるいは自殺、災害などで親を失つた遺児たちに奨学金を貸与して高校、大学の進学を支援しておりますけれども、一つの調査をいたしました。それは、昨年の四月に奨学金を利用しての高校三年生に就職の希望を聞いたところ、九百十九人の奨学金を利用しての高校三年生のうち三〇・六%、三割の人が就職を希望しておりました。お配りをすれば、数字をお配りをすればよかったんですが、済みません、口頭での御説明になつておりますが、三割の人が去年の四月時点では就職を希望しておりました。うに、二〇%程度の就職希望率からすれば、遺児家庭の皆さん方の就職希望率は一〇ポイントほど高いということになります。

それから一年たちました。新年度を迎えまして、この四月八日にこの人たちに再びその後の進路についての調査をしたところでございます。就職をした人が、就職希望の中で就職をした人が六八・四%、進学をする人が九・三%、決まつていないが就職先を探す人は一三・五%、迷つている人は八・八%という数字でございました。この進学する人を除いて再計算しますと、就職を希望していた人たちのうち就職した人は七五・三%で、残りの二四・六%の人たちが、就職を希望していたけれども新年度となつても今も就職先を探している、すなわち潜在的な無業者になつていくか、あるいは当てもなくさまよつていく潜在的な無業者の状態になつていく。就職を去年の四月に希望したけれども、四人に一人は結局のところどうしようもなく、当てもなく今まだ仕事を探しているかさまよつていくという状態になつていく、これが状態だろうと思ひます。

申し上げましたように、経済的にも余裕があれば、当面の就職浪人を回避するといひましようか、専門学校に行く、あるいは大学に行つてこの表からは消えていくわけですが、遺児家庭の場合はそれでもない経済状態に置かれており

ますので、こういう状況になる。この閉塞状況に対する絶望感というのは非常に深いものがあると私は思つております。就職ができないということ、こう言つては何なんです、生徒の出身階層と進学した高校ランクとは強い相関関係にあると言われているので、就職できないということ、この低い社会階層が再生産されるということになるわけでございます。

大臣に是非お聞かせをして、また御意見あるいは御感想をお聞きをいたしたいと思つておりますが、あわせて、あしなが育英会で、就職できなかった、あるいは迷つていくという遺児たち、あるいはそのお母さん方に聞いた声がございまして。是非お聞きをいただいて、御感想をお聞かせをいただきたいと思います。

埼玉県の母親。求人が少なく、思うような職もなかつたので進学に切り替え、今子供はアルバイトで学費を稼いでいます。本当は就職してほしかった。下に弟もいるし、できれば思い直してほしいのですが、就職できないので仕方ありません。福岡県の男子。就職活動を続ける予定だけれども、アルバイトもないような状況でどうしようかと焦つています。兄の就職もまだ決まつていないのでとても不安です。三重県の母親。娘は土日アルバイトをしながら就職活動をしています。私は目が不自由なので何も力になつてあげられないし、仕事をしてくれと言ひ過ぎると本人が悩んでしまふし、全くどうしたらいいかわかりません。兵庫県の女の子。近いところでは求人がないし、遠いところは交通費がないので面接にも行けません。群馬県の同じく女の子。とにかく就職できればいいと職種を問わず探していますが、先生にももう自分で探してくれと言ひましました。

こういう状況に今、この春卒業した多くの子供たちが追い込まれている。こういう声を聞かれて、大臣、率直なお声を、あるいは御感想をお聞かせをいただきたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 若年者、とりわけ高校を卒業した皆さんの就職が非常にうまくいって

ない、大変心を痛めているわけでございます。あ
しなが育英会の皆さん方のお話も今お聞かせをい
ただいて、大変な環境の中だということをよく理
解することができます。

それで、先日、若年失業者と申しますか、若
年者で就職ができなくなってきた背景は一体何な
のか、いろいろの分析をやっているところでござ
います。

完全に今で上がったわけではございませんけ
れども、端的に申しますと、一つは、いわゆる技
術面あるいは地域水準と申しますか、高度なもの
が要求されるようになりまして、そして企業の側
が採りますとき、今まで高校生を採っておりまし
たところが、最近は大学、短大等を採っているとい
う面が半分ございます。それは程度の高い部分
の上半分でございます。今度は逆に、普通、だれ
でもできるような仕事と言うと少し言い過ぎが
ございますけれども、それほど高いレベルを要求さ
れないような仕事の部分はパートの皆さん方に
取って代わられている。

したがって、今までの高校生の就職の部分
は、非常に難しい上半分のところは大学、短大あ
るいはまた技術学校等の卒業生に占められる、下
半分のところはパートの皆さん方にゆだねられて
いる。そうしたことで特に高校の卒業の皆さん方
の就職というものが低下をしてくている。そうい
う実態がかなり浮き彫りになってきておりまし
て、これらのことを踏まえて、これからどうい
う手を打っていくかということが大事だというふう
に思っている次第でございます。

これは厚生労働省だけではいかんともし難い問
題でございますので、これは文部科学省あるいは
また経済産業省ともタイアップをしていかなけれ
ばならないというので、間もなく、そうしたタイ
アップをしてどうこれを克服するかというお話し
合いをすることになっておりますが、いずれにい
たしましても、教育の問題も考えなければならま
せん。

といいますのは、一時期、工業でございますと

かあるいは土木でございますとか、そうした技術
系の高等学校が、それはもうなかなか就職ができ
ないというふうなことで、だんだんと普通科を目
指して普通科に転換されていきました。特に地方
の方におきましては、農業だとかそうした、畜産
だとかそうした学科のあったところも普通科高校
にというふうな転換をしていきました。そのこと
が現在、今度はその普通科高校のところ、大学
等に行く場合にはよろしいんですけど、そこがまた
就職をするという場合になりますと、そこがまた
非常に難しい状況になってきている。むしろ、技
術を身に付けた子供が、お子さんが要求されると
いうようなことがあったりいたしまして、もう一
度、そうした高等学校の教育の在り方等にも、考
え方をもう一度考え直すということも大事でござ
います。それから、それは少し時間の掛かる問題でござ
います。中期的にそれは行うとしまして、当面
の問題として何ができるかということをもう少し
詰めて考えなければならぬ。そして、今年、そ
して来年卒業する、今年、来年といったような
あるいは去年卒業した方でまだ残っている人もあ
ります。その中にはフリーターとしてその日そ
の日を送っているような人たちもあるわけござ
います。それから、その当面の皆さん方に対して何が
できるかということと少し中長期的な問題とに分け
てこれは考えていかなければいけないというふう
に今思っているわけでございます。

少し厚生労働省の範囲を超えたところで総合的
に対策をもう一度考え直すということに今迫ら
れていてというふうな理解をいたしておきまし
て、そうしたことで現状を打開をしたいというふ
うに今考えているところでございます。

○山本孝史君 今朝、渋谷のヤングハローワーク
あるいは渋谷のワークプラザを拝見させていただ
きました。機会があればあちらこちらのハロー
ワークに寄せていただいております。

是非ひとつまずはやっていただきたいなと思っ
ておりますのは設備面の問題であります。相談を
していただく窓口、隣同士でございますけれども、

この間を高いパーティションで区切っているとこ
ろと、パーティションなしに隣席と、隣で何をしゃ
べっているかが聞こえるようなそういう相談窓口
もございます。今日行かせていただきましたヤン
グハローワークでは、高いパーティションで区切
られておりまして、しかも普通のハローワークよ
りも広いスペースを取っておられて、相談員と相
談にいられた方が斜めに向き合うようなテーブル
の配置になっておりまして、相談する側にもい
が二つ置いてございまして、家族で来られたり友
達で来られたりしてもいいようにというふうな配
慮もしておられました。また、インターネットを
利用しての適性検査等々もやっておられまして、
こんなのは是非サイトでだからでもアクセスで
できるようにしていただきたらいいなというふう
にも思いました。

そういう意味で、設備面の部分と、まだまだや
れる部分はあるなと思いましたが、今日、高卒の
あるいは若年の方の就職問題は是非やっていただ
きたい、すぐにもやれると思っておりますのは、就
職相談をする方の数を増やすということ、学校に
とりわけ置いていただきたいというふうに思っ
ています。

一番よろしいのは、今日も心理のカウンセラー
の方がこの渋谷のヤングハローワークで相談に
乗っておられます。予約制でやっておられますけ
れども、一か月先まで予約は一杯になっているそ
うで、来られた方は一杯持っておられる仕事のこ
と、あるいは家庭のこと含めて、悩みの御相談を
しておられるわけでもあります。

高校でも、私、地元大阪の就職担当の先生方
とできるだけ懇談をさせていただいておりますけ
れども、熱心な就職担当の先生がおられる学校は
非常に高い就職率を示していると思っております。
なぜなのかなと思いましたが、一年生のときから
その生徒さんをずっと見ておられますので、その
生徒の適性ですとかあるいは性格ですとかを学校
の先生方よく御存じなわけですね。そういう意味
でのお取組がやっぱり必要なんじゃないだろうか

と。初見で、すぐにそれでどうこうということに
就職はなかなかならないのではないかと思ってい
ます。

したがって、高校での就職指導の環境を整備し
なかつたらいつまでたってもこの状況は変わらな
いのではないかと。個人的に何か機械ですとかある
はその場ですとかというのではなくて、個人的によ
く話を聞いて指導してあげるといふ体制を取らな
いと就職に結び付いていかなければいけないかと
思っています。

今年の政府の予算案に対して、民主党は独自の
予算案を作らせていただきました。その中に、高
等学校に職業カウンセラーの設置をするというこ
とをお盛り込みをしました。次世代のために人へ
の投資、あるいは地域の教育力の強化が必要であ
ると、こう思っています。就職指導教員あるいは
専門員の加配、あるいはその先生方が求人の開
拓に回られるその求人開拓の費用といったような
面も是非面倒を見ていくべきではないかと思っ
ています。

このお話を実は厚生労働省にしましたら、済み
ません、学校の話は文科省ですと昨日も言われま
して、今日そういう意味で文科省の初等中等局長
来ていただいておりますけれども、文科省として
是非、就職のための就職指導部あるいは進路指導
部を強化をする、その中に専門的なカウンセラー
のできる人、教員であつてもいいし、あるいは
専門家であつてもいいと思っておりますけれども、を配
置していく。やっぱり人に対しては人の配置をし
ないことには問題解決しないと思うんですが、そ
ういうお取組をしていただけないかということをお
聞きをしたいと思っております。

○政府参考人(矢野重典君) まず、御指摘のと
おり、高等学校新規卒業者の就職は極めて厳しい状
況にあるわけでございます。我が省といたしま
しても大変憂慮をいたしているところでございま
す。

このような状況を踏まえまして、私どもいた
しましては、これまで経済団体へ働き掛けをして

まいりましたし、そういう、そのような働き掛けはもとよりでございますけれども、御指摘の就職支援体制の点でございますが、これにつきましては、就職指導を専門に行います就職支援のための教員、これを私どもはジョブ・サポーター・ティーチャーと呼んでおりますけれども、こうした教員の配置でございますとか、あるいは地元産業界などの外部人材を活用したキャリアアドバイザーを配置するなど、それぞれの高校におきましてきめ細かな就職支援体制の充実に努めてまいっているところでございますし、また、厚生労働省と協力して、未定者に対する職業相談、あるいは就職準備講習の充実といったようなことにも力を入れているわけでございます。

さらに、当面のことではございませんけれども、生徒の望ましい職業観、勤労観を育成する、そしてその適切な職業選択に資するように、インターシップの推進といったようなことについても力を入れてまいっているところでございます。

私どもといたしましては、今後とも、このような対策を総合的に取り組むとともに、厚生労働省と連携を一層密にして、学校における就職支援の更なる充実に努めてまいりたいと考えております。

○山本孝史君 大臣も局長も、両省よく緊密に連絡し合って、協議し合って、あるいは経済産業省等も入っていただいと、こうおっしゃっているんですが、やっぱり若い人たちが夢を持ってもらう、あるいは若い人たちがこれからの世の中の大変大切な宝なんだと、こう口では言うんだけど、政府がやってくることはそうじゃないというふうに見えないんですか。

例えば、じゃ、文部省と厚生省、厚生労働省の間でちゃんと若年就業を進めるための協議をするような機関なりあるいは窓口というのはきっちり決まっているんですか。

○政府参考人(戸利和君) 一つは、両省次官をキャップというかトップにしまして関係の局長との協議会をやっています。それから、あとは、

それぞれのテーマごとに、例えば人材育成であるということであれば、職業能力開発局とそれから初等中等教育局あるいは高等教育局というようなことでやっていまして、安定局のことで申し上げますと、若年者対策、それから新規卒業者対策の担当課長あるいは担当補佐、これは相当頻繁に文部科学省の担当の課長なり補佐なりといういろいろ協議し、相談しているという状況でございます。

○山本孝史君 局長さん、申し訳ありませんが、その事務次官を長とする協議機関があつて、どのぐらいの頻度で協議をしておられるんでしょう。どんなことを話し合っておられるんでしょう。

○政府参考人(戸利和君) 私の理解では、多分一年に一回だろうと思います。一年に一度、それぞれの立場からどういったことを取組もうとしているのか、それから、どういったことが隘路になっているのか、それから、両省それぞれこういうことをやるうじゃないかというふうなことをテーマを出して協議をしていると、こういう状況であります。

具体的なことは、その後、先ほど申し上げました、それぞれの局レベルあるいは課長、課長補佐レベルで細部を詰めていると、こういうやり方です。

○山本孝史君 年一回事務次官が集まって、それでこんなことをやってみようか、ああだこうだと言ってみても、こんなの始まらないです。会議をしているなどというふうにはおこがましくて言えないんです。担当局長のレベルの協議、あるいはその下の課長さんレベルの協議、申し訳ありませんけれども、どういう形でいつこういう人たちが集まってこういう会議をした、こういうことを話し合いましたというのを、恐れ入りますが、この一年間ぐらいで結構でございますので、ペーパーにしてこの委員会にお出しをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(戸利和君) 非公式のもの、公式のもの、いろいろございますが、記録に残っている限り、まとめまして先生のところにお届けします。

す。

○山本孝史君 記録に残らないような会議というのはないと思うんですね。それは正式な協議機関でも何でもないわけで、したがって、当初申し上げましたように、きっちりとした協議機関を作ったってくだされう。

国として、若年者というものが非常に、就職が大変重要であつて、毎年二万人もの子供たちが高校を卒業しながらも就職できずにいると。フリーターになつていくというの、決してそれは選んでやっているとはいえないわけですよ。それしかないからそうなることであつて、その人たちのことも考えると、あるいは中退に追い込まれていくというの、結局絶望的な状況の中で、親を見ていても親も大変厳しい中でリストラをされていく、子供たちも仕事がない。どこを向いたって閉塞している世の中の中で、どうすりゃいいんだというのが今の子供たちだと思うんですよ。そういうことを考えますと、せめてやっぱ大人の世界はきちんとしたものを作っていくべきじゃないか。

年一回の事務次官会議じゃなくて、あるいは記録に基づけばやっているともしないというのではなくて、きっちりとした、せめて月一回ぐらいの把握をしながら、新しくこういう施策を組み立てておきますというところで御発表いただけるような、そういうしつかりとした取組をしていただけないだろうか。厚生労働大臣、そういう取組をしていただけないでしょうか、お願いします。

○国務大臣(坂口力君) これは、先ほどおっしゃったように、やはり現場にある人に、例えば現場で学生の就職をお世話している先生、その先生の中にも熱心、不熱心もあるわけですが、そこに、その先生方に現状の新しい情報というものをいかに提供するかということに私はもう尽きてくるところでおります。

この省と省との間の話し合いもそれは大事でございますけれども、なかなかそこでは現場に即した

ことになつてこない。ですから、現場のところから積み上げていかないとけないというふうに思つておまして、今年、少ないですけども、ジョブサポーターというんですかね、学校の先生と御一緒にその地域の企業を回るとか、その先生方に、こういう制度を、こういうことを、今ありますからこういうことを考えてはどうでしょうかというふうなことをお話をしたり、一緒に行動したりという人をつくつてきている。

いいところは、先ほどおっしゃつたように、本当にいいですね。私も昨年の九月か十月ごろ、九月ごろだったと思いますけれども、私の地元の高等学校へ行きまして、工業高校ですが、もう一〇〇%就職決まりましたというふうに言つておみえになる。それびっくりしたんですけれども、そのときにも商業高校は大変のようですよということを言つておみえになつた。やはり科によつても違うんだらうというふうに思いますが、やっぱそういう、より具体的なことでどうするかということになつていかないとけない。

もう一つは、やはり企業の側にも、現在だけではなくてももう少し長い目で考えて、そして雇用というものを考えていただかなければならない。そこをやはり私たちもしっかりこれは言つていかなといけないというふうに思つております。

そうしたことの、やはり現場のそうした積み上げということを中心にしながら、国として、何を今必要としているか、どんなことを国がやらなければならないかといったことを発信してもらつて、そういう体制が今は大事だと私は思つております。そういう方針を積み重ねたいと思つております。

○山本孝史君 大臣おっしゃる通りに、やはり現場がどうなつていくかということをよくつかんで、それに即した仕組みを組み立てていくということだと思ひます。

私どもが卒業したときはこんな就職難の状況ではございませんでしたので、それぞれ自分の就職あるいは求職体験を持ちながら考えているわけで

すが、世の中は全く違ってきていますので、その状況に即したものを作ろうとすれば、やはり現場で一番御苦労をいただいているまは高校の先生方のお声をしっかり受け止めていただいて、何がいいのかという話だと思ふんですね。

一人一社制が邪魔しているから就職が悪いんだとおっしゃいましたが、現場では一人一社制なんてとんでもない、だってそもそもそんな数来ないものと、一人で複数受検できるほどに会社の求人来ないんだからというお話であって、頭の中で考えることと現実とは大分違いがあると思ふています。

その意味で、是非、どんな声が協議をする場に出がってきていて、それを基にして厚生労働省があるいは文部科学省が、あるいはその他の省が一緒になってどういふ協議をして、この結果としてこういうことをやっていきますという流れが国民の側に見えるように是非していただきたい。そのために、今先ほど、御無理な御注文かもしれないが、どういふ協議をしておられてどういふ内容であったのかというのを是非この委員会にお示しをいただきたい、こう申し上げたわけでございます。是非御対応いただきたいと思ふいます。

それで、質問時間が限られておりますので恐縮ですが、今後の雇用の状況あるいは失業状況の見通しとそれに対する労働行政はどうなっていくのかという基本的な、今後、申し上げましたように、労働基準法にしても、あるいは派遣労働にしてもいろいろな法案ございますので、一般質疑的な質問で恐縮でございますけれども、一体これから先どうなっていくと思っておられるのか。

そして、それに対してどうするかということなんです、私一番気にしておりますのはワークシェアリングの問題であります。あれほどワークシェアリングをどうしようと言っていたのに、ワークシェアリングはどこへ行ってしまったのでしょうか。一体この先どうなるのでしょうか。

政労使のワークシェアリングの検討会議で政労使の合意が発表されました。政府の財政的支援措

置はしかしながら引き続き検討にとどまっておりますし、実際に採用されておられる会社が増えてこないということについて、一体どう受け止めておられて、これからどういふこととしておられるのか。ワークシェアリングはもうやめだ、こういうことなのか、あるいはやりたいと思つていけるけれども進まないからそのままほっておこうと思つておられるのか。一体どういふ受け止めをどうしていかれるのか、お聞かせをいただきたいと思ふいます。

○政府参考人(青木功君) ワークシェアリングの問題につきましては、もう先生御案内のことと思ひますけれども、昨年の十二月二十六日に政労使ワークシェアリング検討会議におきまして、いわゆる多様な就業型のワークシェアリングの推進について合意をいただいたところでございます。

その基本認識といたしましては、ワークシェアリングにつきましましては、これからの労働力需要、少子高齢化が進行する中で、様々な働き方というものも生まれてこないことには、家庭責任がある方々、あるいは高齢者、様々な人たちの力の発揮が難しいこと、あるいは企業側でも様々な形の働き方でもって働く労働力というものを調達していく、そういった上で極めて重要ということの位置付けの下に合意をいただいたところでございます。

しかしながら、この問題につきましては、例えば賃金の問題、働き方の、現在のいわゆるフルタイムを前提とした様々な制度との調和の問題といったことで、法制面はともかく、実際の企業のプラクティス、それらにかかわるまで様々な見直しをすることが必要になるというふうなことも共通の認識でございます。

そこで、とにかくこういったことが働く現場にとっていいことであるということとを分かりやすくお示していくことが重要であるということと、今年度の事業といたしまして、多様な就業型ワークシェアリング導入モデル開発事業といった事業を労使の御協力を得て展開しようということにいた

しております。現在、日本経団連それから連合の担当の方と協議をいたしておりますので、できるだけ早い時期にこういったものをスタートして、こういった働き方が今後にとって有益であるということと関係の皆様にも分かるように示していきたいというふうな思っております。

○山本孝史君 有益であるということは、示していただかなくても多分みんな有益だと思つていらっしゃるんじゃないでしょうか。

それを進めていくために、あるいは進まないのはなぜ進まないのかというところがどういふ御認識ですか。

○政府参考人(青木功君) 端的に申し上げますと、一つは、まず働く側からの意識でございますけれども、やはり一定の時間で、例えば一日八時間、週四十時間という中で生計が立っている、あるいは、それに加えて一定のお約束の中で超過勤務手当も含んだ形で生活設計ができていたというところで労働の組織ができています。

それから、雇用する側の立場にとつてみますと、逆の意味で、そういったいわゆるフルタイム雇用の方々を前提といたしまして、そこに例えばパートタイマーの皆様、あるいはアルバイトの方々とあるいは派遣労働の方々、いろんなことを組み合わせることで調達をしているんですけれども、そこそこに出てきている例えは労働保険の問題であるとか、あるいはパートタイマーの問題の中で現在検討されているような幾つかの問題、一体それを克服、現在のところ克服しにくい環境のものが幾つかあるということがなかなか直ちに進んでいかない原因ではないだろうかというふうな思っております。

○山本孝史君 克服しにくい状況は恐らくこれから先はますます克服しにくい状況になるんじゃないだろうか。そのときに、先ほど冒頭、大臣に御質問を申し上げました、一体どう向いているんですかという中で、やはり社会的な規制をある程度度していかなければ進んでいかないのでないだろうか。超過勤務を前提に生活が成り立つ

ておりますと、であれば、これはずっとそのままいつてしまふわけですね。個人の働き方の問題ではありますけれども、やっぱり長時間労働はしてはいけないんだということと、労働基準監督署の、きちんとした長時間労働ないあるいは労働時間管理の不法な問題については対応していくとか、あるいはやっぱり同一労働の同一賃金で均等待遇を考えていくということとを打ち出していかなければならないと、そのときに必ず企業側がそれは困ると、こう言うわけですが、しかし全体として考えた日本国のためになるということとを是非説得しながら、そういう方向性に努力をしていかなければならないんじゃないでしょうか。企業が言っているとおりにはやらないでこの状況は絶対変わらないと思ひます。やっぱりワークシェアリングをする中で、みんな仕事で少しずつ分け合うということとでなければ恐らくいかなんじやないだろうか。

高校の卒業生に聞いてみましたが、やっぱり先ほど大臣もおっしゃいましたけれども、男の子にとつてはもう製造の現場はないわけですね。みんな外国行つてしまつていく。女の子にとつて、販売とか事務をやりたいたいと思つても、みんな短大とか大学生に取つて代わられていく。そうすると、本当に仕事が残らないですね。それじゃなくて、やっぱり私は、失礼だけれども、日系人に働いていただくのもいいけれども、日本国内で卒業したばかりの高校生の職場を是非そういうところでも確保してくれよというのが正直な思ひなんです。

そういう意味で、企業の流れでいけばなかなかいかなないものを、是非法的な整備をするという姿勢の中で企業に考え方を覚えていただくということが必要なんではないかと思ひます。またどこかの機会でもやらせていただきたいと思ひます。今回の法律の中で給付制度が見直しになるわけですから、もう一度確認をしておきたいんですが、この給付の削減額、何といひましょうか、

削減額というのかあるいは抑制できた額というのか、いろいろありましようが、給付の制度の見直しで給付の削減額が幾らになるのか、それによって国庫負担の額は幾ら減少するという計算をしておられるのか、お聞かせをください。

○政府参考人(戸利和君) まず、十五年度、初年度でございます。基本手当の給付率、それから上限額の見直し、それから通常労働者と短時間労働者の所定給付日数の一本化等々の制度改正によりまして、それに伴う早期就職促進効果、これも合わせますと約三百億円の給付減ということを見込んでおります。これによりまして国庫負担額は五百八十億円の減ということを見込んでいます。

更に申し上げますと、さきの補正予算で早期再就職者支援基金を設けました。これによりまして雇用保険受給者の早期再就職が進む。あわせて、この基金によりまして支援金を受ける場合には雇用保険の就職促進給付を受けないということになりますので、その効果が約一千億円の給付減、これに伴う国庫負担額の減が約三十億円の減、合計いたしますと平成十五年度におきます全体の給付減は約四百億円の減、国庫負担額の減は約六十億円、こういうふうにご考えております。

○山本孝史君 そうしますと、二千五百億円の早期再就職支援基金を作られた結果としてこの雇用給付の方は一千億円給付が減ると、こういうことで、それで国庫の負担がそれによって幾ら減るとおっしゃいましたか。

○政府参考人(戸利和君) 約三十億円でありま。これは、就職促進給付は国庫負担がございませんで、この三十億円の効果というのは何かと申しますと、これによる早期再就職が進んで基本手当の給付が少なくなると、こういうことでござい。ます。

○山本孝史君 税金と保険料とをどう考えるかですけれども、片方で二千五百億の税金を使つて、片方で一千億の保険料給付が減ると、こういうことでおっしゃっておられるわけですがけれども、二

千五百億円、先ほど中島委員は、政府としては二千五百億円大盤振る舞いで出したんだと、こういうような自画自賛のお話をされたわけですがけれども、二千五百億円出しても、こっち側で一千億円、実は保険給付が減るわけですね。要は、このお金というのは、給付を受けたときに残り三分の二を残す、すなわち三分の一の期間の間に再就職をすればこの基金からのお金がもらえると、こういうことになっていくわけですね。

じゃ、そんなに、一千億円とおっしゃった。どのぐらいにそこらわれるのかと私思っているんですが、今の失業給付の受け方を見ますと、これは皆さん方は非常に腹立たしいと思っておられるんですが、皆さんはというのは厚生労働省の職員の方たちですけれども、実際のところ、給付が終わってから就職をする方たちがいるんだと。だからこれは困ると。だから、できるだけそんな人は給付を受けている間に早く就職してくれよと、こう思っておられるわけですね。

それに対してインセンティブを掛けるために、三分の一の間に就職をしてしまえば、後の方からのお金で更にそれに対して御褒美を上げましよう。と、こういう話になるわけですが、しかし現場で実際のところ求人活動を始めて、求職票を持つて、そして実際の今度は就職をさせてあげようというか、求人をしていく会社の方はなかなかそれですぐには決めてくれないわけですよ。自分たちの方で手元で持ちながら一か月ぐらい、あるいは二か月ぐらいの間に決めたらええわと、こう思っているわけ、なかなか仕事が決まらない。そのうちにだんだん日にちがたっていくわけですね。だから、私は、思っているほどにこの二千五百億円を使う人は今おっしゃったほどにはならないんじゃないだろうかと思つています。

しかも、このお金が残つたら、今度は失業給付金に貸付けをする。貸付けをするということですから、失業給付の状況が良くなればそこから返してもらおうということですから、実際のところ国庫の二千五百億円はそう痛まないという計算に

なっているんじゃないだろうか。だから、出した出したと余り偉そうに言うなという感じが私はこのお金はしております。

そういう意味で、何かニンジンをおろして早く就職しろというよりは、もっといい仕事を作れよというふうな多分職安に来る人たちは思っているんじゃないかと思つてます。そのことだけ指摘しておきたいと思つてます。

それからもう一点、確認のためにお聞かせをいただきたいのは、保険料の問題であります。

今度は、原則千分の十六ということですが、本則は千分の十六とお決めにありますが、千分の十四で二年間いくと、こうなっておりますが、まずお聞きしておきたいのは、その途中で状況が悪くなれば、千分の十四ではなくて本則千分の十六にこの二年間の中でも戻ることがあるかということ。更にお聞きをすれば、その先、千分の十六の本則ですから、弾力条項を発動して千分の十八に、場合によってはこの二年間の間にもなることが法律上はあるかどうかということをお聞かせをいただきたいと思つてます。

○政府参考人(戸利和君) 答弁申し上げます。先ほどの件でちよつとお時間いただきましたと思うんですが、先ほども申し上げました早期再就職者支援基金の効果は、これは一年分のということか、平成十五年度の効果として一千億円ということか、ございまして、基金自身は二年間で二千五百億でございまして、その一千億というのは一年分であると、こういうことをちよつと申し上げておきます。

それから、今のお話でございますが、確かに法律上は現在でも弾力条項発動の要件は満たしておるわけでございますが、万一、雇用情勢が急激に悪化して積立金を使い切つても給付できないというふうなケースになった場合にどうするかということだろうと思つてますが、まず我々の考え方としては、まず予備費を使用するということにならうかと思つてます。予備費が大体千九百億ほど組んでおりますのでまず予備費を取り崩すと。その後は

雇用安定資金の残高、これがまだございしますので、雇用安定資金の臨時的使用を行うと。それからその次は、先ほどお話のございました基金に、早期再就職者支援基金に余裕金があればこれを借り入れるということでございますが、弾力条項の発動というのは、そういったあらゆる手段を使つてもなおかつ給付の財源に事欠くといった場合にやるということでありまして。

我々としては、とにかくそんな事態にならないように、雇用保険、もし成立させていたいただきましたならば、今回の改正の雇用保険制度の確な運用といえますか、そういったものに努めてまいりたい。あわせて、先ほどお話のありましたとおり、やはり雇用機会をどうやって解消していくのか、それからそのミスマッチをどうやって解消していくのかという意味で、雇用対策の充実ということも必要だろうと思つてます。

あらゆる手だてを含めまして、とにかくこの二年の間に弾力条項を発動するようなことのないように全力で努力をしていきたいというふうに思つてます。

○山本孝史君 言葉の使い方なんですけれども、本則千分の十六になつていて、今は千分の十四で二年間止めておこうと。これ、千分の十四を千分の十六にする、本則どおりにするということも弾力条項の発動ということなんではないか。

○政府参考人(戸利和君) 本則は、今御指摘のとおり、本則は一・六であります。附則で一・四ということになつてございまして、保険料率は一・四でございまして。後は弾力条項を〇・二の範囲で発動することが理論上は可能というか、法制上は可能ということでございますので、万策尽きてという場合には弾力条項を発動すると一・六になると、こういうことであります。

○山本孝史君 もう一問お聞きをしておきたいというふうにしてありますが、緊急地域雇用創出特別交付金の問題でございます。大変大きな効果があったとほかの委員が御指摘をされましたけれども、四千三百億円を交付して、

基金、十六年度末で解散ということでございますので、まだ年度途中でございますけれども、四千三百億円を基金として持っていて、これまでに幾らのお金が使われて幾らの人が採用されたのか、そしてその人たちのうち何人が今も継続して雇用されているのか、その数字を教えてください。

○政府参考人(戸利和君) 緊急地域雇用創出特別交付金でございますが、これは平成十四年の一月から始めたものでございますけれども、平成十四年の一月から三月までで約八十九億円、これによりまして二万三千人の新規雇用が創出されたと。それから十四年度におきまして千四百億円、約十四万人の新規雇用が創出されたということで、これは、十四年度は都道府県から出していただいております事業計画の積み上げでございます。ですから、実際には単価が少し安くなった、あるいは事業に余計足が出てしまったと、いろいろな事態があると思いますが、大体結果としてはこの千四百億円の近傍で決算が締まるんじゃないかと、こう思っています。そう前提いたしますと千四百八十九億円これまでに使っているということでございます。

それから、そのまま交付金で民間に委託しております、あるいは臨時教員等で自治体が行っております交付金の事業にそのまま引き続き雇われた方というのは全部で三百六十二人。これは、一月、先ほど申し上げました平成十四年の一月から三月までに行いました事業、それが四月になってその事業に引き続き雇われていた方というのが三百六十二人と、こういうことでございます。ですから、二万三千人の新規雇用があったわけですが、そのうちの三百六十二人の方がそのまま交付金で行っていた事業に引き続き雇用された、こういうことでございます。

ただ、民間企業にとつてみますと、自治体からの発注がそこで切れてしまうということもあるわけですから、そうすると事業を、新たな事業展開をするとか別の顧客を見付けるといった限りでない限りはなかなか事業主の方もそういった方を引き

続き雇うということにはならないということで、この三百六十二人については事業主が、その持っている能力、あるいは本人の性格、あるいは適性、こういったものを高く評価して引き続き雇用したということではないかと思っています。

○山本孝史君 ちよつと耳がのこのろ悪くなっているんでよく聞かえないんですが、その二万三千人を採用はされた、しかし、その後継続して雇用されている者は三百何人しかないということですか。だから、結局、緊急地域雇用創出特別交付金、その三か月単位、六か月単位、いろんな条件が付いてどうなんだろうと、こう言っていたわけですね。確かに、お金が四千三百億の基金を作つて、そのお金が使われることによって一定の仕事は無理やり作り出されてきてアルバイト的に働くことはできるんだけど、それは必ずしも継続的な雇用にはなっていないと、こういう認識でよろしいんでしょうか。

○政府参考人(戸利和君) 緊急地域雇用創出特別交付金は元々、今御質問のとおり、臨時的、一時的な雇用機会を地域の創意工夫で作つてもらうと。ただ、昔のように失業対策事業になつてはいかぬ、失業者が滞留し非効率な事業が営々と行われるということになつてはいかぬのではないかと。景気が回復し雇用が回復するまでの間の臨時的な措置として行っているというのが本来の目的でございます。そういう意味では本来の目的に沿って運営されているということだろうと思います。

ただ、我々としては、やはり交付金の事業で働いた、働いて得たノウハウなりあるいは技能なり知識なり、そういったものがその後の再就職に生かされるということが非常に重要ではないかというふうに思っています。そういった意味で、現在、交付金の交付に当たりましては、交付金事業を行います自治体に対しては、事業の企画立案に当たつてなるべく、交付金の事業での就業が終わつた後、再就職に結び付きやすいような事業を企画いただくように、それから、実際に交付金の事業

で働いていた方については、その後の再就職のための相談をハローワークでできる細かに行うというふうなことで、当該事業にそのまま引き続きということよりは、むしろ交付金の事業で働いて得たノウハウなり知識なり技能なり技術なり、そういったものを再就職、早期再就職にいかうまく結び付けるかということで取り組んでいるということでございます。

○山本孝史君 恐れ入りますが、じゃ、この交付金を受けた人で再就職している人たちの数というのは御存じなんですか。

○政府参考人(戸利和君) これは現在調査中でございます。調査ができましたら、また公表したいと思っています。

○山本孝史君 四千三百億のお金でまだこれからやっていくわけですから、お金といわゆる政策効果としての評価をするためにも、一体どれだけの効果があったのか、あるいは、これが今後の雇用の創出あるいは今後の労働行政の中でどう位置付けをするかということにも大変重要でございますので、その評価はしていただきたいというふうに思います。

ただ、指摘だけ申し上げたいと思いますが、この中に中小企業の特別委託事業というのがございます。この委託対象事業は、常用労働者数五十人未満で三年前からの直近の事業年度まで二年連続売上高が減少して、直近の事業年度の売上高が三年前の売上高と比較して三分の一以上減少している、この企業がこの委託を受けれる対象事業となる。これ、普通に読んだら、もうつぶれている、つぶれ掛かっている中小企業に人を雇つてもらつて何とかそこで雇用を生み出そうと。これ、基本的に発想が無理があると思います。

こういう事業まで作り出してやろうとしている中で、私は、やっぱりお金を付けたから何とかなつたんだという話はやめていただきたい。きつちりとした政策効果、例の少子化対策特別交付金もそうでしたけれども、しっかりとしたやっぱり事業の効果があつたのかどうかということを評価をす

る、それがやっぱり参議院としての立場だと思ひますので、是非数字は出していただきたいと思ひます。

時間になつてしまつていようでございますので、済みません、来ていただいていたんですが、お聞きをしたかったのは、失業したときに、だんなが失業したらいいよ奥さん、働いている奥さんの扶養者になつてしばらくやつていくしかないなと思うんですが、そのときにどうやったら保険料等の問題とか解決できるのかな、あるいは実際に被扶養者にしてもらえることになるのかな、その辺よく分からないので聞きたいと思つていたのですが、私の質問が時間がなくなつたので、ごめんなさい、また聞かせてください。

それで、是非、さつき何回もお願ひをしました、文科省と厚労省とその他の省庁の中できつちりとした協議機関を作つていただいて、こういうことを話し合つていまして、年一回の事務次官会議じゃなくて、あるいは立ち話的な話じゃなくて、ちゃんとしたメモでこうやってやっていますよというところが国民にも報告できるような税金の使われ方、行政のやり方をやっていたらいいと思ひますので、期待を申し上げておきます。

後、浅尾議員に質問替わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○浅尾慶一郎君 雇用保険法の質疑に入る前に、去る十八日に木村副大臣が厚生労働省の中の臨床研修制度に関する懇談会のあいさつの中で、司法制度改革で医療をネタに稼ごうおかしな弁護士が増える、こうした問題に対応するために研修は重要というふうに述べられたというふうに報道がなされております。その発言の経緯についてまず伺いたいと思ひます。

○副大臣(木村義雄君) 浅尾委員の御質問にお答え申し上げます。

まず、私が発言したことの意味を申し上げたいと思うわけでございますが、
そもそも医療は患者と医師との信頼関係を基本に行われるべきものでございます。このような観

点から、医師の臨床研修を必修化し、患者を全人的に理解することができる医師の育成を図ることが大変重要なことと考えているところでございます。

一方、昨今のアメリカにおきましては、医療をめぐる訴訟が大変多くなっております。医療現場も萎縮して防衛的になっております。これらに、このことが検査や医賠責保険料の増大に結び付き医療費が増嵩する理由の一つになっている、こういう問題が言われているわけでございます。我が国において、先ほど申しました観点に立った新たな臨床研修を進めることでこのような問題を防ぐことができるのではないかと考えているところでございます。

去る四月十八日に開催されました臨床研修制度と地域医療に関する懇談会における発言は、今述べたようなアメリカの医療に関連して伝えられていることを引用しながら臨床研修の重要性を述べたものでございます。新しい臨床研修は、医師個人の技術の向上というを超えまして、患者と医師との望ましい信頼関係を構築することの重要性を身に付ける場であると考えているところでございます。両者の関係が、両者の信頼関係がより深めることができれば、訴訟の頻発というものをいささかでも防ぐことができるのではないかと考えているわけでございます。もし不幸にも、不幸にも医療事故が起これば、訴訟を提起されている患者、家族の方々の置かれた状況や心情について十分理解をしているからこそ、このようなことをより一層理解をできる医師を育てるこの臨床研修の重要性について発言したものでございます。

また、現在の我が国の司法状況につき問題があるという発言をしているものではございません。以上のことから、こうした発言の真意について御理解をいただきたい。よろしくお願いを申し上げます。

○浅尾慶一郎君 臨床研修で患者さんとお医者さんとの間で信頼関係を築く、あるいは具体的な医療ではなくて人間的な側面あるいは人間的な交流

を増していくということについては私は反対するものではありません。しかし、そのことと司法制度改革あるいはアメリカの例をとらえて、じゃ、臨床研修でしっかりと信頼関係があれば訴訟がなくなるというふうにも取れるんですが、そういう意味で、要は信頼関係を築くということで、訴訟が起きやすいということの因果関係とか、関係が今の御答弁だとよく分からないんですが、もう一度お話しただけですしょうか。

○副大臣(木村義雄君) 医療というのは、何というんですか、特に医師の方々は非常に、何というんですか、ある意味で普通の方々がやったらそれは刑法に問われることなんです。例えば、手術というメスを使って体を切り開くわけでございます。医師はそのために刑法の除外規定としてそういうことが許されているわけです。そして、病気というもの、これは完全に治るものもあれば治らないものもあるわけであります。ですから、医者に掛れば病気が全部治してくれると。ところが、今申し上げましたように、治らない病気もある。

その辺をやっぱ医師と患者の方々が、両者が本心に信頼関係を持って、お互い説明し合いながら進めていかないと、手術をして成功しない場合ももちろんあるわけでございます。病気が思うようにならない場合もある。そこは病気としてやはりそういう元々の性格を持ったものでございまして、そこは相当信頼関係というものをこれから築いていっていただかないと、せっかくこの先生にお願いしたのに病気が治らなかった。治らなかったらすぐにまた何か別のアクションを起こすということでは、これはやはりとても、あのアメリカのような防衛医療や萎縮医療につながってしまうと、結局それは大勢の患者さんにとつては決して幸せなことじゃないわけでございまして、やはりその、今のやはり医療のそういう置かれた特殊性というものを十分理解をお互いにしていかないといけない、そういうことが大変重要なことではないかと、このように思っている次第ではあります。

○浅尾慶一郎君 つまり、今のお話ですと、例え言うならば、臨床研修と若干違うのかもしれないが、インフォームド・コンセントをしつかりしておけば、結果が望むようにならないかたとしても、それは事前に患者さんにも伝えてあることであるから、したがって医療過誤ということで訴訟にならないという御発言ではないかなというふうに私は理解をいたしました。

○副大臣(木村義雄君) 先ほど申しましたように、昨今のアメリカにおいては非常に医療訴訟というのが頻発している、そしてそのことによって医療費が増嵩しているという、そういう話を私はよくアメリカに行ってきた方々とか医療関係者の方々から聞くものでございます。そういう話を私はよく例え話として引用させていただいたような次第でございます。

○浅尾慶一郎君 アメリカで訴訟が多いというのは、件数としては事実かもしれません。しかし、御案内のとおり、アメリカの医師の恐らく臨床研修の時間というのは、何というんですか、医師免許を取った後のレジデンシーの時間を入れると日本よりも恐らく長いんじゃないかというふうに思いますので、その因果関係というのが全くここ、今の副大臣の御答弁では明らかに不十分ではないかというふうに思います。

○国務大臣(坂口力君) 今、木村副大臣の方から答弁ございましたとおり、医師のこの研修というのは倫理面におきます向上というものを図るということが、これは最も大事なことでございまして、それによって患者の皆さん方との間の信頼関係を築いていく。今までもそうして努力はしておみえになったんでしょうけれども、研修が一つの分野に偏っていると申しますか、そういう全体を見るということが今まではなかったものですか、非常にベテランの先生におきましては自分の専門以外のことに突き当たると大変いろいろの問題が起った。そうしたことをなくしていくという意味では、訴訟等が起らないかということと私は結び付くのではないかと今思っている次第でございます。

したがって、これから先、技術の向上等を目指していく、そのことによって患者さんとの間でのいろいろなことが起こるといったようなことがだんだん減っていくという方向に向かっていくということであれば、私はそれは一つの大きなプラスになるだろうというふうに思っております。そういう趣旨で木村副大臣が述べたとすれば、私は一つの考え方だというふうに思っている次第でございます。

○浅尾慶一郎君 臨床研修と訴訟との関係というのは、臨床研修をした結果、冒頭私の方からも申し上げましたように、患者さんとの信頼関係が深まるという側面がある。結果として十分に、必ずしも一〇〇%の治癒するかどうか分からないことであつてもそれに取り組むんだということで、事前に患者さんに告知をし理解をいただいた上でということであれば、そこはその臨床研修とこの部分とどういふふうに関係がしてくるのかというののもう少し私も専門ではありませんから分かりませんが、そのことと、じゃ司法制度改革で医療をネタに稼ぐということとは、必ずしもというか

全く関係がないというふうに思いますので、そこは十分に御発言に留意をされるようお願いを申し上げます。

次に、前回の駐留軍離職者等臨時措置法の質疑で積み残した問題がありますので伺ってまいりたいと思います。まず防衛施設庁は、前回、米軍との関係があるんで、労働基準法違反であるけれども、直ちには、変えていきたいと思うけれども、直ちにはなかなか難しいというような話を御答弁されたと思います。しかし、今日、外務省、外務副大臣お越しであります。日米地位協定にははつきりと駐留米軍には日本の法令の尊重義務というのが規定されておりますが、その点について間違いがないかどうか、副大臣、御答弁お願いします。

○副大臣(矢野哲朗君) 一般国際法上、接受国に駐留を認められた外国軍隊には特別の取決めがない限り接受国の法令が適用されず、このことは我が国に駐留する米軍についても同様と考えております。

しかしながら、同時に駐留を認められた外国軍隊が接受国の法令を尊重しなくてはならないことは、当該軍隊を派遣している国の一般国際法上の義務と考え、米軍もこの尊重義務を負っていることは事実であります。また、我が国に駐留する米軍は、我が国の法令を尊重する一般国際法上の義務を負っていると同時に、日米地位協定第十六条であります。このように考え方に基いて米軍の構成員及び軍属による我が国の法令の尊重義務を定めているというところであります。

○浅尾慶一郎君 今言われたのは、いわゆる日米地位協定の第十六条にはつきりと、「日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。」と。つまり、日本国の法令尊重義務が日米地位協定に規定をされているということとあります。そうだとすると、日本国の法令で、なおかつ労働基準法には罰則規定もあるわけでは

から、その法令を尊重するように義務付けられているというふうに理解すればいいんだと思います。

そこで、外務省からも駐留米軍に駐留軍関係労働者について労働基準法が守られるように働き掛けるべきではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○副大臣(矢野哲朗君) 駐留軍等の労働者の労働条件についてはありますけれども、現在、防衛施設庁並びに米軍の間で話し合いが行われているところであり、当面はその話し合いを見守りつつ、必要に応じては協力をしていきたいという考えであります。

○浅尾慶一郎君 先般の当委員会の質疑の中で、分かりやすい例の方から申し上げさせていたと思いますが、現在の例えは駐留米軍で労働されている方はマスターレーバーコントラクトという契約を結んでおられまして、その中で、例えば日本の法令では、現在、週の最低労働時間が、週の労働時間が四十時間というふうに規定されておるところが、一部四十四時間になっておると。これは労働基準法に反するということは、先般、当委員会でも明らかにしたわけであり、先般、当委員会でも申し上げたように、その際に、防衛施設庁からは、それは、確かにそれは労働基準法違反だけれども、米軍との関係もあるというふうなお話もありました。しかし、米軍との関係もある中で、私はむしろその米軍ということと理由にされておるんじゃないかなと。必ずしも米軍にとつて不利益な変更にはならない、日本の労働基準法を守ることは不利益な変更にならないというふうに思います。

なおかつ、なおかつ日米地位協定において、しっかりと米軍についても日本の法令を尊重するということが第十六条に書いてあるわけであり、それから、第十六条に書いてあるわけであり、今までも、そうだとすると単に不作為、今までも、やっつけてこれなかった不作為のことを相手側に責任を転嫁しているだけではないかというふうに私には聞こえるわけであり、

そこで、防衛施設庁長官、今日お越しでございませうけれども、いつまでに労働基準法の違反状態を改めるのか、明言していただきたいと思ひます。

○政府参考人(嶋口武彦君) 先生御指摘の点、課題、私持っていると考えております。

ただ、この問題が、果敢と申し上げているとおり、私どもの権限と責任のみに限って解決が可能であれば、先生御指摘のような時期を明言することは可能だと思います。ただし、しかしながら、果敢と申し上げておられますけれども、米軍と話をしなければ解決できないという問題でございますので、残念ながら私のみの責任において時期を明言するということは困難であります。

いずれにいたしましても、御指摘の点はよく承知しておりますし、それらを踏まえて今後とも米側と鋭意折衝して解決を図っていきたくと考えております。

○浅尾慶一郎君 米側と話をしなければということですが、先ほど申し上げましたように、米側には日米地位協定に基づいて日本の法令を尊重する義務があるということですから、外務省に伺いますが、じゃ、労働基準法という日本の法令を尊重しないという理屈付けは米側はできるんですか、地位協定上。

○副大臣(矢野哲朗君) 繰り返すようでありませうけれども、防衛施設庁の努力を見守っていきたくと思ひます。

○浅尾慶一郎君 私が伺っているのは地位協定の解釈でありますから、米側に日本の法令を尊重しなくていいと言ふことができるんですか。

○副大臣(矢野哲朗君) 先ほど浅尾委員が朗読されました十六条の解釈は、先ほどのとおりだと私も理解しております。

○浅尾慶一郎君 そうだとすると、米側は労働基準法を守らなければいけないことですね。

○副大臣(矢野哲朗君) 第十六条の解釈は、以上のとおりだと私も理解します。

施設庁から申入れがあったことに対して拒絶することができないという理解でよろしいですね。

米側は拒絶することができない。要は、労働基準法にのっとった形で三六協定等々を結んでいくということについて、日本の法令に従わなければならないということですね。

○副大臣(矢野哲朗君) さような問題意識の下に、るこの話し合いが行われているという善意に基づいての今は協議中だと私も理解をさせていただいているところでありませう。

○浅尾慶一郎君 もう一度同じような質問を別の角度からさせていただきますが、十六条というのは日本の法令を尊重しますというふうに書いてあるわけでありませうから、そうすると、米側からほかのことを理由に、日本の法令に反することについて、それを守らないということには抗弁ができないということではよろしいですね、外務省の解釈は。

○副大臣(矢野哲朗君) 十六条の規定を理解しつつ、あるべき姿を協議されていると私は解釈しておりますから、ひとつ協議を我々としても見守って、しかるべき結論を見いだしていただきたい、そのように考えております。

○浅尾慶一郎君 十六条ということで日本の法令尊重義務というのが定められているわけでありませうから、それを防衛施設庁としても米側に交渉の際に言われればいいんだと思ひますが、いかがですか。

○政府参考人(嶋口武彦君) 先ほどから御答弁申し上げたとおり、私どももこの問題大変大きな課題であるということで、鋭意米側と折衝しているところでございます。

○浅尾慶一郎君 余りやっても平行線になります。が、そもそも日本の法令を尊重するということが地位協定に書いて、それで米側も納得して結んでいるわけですから、そのことも日本から申し上げた上で交渉を、交渉という三六協定を結ぶなり、日本の法令に従うような形にしていけるのが正しい姿だと思ひます。それをそういうふう

に言わないというのは、まあこれ答弁求めてもきつと御答弁できないでしょうけれども、私はある面、法令あるいは条約、取決めのものを結んでおきながら、後はなあなあでやってきたという今までのそういう精神につながるのではないかと。

私は決して、アメリカという国は、自分で結んだ約束ということについて、しかもそれも明文化されたものであれば、そういうふうには指摘されれば、それはそれに従う国だというふうに思っていますので、そこは憶せずやられる方がいいんじゃないかというふうに思っております。ですから、即刻やっていただきますようお願い申し上げます。

そこで、次の質問に移らせていただきますと思いますが、駐留米軍に従事する日本の人は大体二万五千人ということなんですけれども、この職は障害者の雇用率というのは適用になるんでしょうか。

○副大臣(鴨下一郎君) 障害者の雇用の促進等に関する法律におきましては、国及び地方公共団体、民間事業者といった雇用主体別に雇用率制度等の障害者雇用責任を課しているところであります。駐留軍関係労働者については、日米地位協定に基づき在日米軍のために労務に服する者であつて国が雇用するものであるが、日米安保条約に基づく国家公務員法の特別法において公務員でないとされておりまして、障害者雇用促進法上に規定されている国の雇用義務の対象となる職員に該当するものではないことから、雇用率制度は適用されていないというふうなことであります。

○浅尾慶一郎君 ちなみに、二万五千人の企業で雇用率、あるいはそれ以上の企業で雇用率が適用されないケースというのはありますか。

○副大臣(鴨下一郎君) 現在の政令におきまして民間企業の法定雇用率を一・八%と定めているわけでありまして、五十六人以上の規模のすべての企業に障害者雇用率制度が適用されると、こういうような解釈であります。

○浅尾慶一郎君 米軍、在日米軍、駐留軍で働いておられる方の様々な職種、もちろんあると思いますが、私はいくつかの点で、必ずしも軍隊であるからそこは障害者雇用の雇用率を適用しなくいいというふうなことはならないんだと思えます。

それからもう一つは、例えば米本土の軍属にも恐らく障害者の雇用率というのが、アメリカのイコール・エンプロイメント・オポチュニティーという考え方、アメリカにもありますから、というか、むしろ向こうの方がその点においては多分進んでおるんだと思いますが、米本土でもそういう率が適用されているんじゃないかと思えます。

昨日、レクの中で外務省には、米本土の米軍で障害者の雇用率あるいは数というのはどんなものか教えてくださというレクの中で申し上げたと思いますが、数字をお持ちであればお答えいただきたいと思えます。

○副大臣(矢野哲朗君) 米国の国防総省の関係機関によれば、米国防省総数の障害者の占める割合でありますけれども、現在一・〇六%であるというふうには承知しております。

○浅尾慶一郎君 ちなみに、これは施設内に質問通告していないんですけれども、現在二万五千人いる日本の駐留軍関係の方の中で障害者の方は何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○政府参考人(嶋口武彦君) どのくらいいるかという数字については把握しておりませんけれども、平成十四年度の、年でしようか、年末調整において障害者の控除を受けた方は百三十名おられるというふうには承知しております。

○浅尾慶一郎君 そうすると、二万五千人に対して百三十名ということは一・五%強ということになります。

法律が適用にならないというのは、私は別に米側としてもこれは法律を適用する職種にしても困らないと思えますし、現在アメリカ本土においても、一・八%には及びませんが、一・〇六%であ

るということからすると、法律で措置をすべきではないかというふうな、適用除外という部分を変えていくべきではないかと思えますが、厚生労働大臣はどのように思われますでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 確かにこの問題、谷間になつていますですね。先ほどから議論ありますように、十六条によりまして日本の法令を守るというふうな、米国の法令を守るということになつています。ですから、その中に日本の法令の一つであります。何ですか、障害者雇用促進法、これもその一つでありますから、本当は守らなきゃいけないということになるわけですから、この雇われている皆さん方は公務員ではないと、公務員には当てはまらないと、こうなっているし、では民間かといったら民間でもないということ

で、何となく谷間になつてしまつていてということではないかということ、法律的には、そんなふうには思っております。したがって、この問題は、そうはいきません。ものの、日本の中におきますこれは雇用の問題でございまして、これは米国の対しましてでもできるだけ日本の、法律的にはなるほど谷間にはなつておりますけれども、守つていただくように、守つていただくことですから、日本の法律がこういうことですから、谷間ではありますけれども従つてもうようにこれはお願いしないといけないと思えます。

これはもちろん外務省もあるいは防衛施設庁も関係省庁でございまして一番中心ではございますが、しかし厚生労働省も雇用のことをお預かりしている省でございまして、やはり厚生労働省としまして、その雇用条件の問題でございまして、あるいはまた障害者の雇用の問題でございまして、そうしたことはよく米側にも説明をして、私たちもその役割を果たさなければならぬと、そういうふうな思っている次第でございまして。

○浅尾慶一郎君 是非、確かに障害者の雇用促進法については、今、大臣が御答弁されたように、谷間になつていての部分があるんだと思えます。た

だ、是非そのお願いをいただければ、米側としてもこれは反対はできない話だと思えますし、確かに米本土においても一・〇六%、日本の一・八%に及ばないとしても、仮に一・〇六%であっても今の倍の障害者の雇用の職場がそこで確保できると。今日の本題であります今の日本の雇用状況を考えた場合に、特に障害者を持つておられる方の雇用というのは大変厳しい状況だと思えますが、こういう特殊な、仕事内容が特殊ということではなくて職場が特殊なところであつても、そういう形で少しでも雇用の数を増やしていくことができれば私は非常に有意義だと思えますので、そういう点で大臣の是非とも働き掛けをお願いしたいと思います。

それからもう一点、これは谷間ではなくて、完全に前回の当委員会において基準法違反であるという話になつております労働基準法の方についても、日米地位協定において日本の法令尊重ということもありますので、大臣からの外務省、防衛施設庁に対する働き掛けについての決意を伺いたいと思えます。

○国務大臣(坂口力君) 両省ともよく相談をさせていただきたいというふうに思いますが、必要があれば、我々が米軍に直接、我々のこの状況、いわゆる法律の内容等について説明が必要ならばしたいというふうに思えます。

○浅尾慶一郎君 是非、アメリカとの関係、大変大事だと思えますが、やはり向こうの国は、恐らく皆様御存じのとおり、取決めで決めたことについては爾々と従う国だというふうに私は理解していますし、そのとおりだと思いたいです。是非そういう方向で働き掛けをしていただきたいと思います。外務副大臣、防衛施設庁長官、結構でございます。

次に、今回の雇用保険法の改正について伺つてまいります。まず改正自体が景気の低迷による雇用情勢の悪化に対応したものであるということには申すまでもありません。そこで問題は、それは言いながらも、景気が、バブルが九二年に崩壊し

たとすると十年間にわたって回復してはいない。それはなぜ回復しないのかというのが一番大事な問題なんだと思いますが、厚生労働省からしても、景気がなぜ回復しないのかということについて、労働者の雇用あるいは新たな雇用を作っていくという観点から積極的に発言してほしいというふうに思います。

そこで、少し政府の経済対策について伺いをしてみたいのですが、一部報道では、今の株価の問題から、いや株価がこんなに下がったのは時価会計を入れるからだ、あるいはまた土地についても減損会計を考えているからだというような話が出ておりますが、金融庁としては時価会計の停止についてどういう考えを持っておられますでしょうか。

○副大臣(伊藤達也君) お答えをさせていただきます。

私ももといたしましては、やはり利用者を保護し、そして投資家を保護することが大変重要な使命だというふうに考えております。

会計制度の問題については、極めて専門性の高い分野でございまして、技術的な面もあり誤解が生じやすいのかなというふうに思いますが、例えば有価証券の分野についての会計ルールでございまして、すべてにおいて時価会計が導入をされているわけではございません。今議論になっております長期保有株の問題でございまして、これはバランスシート、つまり株価の時価というものを資産に正しく反映をさせるということで時価会計が導入をされておりますが、損益計算書につきましてはは原則法の世界でございまして。しかし、商法におきまして、昭和三十三年に著しく株価が下落したときにそれを減損処理をするということを規定をしております、これは実務上四十年間定着をしております。

また、こうした会計ルールが中小企業にも適用されているのではないかと、こういう御議論もございまして、こうしたルールというものは大企業一万社に対して強制適用され、そして外部

の監査が義務付けられているわけでありまして。これは多数の投資家、そして中小下請企業を含む債権者、従業員というものが存在をし、そして債権者保護、投資家保護の観点から極めて重要であるからであります。現在、財団法人の財務会計基準機構におきまして、こうした会計ルールの問題について厳正かつ精力的に検討がなされておりますので、私ももとしましてはこの議論を注視をしていきたいというふうに思っております。

○浅尾慶一郎君 時価会計導入に至る経緯は、副大臣御存じのとおり、国際的な流れもあつたことだと思ひます。私は、仮に変更をしたとしても、投資家は、特に大企業を見てはアナリスト及び投資家は、その時価会計を導入しなかつた場合と比較して、結果としてバランスシートはそれとおりで見るとは思ひませんが、今の御答弁ですと、今の議論の推移を見守るといふことでございまして、けれども、仮に変えたとしてもそこは余り効果がないのではなからうか。むしろ変えなかつた場合も含めた分析をされてしまつてかえつて逆効果になるのではなからうかと思ひますが、その点についてどのように思ひますでしょうか。

○副大臣(伊藤達也君) 今、委員御指摘のとおり、証券市場に対する内外の投資家の信頼を高めて、そして証券市場の活性化、向上を図つていくためには適正な財務認識、そしてディスクロージャーというものが不可欠であるというふうに思ひます。

会計基準の適用を仮に恣意的に操作することによつて企業活動の実態というものを隠すようなことになつてしまひますと、これは投資家の信頼というものを失ひかねないわけでありまして、私どもとしましては一般に公正妥当な会計基準というものを尊重していかねばいけませんし、これからの引き続き尊重していかねばいけませんというふうに思ひます。

○浅尾慶一郎君 ありがとうございます。次に、株の買取り会社について、金融庁、どの

ように考えておられるか、伺いたいと思ひます。○副大臣(伊藤達也君) これにつきまして今様々な議論が行われてるところでございまして、そうした議論、検討状況というものを私どもとしても注視をしていきたいというふうに思ひますが、一般論としては、やはり株の買取り会社の問題については様々な問題があるというふうに思ひます。

その問題点というのは、例えば意図的に需給を調整するということになりますと、これはやはり市場に対する信頼というものを大きく失つてしまふことになるわけでありまして、また現在の我が国の証券市場の規模というのは時価総額で二百兆円を超える極めて大きいものとなっておりますので、株価に影響を与えるということは大変限界があるのではないかと、思ひます。また、買ひ取つた株式というものが下落した場合に、その損失というものはだれが負担をするのか、どういふ方法で負担をするのか、こうした様々な問題点があるというふうに思ひます。

○浅尾慶一郎君 今御答弁いただきましたように、私は今のこの十年間掛かつては景気の低迷というのに対して、残念ながら多分余り小手先のことでやつても効果は薄いのかなというふうに思ひます。そういう意味で、厚生労働大臣からも何か雇用の安定を図る観点から政府の経済対策に対して発言をされたことがあるのかどうか、またはこれからどういふ発言をされていかれるのかどうか、もし何かあれば伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(坂口力君) 私は経済の専門家でもありませんし、なかなか総論的にどうするかというところまで私は議論が行かないわけですが、厚生労働省としての立場から、昨年来、経済財政諮問会議等で発言をいたしておりますのは、以前にもここで申し上げましたけれども、労働重視型社会というものを申し上げておまして、それは一つは、私は労働生産性を上げる以外に日本経済は元に戻らないというふうに思ひますので、そういうふうに発言をさせていただきます。

ているわけでございます。

しかし、労働生産性を上げなきゃならないんですが、一方において余り労働時間が長くなつてしまつて、一人の労働者に対する労働時間を長くして労働生産性を上げるといふことになりまして、これまた大きな問題が起るわけでありまして、で、いわゆる労働時間を守るということと労働生産性を上げるという、これはなかなか難しいことですが、双方、二つのことを同時に決着をしなければならぬという難しいかじ取りに日本は迫られている、しかしそういうふうによつていく以外にないということを強調しているところでございます。

○浅尾慶一郎君 私も一人一人の労働生産性を高めること、結果としてそのことが多分企業収益の増加ということにもつながるでしょうから、長期的には株価の問題にもいい影響を与えるのではないかなというふうに思ひますので、引き続きそれが実現するように御努力をいただきたいと思ひます。金融副大臣、結構でございます。

次に、今回の雇用保険の改正に関して、少し失業給付という観点から伺つていきたいことがありますが、民間の労働者の失業給付を切り詰めようとしている今回の改正であります、一方で国家公務員については、御案内のとおり、雇用保険料を払つておりません。払つておりませんが、実はハローワークで退職手当を受給している、支給されているという実態があるので、ちょっと民間に比べて不公平じゃないかと、そういう観点から伺ひをいたしますが、まず国家公務員退職手当法によりまして、懲戒免職になつた職員は当然退職手当がもらえないというふうに出てくるんですが、同じ退職手当法の十条を見ますと、ハローワークで失業の認定を受けると退職手当がもらえらる。つまり、当然のことですが、懲戒免職になつた人に退職手当、退職金を払うというのとはおかしい話ですから、八条ではそれは出さないと書いてあるんですが、ただ十条を見ると、ハローワークで失業という認定を受けると退職手当がもらえる

と。そうした制度を設けている趣旨はそもそもどういうところにあるんですか。

○副大臣(若松謙維君) まず、国家公務員の失業者の退職手当、この制度の趣旨でございますが、退職手当が退職後の生活保障としての性格を併せ持つと、こういうことにかんがみまして、退職時に受給した退職手当額が極めて低額であった者又はいわゆる懲戒処分等による退職手当を受給しなかった者、こういった方々に対して退職後失業している場合に限り支給をするという、こういう国家公務員退職手当法に定められている制度でございます。

そこで、懲戒免職の処分を受けた者であっても、退職後失業している場合に、その方のいわゆる生活保障、そういった観点から必要であるというふうなことから失業者の退職手当を現在支給しているところでございます。

○浅尾慶一郎君 じゃ、まず数字の方を伺います。懲戒免職で本来退職手当もらえないけれども、ハローワークに行かれて退職手当を受け取る職員の数というのはどのぐらいいるんでしょうか。

○副大臣(鴨下一郎君) 平成十三年度において国家公務員退職手当法に基づく失業者の退職手当をハローワークを通じて受けた方は三千六百七十七人ありますけれども、そのうち離職理由が懲戒免職等であった人たちの数については、制度上の問題もありまして把握はできていないというのが現実であります。

○浅尾慶一郎君 把握するべきだというふうにまず申し上げた上で、民間企業の場合は、懲戒免職になったとして失業手当がもらえるとすれば、それは本人及びその会社が雇用保険料を払っているからなんです。ところが、国家公務員は、御案内のとおり、本人が雇用保険料を払っていない。払っていないにもかかわらず、なおかつ懲戒というような事由で退職になったというにもかかわらず退職手当がもらえるのはおかしいというふうに思います。その点についてどのように考えられますでしょうか。

○副大臣(若松謙維君) まず、国家公務員の失業者の退職手当につきましては、国家公務員を退職する際に支給された退職手当の額が雇用保険の失業等給付相当額を下回った者が退職後引き続き失業していると、こういった場合にその差額を、先ほども申し上げましたように、生活保障の観点から支給しているところでございます。

そして、失業者の退職手当は、失業等給付とは異なりまして、今申し上げましたような差額分をあくまでも退職手当として支給するものであることから、国が現在全額負担しているものでありまして、これは最低生活保障を守るという観点から必要な措置であると認識しております。

そこで、委員の御懸念のいわゆる民間の雇用保険との比較についてでございますが、民間の失業等給付につきましては、失業者が退職時に受け取った退職金とは別に保険金として支給されているということでございます。なかなか、国家公務員の失業者の退職手当と民間の失業保険とこれは横並びで比較できる制度でもございませんで、そのような制度が異なることから一概にいわゆる比較が困難ではないかと、そのように考えております。

○浅尾慶一郎君 ちなみに、地方公務員は同様な制度があるんでしょうか。それとも、地方公務員の場合は当該自治体が補てんをしている、直接支払っているんでしょうか。

○副大臣(若松謙維君) 地方公務員の失業者の退職手当の支給のお尋ねでございますが、これにつきましては各地方公共団体の条例に基づき支給されております。

その内容につきましては、一般の退職手当と同様に、国家公務員の失業者の退職手当に準じて条例で定められているところでございます。また、その支給方法につきましては、条例に基づいて地方公共団体から直接失業者に對して支給する取扱いになっております。

○浅尾慶一郎君 今の副大臣のお話で、地方公務員の場合は地方公共団体から直接失業者に對して

支払われていると、国家公務員の場合はいったんハローワークを経由して支払われているという違いが明らかになったわけでありまして。

私は、失業、たとえ退職の事由が懲戒免職であっても最低限の生活は保障しなければいけないというも考え方であるとしたとしても、それはあるのかもしれないが、そういう考え方があるとしたとしても、それはそれぞれの国家公務員と地方公務員で差を付けるべきではない。つまり直接、国家公務員の場合であっても、元々の関係する省庁から払うような形にした方がいいんじゃないかというふうに思いますし、その方が恐らく透明性も高くなるんじゃないかというふうに思います。

つまり、懲戒免職という事由で退職した人がハローワークという直接本人とは関係ない機関に行ったとしたとして、そこから退職手当という名の下に失業給付を受けるという形よりは、直接元々の関係のあった省庁、地方自治体と同じように行かれた方が退職事由等々の関係もあるし、あるいはなぜ懲戒免職になったのかということの説明もはつきりするんじゃないかというふうに思います。

そこで、厚生労働省としてこの制度についてどう考えているかと。この機会に、今申し上げましたように、少なくとも厚生労働省あるいはハローワークが関与するという形ではなくて、地方公務員と同じように、直接当該雇用関係のあった省庁から支払われるように改めたいかと思えますが、その点についてどのように思われますか。

○国務大臣(坂口力君) 私も大変不勉強でございますが、今回、こういう制度があるということ、先生御質問いただいて私も初めて知った次第でございます。

これは総務省の御担当でございますし、いたしますので、よく御相談をさせていただきたいと思えます。

られたらいんじゃないかと思いますが、その点について御意見を伺えれば。

○副大臣(若松謙維君) 幾つか今の御質問には論点があるかと思いますが、まず、国家公務員がこの退職手当をハローワークに事務をお願いしているというのは、何といたしても、失業者の退職手当を払う際にはその個々の対象者が毎月失業の認定をいわゆる行うことが必要なので、その上で支給をしている。この事務は、二点から今の制度が良いのかと理解しております。

一点目は、失業認定から支給に至る、こういった先ほどの事務を一貫して行うことは、当然これはハローワークの専門でもございますし、そういったところに依頼した方が国全体としての事務の効率化に資すると。これが一点目でございます。二点目といたしましては、この支給に必要な会計上の負担ですね、これは地方公務員の場合と異なりまして、例えば退職時に所属していた会計、それぞれの省庁の会計ですね、それと、さらにこのハローワークが所管するいわゆる厚生労働省の一般会計、これはともに国の会計機関でありますので、いわゆるそこでの繰入れ等のやり取りが容易であると、こういったことで国の場合にはハローワークをお願いしております。

それで、それでは地方自治体でございます。これは三千二百自治体がございます。それと全国に約四百あるハローワークとの関係、これをやり取りがおりますので、それはちよつと効率的にはいかがであらうかと、そんなことから地方公務員につきましては地方自治体をお願いしていると、このような理解をしております。

○浅尾慶一郎君 地方自治体は数が多いから大変であると、国の方は元々国のお金だから右から左で後で調整すればいいということ、そもそもその制度の透明性という観点からするとそれはちよつと違うんじゃないかなと、こういうふうに思うわけがあります。つまり、懲戒事由が発生したという点については、当該本人ということももちろ

んある、の責任だと思いますが、同時にそれを雇用していたその役所あるいは会計ということの責任もあるわけですから、そこを明らかにする必要がありますが、是非そこは御検討いただくようにお願いをしたいと思ひます。

では、雇用保険法本体について伺ひをしてまいりたいと思ひますが、先ほど山本理事の方からもある御質問させていただきました。私自身もこの今回の施行日が五月一日になっているということについてはなかなか難しいものがあるのじやないかなというふうに思ひます。時間の関係がありますので、まず厚生労働省としてはゴールデンウィークの連続休暇を指導しているというのは御案内のとおりであります。そのゴールデンウィーク期間中に結局周知をするということになるのではないかな。このことは自己矛盾ではないかと思ひますが、その点についてはどういうふうに御答弁されますか。

○副大臣(鴨下一郎君) まず本法案が一日も早く御可決をいただきますようお願いを申し上げたいというふうに思ひますが、その場合に、改正法の成立後直ちに周知をしていかなければいけないわけでありまして、一つはインターネット等を使いまして厚生労働省のホームページ、さらにしごと情報ネットワークなどの活用、さらに適用事業所への周知用のパンフレットの送付や安定所の窓口での配布等を含めて速やかに周知をしていきたいと、こういうふうにご考へていらっしゃるわけでありまして、先生お尋ねのように、ゴールデンウィークの連続休暇を取れということはある意味で厚生労働省が指導しておきながらその期間に周知するのは、こういうようなお話でありますけれども、今回の雇用保険制度の改正においては、法案の改正の趣旨は御理解いただいていると思ひますが、平成十七年度に保険料率の引上げがあること、さらに給付の見直しを早く実施して雇用保険全体の財政の収支改善を図ると、こういうようなことと

ありますので、早期施行が不可欠であるというふうに考へていらっしゃるわけでありまして。

そういう意味で、改正法の円滑な施行のため、ゴールデンウィークの期間中であつても成立日から施行日まで間に改正法の周知について、先ほども申し上げましたような様々な方法を取りまして、最大限の努力をして事業者へ若しくは労働者の皆様へ改正内容を一刻も早く知っていただくというふうなことで御協力をいただきたいというふうに考へております。

○浅尾慶一郎君 ちなみに、例えば今月の二十五日に退職したケースとゴールデンウィーク明けの五月六日に退職したケースと二つあつたとしたします。当然、人によつては五月六日に退職した結果、失業給付の受給額が減額されているということになるんだと思ひますが、この差額がありますと、その方がその五月六日だったら減るということとを知らなかつた、あるいはその当該企業においてそのことを周知徹底していなかつたという場合に、政府の周知徹底義務の不作為とは言えないまでも、不完全ということが言えるのではないかと。そうだとすると、それは差額について国家賠償が請求できるんじゃないかと思ひますが、その点について、できますとは言われないでしょうか。

○副大臣(鴨下一郎君) 施行後に離職した場合に、基本手当につきましては今回の改正による引下げ後の給付率や上限額が適用すると、こういうようなこととごさいいます。

法令の対外的効力は、当事者がその内容を知るか若しくは知らなかつたかということにかかわらず、公布によつて生ずることとされているわけでありまして、改正法が適正な手続によつて公布施行され、これに基づいて適正に基本手当が支給された場合には、国に対して国家賠償というようなことはこれは当然でないというふうに考へるわけでありまして。

○浅尾慶一郎君 法律は公布によつて適用されるということであれば、先ほどの労働基準法であつ

てももうとつくに公布しているわけですから、それはそのとおり適用していただければいいわけでありまして、相手がある場合にはいろんな事情があると、相手が一般の声なき声の場合には公布によつて適用というのは余りに理不尽ではないかと、こういうふうにも思ひますが、その点について、大臣、いかが思ひますか。

○国務大臣(坂口力君) 原則的には副大臣がお答え申し上げたとおりだと思ひますが、今の御質問はあれでしょうか、裁判になったときにどうかという御質問でございましょうか。裁判になりませんでしたら、それは裁判をお受けするという以外にないと思ひますけれども。

○浅尾慶一郎君 いやいや、私が申し上げたのは、例えば駐留米軍において五十年間、労働基準法が本来適用されなければいけないにもかかわらず適用されてこなかつた、それは相手があることだということのような御答弁を政府全体としてはされておると。しかし一方で、相手が見えない今回のようなケースであれば、それは公布によつて適用されるというのには、余りにその御答弁としても理不尽な差があるのではないかと思ひますが、どういうふうにお考へになるでしょうかという質問でございいます。

○国務大臣(坂口力君) 法律でございまして、周知徹底をしなければならぬことは当然でございいます。一方において、駐留軍の場合に周知徹底がされているかどうか分りませんけれども、関係者はもうよく知っている。例えば施設庁でありますとか外務省でありますとかというところからはよくお分りをお願いしているというふうな思ひわけでありまして、そちらの方の話はやはりあいまいなままで置いておいてはいけないというふうな思ひつておりますから、先ほど御答弁申し上げましたように、はつきりさせたいというふうな思ひつていらっしゃる次第でございいます。

こちらの方の今度の法律の話はこれから周知徹底をしなければならぬ話でございまして、一生懸命に周知徹底をしたい、こう思ひつております。

○浅尾慶一郎君 だんだん時間がなくなつてまいりましたので質問を進めますが、是非、余りにもその五月一日ということについてはおかしいと思ひますので、そこについて先ほど山本理事の方から質問させていただいたとおり、政府としても再考いただきたいと思ひます。

そこで、大変質問遅くなりまして申し訳ありませんが、内閣府は経済財政諮問会議に失業率は二〇〇五年から減少に転じるという試算を出しています。なぜ内閣府としてそういうふうな考へられるんですか。

○副大臣(根本匠君) 経済財政諮問会議に、今回の改革と展望の二〇〇二改定に合わせまして、実は審議の参考資料として、先生御指摘の内閣府の試算を提出いたしました。

その考へ方でありまして、今、政府を挙げて構造改革、精力的に進めておりますが、構造改革の効果が発揮されるにはある程度の時間を要するだろうということも踏まえて、二〇〇四年度までの集中調整期間中には厳しい状況が予想されると考へておりますが、現在、四本柱の改革、要は税制改革、歳出改革、規制改革、金融システム改革と、こういう四本柱の構造改革を加速することによつて二〇〇五年度ないし二〇〇六年度ごろには経済の成長経路、これは中期的な成長経路に近づいてくるだろうと、こう予測をしております。二〇〇五年度ないし二〇〇六年度ごろには中期的な経済成長の経路に近づいていくということから、失業率についても二〇〇四年度までの集中調整期間の後には徐々に低下していくものと見込んでおります。

○浅尾慶一郎君 一方で厚生労働省は、今回の法改正を含めても失業手当の受給者数を指標として今後五年間は制度の安定的運営ができると。失業率としては減じるということになっているんです。が、今回前提としている失業率を、内閣府の失業率を指標に前回の法改正ではしていましたけれども、今回からは受給者数ということで、ベースにする数字を変えています。これはなぜそういうふう

うに変えたんでしょうか。

○副大臣(鴨下一郎君) 前回の改正時は、言ってみれば一般的な分りやすさと、こういうようなことを重視しまして、完全失業率と連動させた推計としたわけでありまして、受給者に占める特に中高年齢層の比率の高まりがありまして、完全失業率は前年改正時の想定範囲内であるにもかかわらず、想定した収支改善が実現できていないと、こういうようなことが大前提にありまして、今回の改正には雇用保険受給者の動向を最も端的に示す、こういうようなことで受給資格決定件数について、バブルの崩壊後、それから雇用情勢の悪化した過去十年間の平均の伸び率を勘案しまして、年五％程度の割合で伸びが継続との前提に立っても今後五年間程度は安定的運営が確保できるようにすると、こういうようなことで給付及び負担の両面にわたる見直しを行いました。

○浅尾慶一郎君 数字が違ふということになるのかもしれませんが、厚生労働省の方は失業給付の受給者が毎年五％ずつ伸びていっても安定的な運営ができるということで今回の制度改正をやっている。一方、内閣府が出されております失業率そのものは二〇〇五年から改善をするということになっておりまして、同じ内閣府でありながら違う見解を持っているということになってくると思いますが、内閣府として、もつと失業率良くなるんですと厚生労働省に言われれば今回のような無理な改正をしなくてもよかったんじゃないかと思いますが、その点について、副大臣、せっかくお越しでございますから、御意見をいただければと思います。

○副大臣(根本匠君) 私も、今、鴨下副大臣の話を聞いていて、要は失業率というのはストックの水準で見ますから、ダムの水みたいなもので、放流したやつでまた新たに入ってくると、水準は変わらないんだけれども中身がどうも変わるという話なのかという感じがいたします。つまり、失業率と受給件数の件数の関連が、受給件数の方は毎年この十年年のトレンドで五％伸びている、そ

のときに失業率はどうかという関連が、そこところが必ずしも失業率と実際の受給件数の伸びが連動していない。失業率だけでは説明できない、高齢化比率が高まっているとか、そういう構造的な要因もあるので今のような御答弁になっていると思います。

我々の方は、その意味では矛盾しているとは考えておりませんで、我々は二〇〇五年、二〇〇六年度にかけて中期的な経済成長経路に近づいていくということから、失業率はその意味では改善していくだろうと予測しているところであります。

○浅尾慶一郎君 直接一〇〇％連動はしないでしょうけれども、当然失業率があつて受給者というのがある中で、大きなトレンドとして二〇〇五年からは失業率が減少しますよという大変面白い話をされておられるわけですから、それを当然前提に、受給者も五％増えるということでもなく考えるのが筋ではないかと、こういうふうに思います。これ、御答弁は結構です。次の質問に移りますので、根本副大臣、結構でございます。

ちよつと時間がありますので一つ飛ばしまして、今回の改正については、雇用保険料の事業主負担分の引上げと労災保険料の引下げがセットになるはずだったと聞いておりますが、それは事実でしょうか。

○副大臣(鴨下一郎君) 今回の雇用保険制度の見直しに係る審議会の議論の過程においては、例えば将来にわたる雇用のセーフティネットとしての安定的な運営を確保していくと、こういうような観点から、給付の見直しとともに雇用保険料率の引上げについて議論をいただいていたわけでありまして、一方、労災保険料の引下げは、これは厳しい経済状況を勘案して、最近における労災事故の発生状況を踏まえて検討してきたわけでありまして、その雇用保険料率の引上げと労災保険料率の引下げをセットで行うと、こういうようなことを決めたわけではございません。

○浅尾慶一郎君 労災勘定は今でも、労災そのものは件数減っているんですけども、七兆円の積立金があると。これは将来の労災を今受けられた方の確定した年金額だという御説明をいただいておりますが、それとは別に、各地の労災病院等福祉事業の予算というのが入っておりますが、それは平成十五年度、どのぐらいあるんでしょうか。

○副大臣(鴨下一郎君) 平成十五年度の労災保険特別会計の労災勘定は、歳入の予算額が一兆四千五百五十九億円で、歳出予算額は一兆二千六百億円となっております。この中で労働福祉事業においては、これは二千三百三十一億円となっております。

○浅尾慶一郎君 積立金の部分については確定した債務だというふうに御説明いただきました。しかし、労働災害にかかわる福祉事業をこの委員会でも議論させていただいた中で、例えば労災病院はなくしていく方向だということも考えれば、これは減らしていけるんじゃないかなというふうに思います。

雇用保険も、先ほどセットではないという話をされましたけれども、雇用保険も労災保険も基本的には労働保険料という名目で一括して徴収されているわけでありまして。そうだとすると、雇用保険がこれだけ財政が逼迫しているわけですから、労災保険からあるいは労災勘定から資金を融通してもらふことを考えたらいけないかなというふうに思います。大臣はいかが考えられますか。

○国務大臣(坂口力君) 労災保険の方には積立金が多いものですから、いろいろな御意見、正直言っているわけではございません。しかし、よくよく調べてみますと、現在いわゆる年金をもらっている皆さん方が終生それをもたらなければならぬわけでありまして、そうした方々の積立金、これは積立年金みたいなものでございますので、今はありますけれども、将来はこれなくなっていくものがございますから、これがあからといってそう使うわけにはなかなかないというふうに今思っております。

雇用保険、労災保険、それぞれ近いところに存

在することは私もよく分かりますけれども、いずれにいたしましても、労災病院等の問題は早く決着をして、そしてもう余分にあるということではなくしていくということが大事だというふうに思っております。お答えいたします。

○浅尾慶一郎君 時間も参りましたので、最後、質問させていただきますけれども、年金、積立金の部分についてはおっしゃるとおりだと思います。

ただ、今申し上げましたように、福祉事業を果たして本当にやっていく必要があるのかどうかということとは考えなければいけないと思います。し、今回の保険料率で五年間は大丈夫ということでありまして、五年後にも一回再設計をしていくということになると、制度そのもの、つまりはセーフティネットであるという制度そのものに對する信頼感を失っていくのではないかなと。

そこで、その五年間の間にもう少し、例えば、これは財務省当局との関係もありますけれども、一般会計で支えていくのか、あるいは今申し上げましたように労災保険の中の福祉事業からお金を回すのか、あるいは合わせ技なのかもしれません。いずれにしてもしっかりとした制度設計を付けていく必要があるんじゃないかなと思っております。五年間の間にどういう制度設計を付けていくのか、大臣の御決意を伺って、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 様々な角度からこれから検討していかなければならないというふうに思います。

だんだんと働く人たちの数も少なくなってくる時代に向かうわけでございますから、これからの雇用保険、あるいは労災保険もそうでございますが、とりわけ雇用保険につきましては財政というのは厳しくなることだけは間違いございません。そこを乗り切っていくためにはどういうことを気を付けていかなければならないのか。これは雇用保険だけではなくて社会保障全体の中でどう

位置付けて、どのように考えていくかを決着を付
けなければならぬ問題だというふうに思ってい
る次第でございます。

○浅尾慶一郎君 終わります。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

本日、この雇用保険法案、趣旨説明したその日
に審議をします。こういう本日に国民生活に深く
かわかる重大な法案をこんな扱いでいいんだらう
かと。私は、もう徹底的な審議を求めたいと、ま
ず最初に申し上げたいと思います。

その上で、最初に大臣の認識を伺いたいんです
が、そもそも雇用保険制度というのは何のため
のものなのか。憲法二十五条では生存権、二十七条
で勤労権、労働権を保障しております。この上に
立つて、雇用保険法は、失業した場合にその生活
を保障するとともに再就職の促進の努力を払う、
これは国として当然の責務だという基本から整備
されてきたものだというふうに考えます。

国民に雇用を保障するということは、これは国
の責務である。その上に立つて、雇用保険制度
というのは失業者の生活の安定、再就職の促進を
図ると、このためのものだというふうに私は思っ
ているんですが、大臣はこの雇用保険制度という
ものをどういうふうにとらえていらっしゃるのか、
基本的な認識を伺いたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 最初から大変大きなお問
い掛けでございますけれども、雇用保険の歴史を
ずっと振り返ってみますと、いわゆる国家保障的
な考え方の下にはこれは出発をしたというのではな
くて、政労使三者のお互いの助け合いの中で雇用
保険というのは出発をいたしておりますし、その
連帯の精神の中で今日も私は継続をしているとい
うふうに思っております。

したがって、今後もそうした政労使三者の
自立と連帯の中で進めていくものというふうに理
解をしているところでございます。

○小池晃君 政労使が、実態としてはその三者で
支えているということはあるかと思えます
けれども、私は、基本的にはこれは国がそのやは

り中心、心棒に据わって支えるべき制度だとい
うのが憲法の考え方でもあるし、あるいは雇用対策
法や職業安定法などという基本的な考え方の
下に作られている法律だというふうに理解してお
ります。

その点で、この間の雇用対策見てみますと、小
泉内閣になってから、これは様々な雇用対策とい
うことを言われてきましたけれども、失業率は小
泉政権発足前の二〇〇〇年には四・七％、これが
昨年は五・四％まで増加しております。さらに、
失業期間を見ますと、明らかにこれは長期化する
傾向が見られている。二年以上の完全失業者の数
は、二〇〇一年一月には失業者全体の二一・七％、
四十万人だったわけです。これが二〇〇二年十月
から十二月までの平均では一六・一％、五十五万
人の人が二年以上の失業と。十五万人も長期の失
業者が増加しているということになると思いま
す。

これは、失業期間が長期化しているという現状
であるということ、これはお認めになりますね
政府参考人。

○政府参考人(戸利和君) 労働力調査の特別調
査等を見ますと、失業者のうち失業期間が一年以
上の方の割合は、昭和六十三年から平成三年まで
若干低下しておりますが、その後、平成四年以降
は趨勢的に上昇を続けているということござい
ます。

〔委員長退席、理事中島眞人君着席〕
趨勢的な方向としてはおっしゃるとおりだと思
います。

○小池晃君 結局、雇用者数も十八か月連続後退
しているわけでありまして、ここに見られるように、
国が本来行うべき必要な雇用が創出されていると
は言い難い状況がある。失業者は増えている。し
かも、失業者の中で長期の失業者の比率も増えて
いる。失業期間は延長している。このようなとき
には、国は雇用の確保にこそこれは全力を注ぐべ
きであるというふうに思うわけです。

ところが、今回の法案は、失業者が増えて失業

期間が延長している、長期失業者が増えてい
る中で、失業手当を削減する、あるいは給付期
間を短縮する。もちろんすべてが短縮されるわけ
じゃない、中には延びる人もいるんだとおっしゃ
るかもしれないけれども、全体としては給付期間
を短縮する。

大臣、お伺いしたいんですが、このように失業
期間が延長しているときに、あるいは失業者が増
えているときに、そもそも失業給付を削ったり給
付期間を短縮するということは私は正に逆行では
ないかと思うんですが、大臣、いかがですか。

○副大臣(鴨下一郎君) 現在の基本手当の給付水
準と労働市場における再就職時の賃金の手取り額
を比較しますと、やっぱり高賃金層を中心に基本
手当の方が高くなるという、こういうような言わ
ば逆転現象が生じているというようなことがござ
います。

一方、雇用保険制度においては、基本手当の受
給中よりも所定給付日数分の基本手当の受給終了
直後一か月以内に再就職の時期が集中すると、こ
ういうようなこともあります。これは基本
手当日額が高いほどそれが顕著になっている
と、こういうような傾向も見られるわけでありま
す。

これらの状況を総合して、高額の基本手当の存
在によって、ともすると再就職よりは基本手当を
受給しようとする判断が働く場合もあるというこ
ともございまして、結果的に再就職時期が遅れて
しまう方が相当数存在すると、こういうようなこ
とを含めて、基本手当日額と再就職時の賃金との
逆転現象を解消して受給者の早期再就職の推進を
図るために、高賃金層を中心に賃金日額の上限額
を引き下げるとともに給付率の下限を原則六〇％
から原則五〇％に引き下げると、こういうような
ことにしたものであります。

○小池晃君 そのように政府は、失業手当の支給
終了後一か月以内に再就職している者が多いんだ
というふうにこの間衆議院でも、本会議でも説明
されています。

しかし、そもそもこの統計の中で再就職してい
る人というのは、五八％しかいません、再就職して
いない人は、再就職できる人が全体の四二％しか
いないわけですね。その四二％の中で基本手当の受
給終了後一か月以内に再就職した人が二九％、こ
れをもって突出している、多いんだと言えけれど
も、全体から見れば、再就職している人が四二％、
その中で二九％の人が一か月以内に再就職してい
るということであれば、これは全体から見れば一
二％でしかないわけですよ。

副大臣は今、手当の方が高いから再就職の意欲
が持たないというようなことをおっしゃるけれど
も、私は全く根拠はないと思います。

この問題、去年も議論しました。この一二％の
人たちが、何もこの失業手当があったから就
職を延期していたというわけじゃないと思うん
です。特にこれは比較的高賃金層ですよ、中高年
ですよ。やはり求人少ないわけですから、なかなか
条件に合うところは見付からないと。手当が切れ
て、もうやむやなく低賃金、悪条件で仕方なく就職
していると。だから、一か月後に一定のピークが
あるというのは、私はうなずけるんです。しかし、
かといって、それだつて全体から見ればわずか一
二％なんです。

私、お伺いしたいんですが、この全体から見れ
ば一二％の人の存在を理由にして手当を削減す
る、こんなことは到底許されんじやないです
か。いかがですか。

○政府参考人(戸利和君) 基本手当日額と、そ
れから雇用保険の所定給付日数の受給期間中と、
それから支給終了後一か月以内の関係、これは数
字を集計いたしますと、かなり明確にございます
か、相当明確にその関係がはっきりしているん
じやないかと、こう思っています。

例えば、基本手当日額が七千円から八千円まで
の方につきましては、雇用保険の受給中に就職す
る方は四二・五％、それから一か月後に就職する
方が三九・五％、こうなっています。さらに、そ
れがあと千円高くなりますと、八千円から九千円

までになりますと、受給期間中が四〇・二％、支給終了後一か月以内が四二・一％とここで一か月後の人が多くなってしまう。さらに、千円高くなつて、九千円から一万円までですと、受給期間中が三七・五％、支給終了後一か月以内が四五・五％と、こういうことになっていまして、支給終了後一か月以内、失業されてから支給終了後一か月以内の就職率というのは基本手当日額の低い人ほど就職率は高くなっています。

一方、支給期間中の就職率というのは逆に基本手当日額の低い方が高くなっていると、こういうことでありまして、その辺りを考えますと、やはり明らかに基本手当の支給中に就職される、あるいは支給終了後に就職される方と基本手当日額の関係というのはかなり明確に、先ほど副大臣がおっしゃったようなことが見て取れるんじゃないかと、こう思っております。

○小池晃君 いや、だから、そんなことは分かっているんですよ。そのことは先ほどそれ前提に議論したでしょう。だから、それは、基本賃金日額が高い人ほど就職しにくくなっているという現実があるだけだと私は言ったんですよ。

しかも、今、全く私の質問に答えていないんですよ。副大臣、あなたが答弁したことなんだから、ちよつと答えてくださいよ。わずか一二％の人を理由にして、それですべてがそうであるのか、ように削るということ自体、私はこれは全く合理性欠けると思いますが、いかがですか。

○副大臣(鴨下一郎君) 先ほど申し上げましたように、その一二％というようにただけではないわけでありまして、多くの理由の一つとしてそういうようなことがあるということでありまして、特に、逆転現象があるというのは極めて問題があるということと、それが多くは高賃金層に偏倚している、こういうようなことを考えますと、今回の改正というのはそれらの方々に対しての話でありまして、低賃金層、それから中位の方々に関してはほぼ中立というようにありますので、そういうようなことで、お互いに労使が共同

で連帯で、共同連帯で助け合うと、こういうような趣旨から、逆転をしているところに関しては是非協力をしていただきたいと、こういうような趣旨でございます。

○小池晃君 いや、逆転しているところについてはおっしゃいますけれども、じゃ、これ、さらに、削減されるのは何も基本手当六〇％の高賃金層だけではないわけですよ。十二万六千三百円以上の手当であれば削減されるわけですよ。

こういう場合に厳しい賃金層でしょう。こういう人たちの手当まで削るということは、逆転現象が起きている、起きているということでは説明できないんじゃないですか。今回削減されるのは決して六〇％保障だけじゃないですよ。月収十二万円までみんな下がっていくわけですよ。そういう仕組みになっていることは一切説明できないんじゃないですか。

○副大臣(鴨下一郎君) ですから、先ほど申し上げましたように、逆転現象というののも一つの大きな改正の要素であるというように、それから、もちろん今の雇用情勢そのものにおいて、先ほどからお答え申し上げているように、特に長期の給付の方が増えていると、こういうようなことも含めて、ある意味で雇用保険制度というものを維持して将来にわたって安定的なものにしていく上で今回は改正をするということが必要だと、こういうような判断でございます。

○小池晃君 失業者が増え、その上、失業期間が延長しているようなときに、本当にわずかな命綱を断ち切るようなことは私は本当に許せないというふうに思ふんです。しかも、今回の法案によって一人当たりの給付が削減されるということは今議論したんですが、それではその失業給付を受ける人の数はどうなるのか。法改正後の試算では、月平均の受給実人員はこれは何人になるんですか。

○副大臣(鴨下一郎君) これは、今回の雇用保険法改正によりまして、平成十五年度の予算においては、月平均の受給者実人数は約百八万人程度に

なるというところを見込んでおります。

○小池晃君 昨年度は百九万人ですから、一万人の減少なんです。失業者全体の数増えているのに、失業手当の受給者が、これなぜこの今回の改定によって減少するのか、ちよつとそこを説明していただきたいんです。

○政府参考人(戸利和君) 平成十四年度の補正予算の受給資格決定件数の伸び率、これは直近一か年、十三年の十一月から十四年の十月までの伸び率でございますが、これを考慮いたしまして月平均の受給者実人員の見通しを百九万人ということにしたところであります。

一方、平成十五年度予算につきましては、先ほど申し上げました直近一か年、十三年十一月から十四年十月の受給資格決定件数の伸び率、これを、同じ伸び率を使いまして、それに基づいて受給者実人員を見込んでおりますけれども、この前提条件に加えて、今回の制度改正効果、これにより受給者の方が早期再就職をしたりということもございまして、それから、所定給付日数の一本化をすることというふうなこともございまして、そういうことを加味いたしまして百八万人と、こういうことになっております。

○小池晃君 それでは、お聞きしますけれども、もしも現行の制度のままで、給付期間のままで今年度の受給者実人員を計算すると何人になるんでしょうか。

○政府参考人(戸利和君) 今申し上げましたのと同じ計算方式で計算いたしますと、約百十四万人、こういうことになります。

○小池晃君 結局、今回の制度改悪で、本来であれば百十四万人月平均もらえる、それが百八万人になるわけですから、毎月六万人失業手当を受けられる人が減少する、そういう制度改定ということなわけです。

これ、痛みを分かち合うという言い訳は私は通らないと思うんですね。手当削減して幅広く広げるといふのであれば分かるけれども、もらえる人の数も減るということになるわけです。失業者が

増えているときに、失業手当額を削減する、それだけではなく、支給できる実人数まで減らしていくと。大臣、私、こんなことは到底どのような言い訳をしても正当化することできないと思います。大臣、いかがですか。大臣、お答えいただきたい。

○国務大臣(坂口力君) 社会保障というのは、先ほど申しましたとおり、これはそれぞれの助け合いですから、働いている人とそして現在失業している人との間のこれは助け合い、そしてまた厳しいときには、失業している人の中におきましても、やはり恵まれている人とそうでない人との助け合い、それはやはり私はやむを得ないのではないかと、こういうふうに思っております。

そうした中で、厳しいときであればこそお互いに助け合っていくことでありますから、そうした中で厳選をして、本当にこの人に手を差し伸べなければならぬという人に差し伸べていくというのがやはり本来の制度ではないかというふうに思っております。

○小池晃君 私はとても了解できません。こんな厳しい経済情勢になっている、この経済失政の責任というのは小泉内閣の責任ですよ。失業者が増えることを前提にした経済政策ですよ。その中で失業者が増えているわけですよ。そのことに責任も取らずに、そしてお互いに痛みを分かち合えだとか、そんな議論は通用しないですよ。今回のやり方によって国庫負担減るわけですから、基金で上積みしていると言いつつするかもしれないけれども、国は、みんな分かち合うと言いつつながら、国は責任を後退させているわけですから。こういう本当に国策によって起こっている今の経済破綻、あるいはこれだけの不況、失業者増に対して、私は国庫負担を増やして、国こそまず率先してこういう事態を支えるということをやすべきだ。ところが、それとは全く逆行して、失業手当は削るわ、実際受けられる人は削るわ、こんなやり方は本当に断じて認められないというふうに申し上げたいと思うんです。

しかも、政府はちよつと前まで何と言っていたか。二〇〇〇年の雇用保険法の改悪のときにはこう言っているんですよ、答弁で。「今回の改正により失業率が五%台の半ばまでは雇用保険を安定的に運営することができると、そういうふうにはつきり答えているんですね。これ参議院の労働・社会政策委員会です。

現在も五%半ばですよ。それなのになぜ保険財政、これ維持できなくなっているんですか。

○政府参考人(戸利和君) 当時改正いたしました時点とそれから現在の時点、一つは企業のリストラが続いたということで、失業率は同じ五%半ばということですが、失業の本身自体が、企業のリストラが当時よりも大きく利いているということだろうと思います。

具体的に申し上げますと、それによって受給者のうちで中高年齢者の方の比率が高まっている。中高年齢者の方につきましては、一つはベースになる賃金日額が高い、それから給付日数も長い、こういうことがございます。

〔理事中島眞人君退席、委員長着席〕

それからもう一つ申し上げますと、当時の想定以上にリストラが進んだということで、倒産・解雇による離職者の方の数が当時の想定をはるかに上回ってしまったと、こういうこともあるんだらうと思います。これは、就職の心の準備もなく離職してしまうということがあるのですから、そういう倒産・解雇による離職者の方の場合も給付日数が長いということで、給付日数の長い方の割合が増えたと。この結果、当初の予想を超えて赤字になってしまったと、こういうことだろうと思います。

○小池晃君 失業率五%台半ばまで安定的に運営できると言っていたんですよ。失業率五%の中身が、そんなこと、そういうふうには倒産、非自発が増えとか中高年齢者なんて当然予想されることじゃないですか。そんなことも予想できていなかったのかと。私は、これは正に今おっしゃったようにリストラの影響だと。これ、もう一つある

と思いますよ。やはり賃金下がっていますから、保険料収入だつて減っているわけですよ。だから正に、支出の部分でいえばリストラによって支出が増えている、それから保険料収入は更にリストラあるいは賃下げによって収入が減っているというところでしよう。こういう中で今やろうとしていることはどういうことかと。

ちよつと確認をさせていただきたいんですけれども、今回の雇用保険改定による給付の削減額は総額で幾らになるんでしょうか。

○政府参考人(戸利和君) 平成十五年度ということで申し上げますと、基本手当の給付率、それから上限額の見直し、それから通常労働者と短時間労働者の所定給付日数の一本化、それから再就職促進効果、これを合わせて約三千億円の給付減と、こういうことになる見込んでおります。

それからもう一つ申し上げますと、補正予算で設けました早期再就職支援基金、これによりまして早期再就職が進む、あわせてこの基金によりまして支援金を受けた場合に雇用保険の就職促進給付を受けなくなるということで約一千億円の給付減、両方合わせて約四千億円でございます。

○小池晃君 だから、今回の給付削減というのは四千億円の規模なわけですよ。こういうリストラによって当初政府がわずか三年前に予想していた財政見込みすら狂っているという事態ですよ。それほどの激しいリストラ、本当に大変な消費不況が進んでいるわけですよ。そういうときに四千億円の失業給付を削減するというのが今度の提案であります。

これ、昨年十月の連合総研の調査では、労働者の四人に一人は一年以内に失業の不安を感じるというふうに答えている。これで更に失業手当も当てにできない。四千億円の削減されるということになれば、私はこれは正にますます消費を冷え込ませると。さらに、保険料の引上げも予定をされていると。こういうふうなことをやれば可処分所得を奪い、ますます景気が悪化すると。私は、今度のようなり方というのは正に雇用保険財政を

一層悪化させると。

大臣、こんなやり方すると正に、また三年後ぐらいに同じような議論をすることになるんじゃないですか。今の議論の中では六%台半ばまで大丈夫ですというふうに答弁されていますけれども、こんなやり方ですますリストラをおおるような、不況を加速するような負担増を押し付けければ、ますます雇用保険財政は悪化の悪循環をたどることになるんじゃないですか。大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(坂口力君) これは景気の動向によって大きく左右されるでしょうね。現在の状況は早く景気を回復せしめるために打つ手は何か。そうしたことから、不良債権の処理を始めとして早く、一時的ではありますけれども、一時的な悪化を恐れることなしに早くこの経済状況を元に戻そうという、そういうことでやっているわけでありまして、私はそんなに時間を、掛からずに回復できるだろうというふうに思っております。回復できましたならば現状というものは大きく好転をするというふうに思いますから、それまでどう辛抱をしていくか。それまでは堪え忍ばなければならぬというのが現状だと認識いたしております。

○小池晃君 こんな、医療費を増やす、年金を削る、介護保険料を上げる、失業給付を削る、こんなことをやって景気が良くなるわけじゃないやないですか。これ本当にどうかしていますよ。こんなやり方をしていたら、私は本当にますます悪循環に突き進んでいくばかりだというふうに思うんです。

しかも、今回、基本手当日額の算定方法を変えます。これ、そもそも現行制度では失業時賃金の六〇%が下限でした。失業前賃金の六〇%というのが失業者の生活の安定と再就職の促進のための限界だったということだと私は思うんです。ところが、今回これ五〇%にすると。再就職活動のための生活保障ができる下限を六〇%から五〇%に引き下げる根拠を示していただきたい。

○政府参考人(戸利和君) 今回の給付率の見直

しにつきましては、先ほど来副大臣も御説明申し上げていますが、高賃金層について税引き後の再就職賃金とそれから非課税である雇用保険の基本手当日額の間に逆転現象が見られると。それによって、高賃金層の方については、雇用保険の所定給付日数中に就職する方よりも給付を丸々受給した後一か月以内に就職する方が多いと、こういうことがあるわけでありまして。この逆転現象を正そうというふうに今考えて計算いたしますと、五割にしないといふ逆転現象が解消しないというのが一番大きな理由でございます。

それから、五割自身についての考え方というのは、実は雇用保険法、昭和六十年だと思んですが、そのころやつたときも検討はしていたということで、そういう意味で、我々としては、今もお話ございましたが、五〇%というのは正直ぎりぎりのところかなというふうなことでもござります。

○小池晃君 説明は再就職賃金とのバランスで説明をされるんですけども、これはそもそもそういう考え方じゃなかったはずなんです。失業前賃金の保障だったわけですよ。それが急に今回再就職賃金との関係でというのは私はフェアではないと思うんですね。六〇%を五〇%に下げたのであれば、私は五〇%に下げても再就職活動のための生活保障ができるんだということをしっかりと説明すべきだと思いますよ。今は、前、議論があったからいいんだと、それだけじゃ説明になっていませんよ。これ全く説明できないんじゃないですか。五〇%でも本来の再就職活動の支援のための生活保障ができるという根拠を示していただきたい。

○政府参考人(戸利和君) 可処分所得ということで考えますと、仮に高賃金層、五〇%の給付を受けている方が再就職をして、税引き後の手取りの賃金考えますと、ほぼ均衡するというところでございます。

そう考えるといえますと、これはいろんな考え方あると思いますが、雇用され再就職し

で、勤務に伴ういろんな経費も掛かるとしています。一方で、再就職活動に要する経費というののもそれぞれ掛かるとしていますが、その辺り、仮に同額掛かるといたしましても、再就職時賃金並みの給付をするということであれば、それは求職活動も十分できるというふうに考えております。

○小池晃君 再就職時賃金並みの賃金を保障されれば再就職活動できるというのは、私は根拠、非常に薄弱だと思いますね。

さらに、聞くけれども、失業給付についてのILOの社会保障最低基準、これはどうなっているのか。今回の改悪でこの基準守れるんですか。

○政府参考人(戸利和君) ILOの百二号条約、社会保障の最低基準に関する条約でございますが、これにおきましては、失業給付の給付率は標準受給者について前職賃金の四五%以上でなければいかぬと、こういうことになっております。これにつきまして申し上げますと、一つは標準受給者という限定が付いております。それから、これは実は、前職賃金について、税、社会保険料等の控除後の賃金でも差し支えないと、こういう限定になっております。

そういった意味では、我が国の場合は、今申し上げたような税とか社会保険料を控除する前の名目の賃金でやっているということもございまして。もともと五〇%でございまして、四五%ということとは当然クリアしていると、こういうことだろうと思います。

○小池晃君 しかし、今、税や社会保険料のことをお話しになりましたけれども、一時金の問題もあるわけですね。

これは、八四年改正時に離職前賃金の対象から一時金除いているわけです。これは、今、一時金含めていないから六〇%、あるいは現状クリアしてありますけれども、これも一時金含めると、平均賃金で見ますと、大体今の六〇%という手当は四八%相当になるんです。つまり、現行でもこれはILO最低基準、私ざりぎりではないかと思えますよ。局長、ちょっと聞いておいてほしいんです。

ですけれども。

これを更に五〇%に下げれば、私は、一時金も含めた賃金総額に対してはこれ四〇%にしかありませんから、これはILO最低基準違反ということになるんじゃないですか。

○政府参考人(戸利和君) ILOの条約をどう解釈するかということだろうと思いますが、私も、我々としては、定例賃金というか基準賃金というか、それとの比較ということでILO条約は解釈されているんじゃないかと、こう思っています。

○小池晃君 いやしかし、日本の賃金体系というのはやっぱり一時金の比率高いわけですよ。国際的な基準に照らすとすれば、一時金をその基準に含めたかどうかの是非はさておいて、国際的な基準に照らして日本の失業給付の最低基準を考えると、これは一時金も含めて考えなければやっぱり生活実態に合わないんじゃないですか。私は、今のままではILO最低基準以下になるという危険が極めて高いというふうに思っています。

もう一回、大臣に私伺いたいんですが、賃金水準の五〇%で再就職活動する際の生活保障ができることは、私はさっきの説明では全く納得できません。しかも、ILO最低基準との関係でも非常にこれ重大だということに思っています。

中高年の失業者の皆さんというのは、これは長期に失業の経験なくずっと働いてきた方が多いわけですね。そうした人たちに、本意に意欲を持ってもらって能力を本場に一〇〇%発揮してもらうと、私は支援することこそ求められていると思うんです。

やはり厳しい雇用環境です。中高年なんて本場になんないわけですから。そういう中で、やっぱりそういう人たちに頑張っている仕事を付けてくださいということを支えることこそ、私、雇用保険制度に求められているんじゃないだろうか。そういう人たちのところを削るというのは、私は正に全く逆行するやり方だというふうに思いますが、大臣、もう一度、いかがですか。

○政府参考人(戸利和君) 確かに、高賃金層の方の中に中高年齢の方が多いということはそのとおりだろうと思います。

ただ、今回の雇用保険の改正、非常に厳しい財政事情の中で、雇用保険制度の目的であります失業中の生活の安定と並んで早期再就職の促進、この両面をいかにバランスを取って、それから雇用保険の被保険者の方、それから事業主の方、そういった方々の全体のコンセンサス、理解、最大公約数といえますか、その辺りはどの辺りなのか、こういうふうに考えたわけでありまして、そういった意味で、雇用保険の失業給付について、いろんな立場からいろんな御議論あるわけですが、我々としては、やはり合理的な考え方として、今回のように低賃金層の方については極力給付率を維持し、高賃金層の再就職賃金とそれから基本手当日額との逆転現象は解消して、なるべく高賃金層の方については再就職の促進という方にウエイトを置くということで見直したものでございまして、我々としてはこれで御理解をいただけるんじゃないかと、こう思っています。

○小池晃君 全く理解できません。最初から同じことしか言っていない。本場に答弁できていないというふうに思っています。私の言っていることに對して答えてもらいたくない。

景気悪化しているんですから、これは他の、ほかの社会保障制度とは違うわけですよ。高齢化だとかあるいは疾病構造の変化とか、そういうこととはないわけですね。正に経済情勢がダイレクトに反映するわけですね。経済失政があるわけですね。こういうときにこそ、せめてもの罪滅ぼしに国が責任を持つと、私はこれ当然のことだと思うんですよ。だって失業者増やす政策やっているんですからね。そのこと自体、私ももう正面から反対ですけれども、それをやるぐらいだったら、せめて罪滅ぼしに失業手当を厚くすると、私はこれは人の道だというふうに思っていますよ。

国庫負担比率引き上げて、そして財政危機機しいで、そして景気回復に全力を挙げていくという

ことをやるべきだと。景気回復すれば、以前の雇用保険制度なんというのは赤字のAの字もないわけですから、景気が良ければ全く財政、問題ないわけですから。そして、こでしので、国庫負担入れてしので、そして景気が回復したならば財政も安定していくと、私はこれが本場にあるべき姿であって、国庫負担を緊急避難的にでも私は引き上げて、給付カットも、あるいは今後予定されている保険料の引上げというの断じて撤回すべきだというふうに思っています。

さらに、雇用保険本体に関係する部分ですが、失業認定の厳格化の通達が昨年九月に出されている。雇用保険法第三十二条の給付制限について、これまでは、紹介先の賃金が地域の平均賃金水準以下の場合、これは紹介を拒否しても給付制限を受けなかったんですけれども、昨年九月の通達で、三十二条三号の「不当に低いとき」の水準が、百分の百というのが百分の八十になってます。すなわち、紹介先の賃金が八割、地場賃金、地域の平均賃金の八割であつても、低賃金を理由に断つたりすると給付制限掛けられるようになる、こういう改定をしたということなんです。

これ、確認したいんですが、いかがですか。

○政府参考人(戸利和君) 一つは、失業認定の見直しに合わせまして、効果的な再就職の実現に向けて、基本手当の受給におきます法三十二条の給付制限の一層の確実な運営を図るという観点がありまして、そういった観点から職業紹介拒否等に正当な理由があると認められる場合の基準につきましての見直しを今行いました。今おっしゃるとおりでございます。

一般の賃金水準と比べて不当に低い場合に該当する地域の同職種等の平均的賃金との格差、これをおおむね百分の百よりも低い場合から、おおむね百分の八十よりも低い場合に改めたということでございます。これは、八十というのは給付率の最高に合わせようと、こういうことでやったものであります。

○小池晃君 雇用保険の精神というのは、正に労

働力の安売りをさせない、雇用の安定を図るとい
うのが法の趣旨だと思ふんです。これ、地場資金
の八割までの賃金は我慢しろというのは法の精神
に反するんじゃないですか。

○政府参考人(戸利和君) 正直申し上げて、市
場経済システムという中で恐らく日本の労働市場
も動いているんじゃないかと、こういうふうにし
て、前職と全く同じ賃金でないと就職しませ
んということが現在許されるような賃金の実態で
はないんじゃないか、こういうことだろうと思ひ
ます。

そういう意味で、雇用保険の受給者の方が真
剣に仕事を探すということであるとすると、やは
り標準的に再就職した場合の賃金、この辺りも見
ながら、しかし、賃金実態がもっと低いというふ
うな場合もあるわけですから、考え方として
はぎりぎり給付率の最高であります八〇%に合
せて失業の認定はやつていこうと、こういう考
え方があります。

基本的には、今申し上げましたように、基本手
当の給付率との均衡を考へる、一方で受給資格者
の方のここにおいても就職意欲の喚起を図りたい
と、こういう考え方に立つてゐるものであります。
○小池晃君 ちよつと聞き捨てならないんですけ
れども、現在の経済情勢の下では、地域の平均賃
金を要求することは、これは不当なことなんです
か。

○政府参考人(戸利和君) 現在の日本の賃金の
実態といふと、これで見ますと、やはり、年
功序列賃金というわけではないんですけれども、
再就職したときの賃金、それから勤続を重ね能力
を高めていった場合の賃金、これを比べますと、
平均の賃金といふのは、そういう意味では、学校
を卒業してずっと就職されてゐる方、それから中
途採用はされつゝもかなりの年限就職されてゐる
方、それから去年初めて就職した方、そういった
方々の全体の平均の賃金といふことなんでしょう
か。そういう意味で、我々としては、や

はり今回の基本手当の見直しも、特に高賃金層に
ついて再就職賃金といふものを一つのメルクマ
ーに考えたといふことで、これについても同様の
考え方を取つたといふことであります。

○小池晃君 しかし、その地域の平均賃金拒否す
ることが給付制限の理由になるなんていうのは、
私とんでもないと思ふんです。だつて、その地
域の平均賃金より二割も低くても、本家族を
守つていけないという労働者だつてゐるはずで
す。労働者の側でそれを選択するといふことは、
それはあるでしょう、経済情勢厳しくなる中で。
しかし、この給付制限の理由にこんなものを入
れるなんてことがあつていいのかと。労働者の側で、
そんな地域の平均賃金より二割も低くちや家族
守つていけないと、そんなときでもそれを拒否す
れば給付受けられなくなる、こんなことがあつて
いいんですか。どうなんですか。

○政府参考人(戸利和君) 紹介拒否による雇用
保険法三十二条の給付制限の運用でございま
すが、これは確かに、今おっしゃいましたように、
何と申すか、それだけをもつて判断するといふこ
とではないわけで、それまでの公共職業安定所の
職業紹介に対してどういった対応を取つていたの
か、あるいは職業訓練を受けるようにという指示に
対してどういった判断をしていたのかと、そう
いったことを総合的に判断するといふことでござ
います。

そういう意味で、この百分の八十以上の仕事
を断つたからといって、それだけを理由に給付制
限するといふことではありません、それは申すま
でもないことであります。ただ、職業紹介をし
た仕事を断るときに、百分の百よりも低いものを、
ちよつとでも低い、あるいは、今申し上げた百分
の八十までですが、百分の八十までのものを断つ
たといふふうなことで、今はそれは百分の百でな
いと運用してゐないわけですから、今度は百分
の八十といふのも一つの判断の材料にしよう
と、こういうことであります。

○小池晃君 大臣に今までの議論を含めてお伺い
したいんですが、この失業手当削減では、失業手
当を削つていくといふことは、私は、失業手当は
少なくしなければならぬ、もうやむなく就職せざる
を得ないといふことになってくる、悪条件での再
就職を推進することになりかねない。そして、地
域の地場資金の八割までは再就職を拒否できない
ような給付制限掛けていくと。収入が二〇%下
がつても、地域平均賃金より二〇%低くても断れ
ない。これ、現在でも賃金がどんどんどんどん
下がつてゐるわけです。それなのに、更に平均の
八割の賃金といふことを条件にしていく。
私はこのやり方というのは、そして法の冒頭に
再就職の努力といふようなことまで付け加えられ
たと。私は、この全体像というのは、正に雇用保
険制度の改悪を通じて本間に国が逆に低賃金を促
進するような、そういう方向になりかねないん
じゃないかと、この運用いかによつてはそうい
う危険性が非常に強いんじゃないかといふふう
に、これは大変重大だといふふうに思ふんです。
失業者の生活条件の悪化といふことではなくて、
日本の労働者全体のこれは労働条件を悪化させる
ことにつながるんじゃないかと。

そして、併せてもう一点。就業促進手当とい
うのは今回盛り込まれたわけです。これは選択でき
るんだといふふうに衆議院でも答弁されていま
すけれども、先ほどの前半の議論の中では、多様な
就業形態を促進するためだといふふうに副大臣も
答弁されてゐる。

こういうふうになれば、全体として、この雇用
保険制度の今回の改定を通じて、賃金は低い方に、
雇用は正規雇用から非正規雇用にといふ方向に
持つていくといふ仕組みになっていくじゃないで
すか。そういう危険性が非常に強い改悪だとい
ふふうに思ふんですが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) これはもう需要と供給の
関係で雇用の状況といふのは回復するわけです
から、経済の回復が見られる、そしてそういうふう
になってまいりますと労働力はだんだん必要に
なつてくるわけでありまして、そうしたら賃金

は元に戻る。それはそれまでの辛抱だと私は思ひ
ますね。

それは、小池議員は国が出せ国が出せとおつ
しゃいますけれども、雇用保険は国が出せ、医療
費は国が出せ、年金は国が出せ、もう国自体が破
綻し掛つてゐるときでありますのに、本間に破綻
させてしまつていいんじゃないか。私はそうは
思つておりません。

○小池晃君 いや、それは国だつて削るべきとこ
ろ一杯ありますよ。そういったところからやはり
本間に景気回復に役立つ方向に行くべきだとい
ふに思ひます。

本間に今の無責任だ。もう正に自由経済とい
う、もう完全に国はノータッチで、もう自然現象
のように進んでいくという立場じゃないですか。
もう、大臣のように自然に需要と供給の関係で景
気も回復していくし雇用も戻っていくといふん
だつたら、もう政府なんて要らないといふこと
になりますよ。雇用政策なんて必要ないといふこ
とになりますよ。社会保障制度なんてなくなつて、
自然に需要と供給の関係で景気も良くなつてい
くし雇用だつて回復していくという議論じゃない
ですか。私は本間に耳を疑うような無責任な議論だ
と思ひますよ。何のために国があるんですか。そ
んな需要と供給の関係、資本主義の、その経済理
論だけに、経済原理だけに任せていたらばもうど
んどんどん悪化するからこそ国がいて、そし
て社会保障制度があり雇用保険制度があり支えて
いるわけじゃないですか。その責任を果たさずし
て、需要と供給の関係で良くなりますんといふ
のは、本間に私、無責任な発言だといふふう
に思ひます。そんなやり方では本間に景気の回復なん
といふのは断じて認めないし、断じてそれは私は
景気の回復なんてあり得ないと思ひますし、ま
す雇用保険財政にしても社会保障財政にしても
悪化するばかりだといふふうに思ひますよ。
ちよつと時間がもうほとんどなくなつてきてし
まつたんですけれども、ちよつと用意してゐた青
年の雇用の問題、冒頭の問題だけちよつとお聞き

したいんですけれども。
青年の雇用の問題です。

高卒の未就職者の数が大変今増加しています。一月末現在で五万人だと。文科省の調査では、昨年十二月現在で未内定者が八万人だと聞いています。三月十九日の参議院の予算委員会、我が党の吉川議員の質問に対して大臣はこう言っているんですね。働くという気持ちがあればなかなか就職しない。本当にそうだろうかと思ふんです。大臣は、まずやる気をどうしたら持たせるかというところが先決問題だと言っているんです。高卒未就職者四万五千人は、これは就職望んでいるわけですよ。望んでいるにもかかわらず、働き先がない。大臣は先決問題は就職の問題だと言っているけれども、私は先決問題は就職を増やすことではないかと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) 私もすべてが若い人たちの気持ちの問題だということを申し上げているわけではありません。

しかし、若い人たちの気持ちの問題もあるということを私は申し上げているわけであって、一部だけ取り上げて言ってもそれはいいけないわけで、私は全体としては若い人たちに仕事を与える必要はない。それは先ほど、今日ここでもお答えを申し上げたとおりの、若い人たちに對する今までの仕事というのはだんだんと全体の状況で少なくなってきた。それは大学やあるいは短大、専門学校といったようなところにある部分もあるし、そしてまたパートタイムその他の人たちに譲っている部分もあるし、そうした環境に置かれてこの高等学校卒業者の問題を構造的な問題としてどう取り組んでいくかということが大事だということを申し上げているわけであって、そこを解決することなしに駄目だ駄目だと言いましても良くなってくるわけではありません。

○小池晃君 私も大臣はそんなこと言うはずないだろうと思って発言全文見たんですよ。

大臣こう言っているんですよ。最初から読みま

すと、一番大事なことは、若い人たちにやっぱ働くという気持ちを持ってもらうこと、これが私は一番大事だと思うんです。どれほどいろいろなものを並べましても、働くという気持ちにならないければ、これはなかなか就職しないわけでありまして、まずやる気をどうしたら持たせるかというところが先決問題だと思っております。その後は、外国の例もいろいろありますが、日本に最も見合った対策を立てていきたいと思っております。これ、全体として見れば、正に気持ちの問題が先だ、先決問題だ、一番大事なことは気持ちの問題だ、先決問題だ、大臣言っているじゃないですか。私は違ふんじやないかと言っている。この全体の発言を見れば、大臣の認識はまず気持ちの問題だ、それがあってから就職口整備することだと、そういうふうにししか読めない発言ですよ。私は違ふと。その後で遠山大臣は逆の言い方しています。まず就職口の確保だと言っている。私は、これは当然だと思ふんです。

だから、正に青年、特に高卒未就職者の就職問題の解決のまず最初にやるべきことは、私は就職口を増やすということではないかと。一番今の理由というのは中高年のリストラとともに新卒者の採用の削減があるわけですから、そこにこそメス入れると、これが青年の雇用対策の一番大事なことだという認識をお持ちじゃないんですか。

○国務大臣(坂口力君) それはその議論が始まります前にまだいろいろの議論があったわけで、私はその部分では確かにそういうふうにしており、というの、若い人たちに對するいわゆる求人というの、若い人たちに對するわけですね。若い人たちに對する求人があるわけですよ。だから、若い人たちに對する求人があるんだけれども、なかなかそこに行ってもらえないわけにいかない。ミスマッチがそこに存在をしている。全体の世代の中で見れば、失業率も高いですけども、求人もまた高いわけですよ。だから、その問題もある。それから、一度就職してもらっても途中で辞められる方が多い。こうした問題も考えていかなきゃ

いけないということを私は申し上げたわけであって、やはり若い人たちに對する就職の問題が大事だというのは私もそれはそう思っておりますよ。そして、しかしそうはいいますもの、そこが大事だというだけではそこに働く人たちが生まれてこない。生まれてこないその理由を尋ねていくと、そこを分析してみると、高校卒業のころの仕事がほかの部分に行っている。そういう全体としての社会状況、経済状況が今作り出されている。だから、その新しい経済状況の中で高校卒業の皆さん方に職を与えるためにはどう改革をしていったらいいかということを考えてざるを得ない、そういうことを私は申し上げているわけでありまして。

○小池晃君 求人一杯あるんだとおっしゃいますけれども、政府の例えば二〇二〇年度の労働経済白書を見ても、九〇年代後半以降、卒卒求人が大幅に減少し就職環境が厳しかったことがその後の就職率を高めていると考えられるというふうに分析しております。

辞める人多いんだというふうにおっしゃるけれども、九八年の若年者就業実態調査報告を見ても、離職の理由は、賃金条件や労働時間、休日、休暇の条件が良くなかったというのが二・七％、倒産・解雇二・一％。四分の一は就業環境が厳しい、本心に当初言われていた条件と全然違うということとで辞めている人が多いわけですよ。根性ないとか気持ちの問題だとか、そういう問題じゃないんだと。これは青年の意欲の問題ではなくて、本心に今の厳しい就業環境、この問題なんだという認識を持たなければ、私は対策も誤ったものになるというふうに思ふんです。

その点で、ちょっと資料を配っていただきたいんですけども、(資料配付)本来ならば、やっぱり新規採用を増やすということで国が責任を持つと。サービス残業をなくすとか、そういうことで九十万人の雇用生まれるということもあるわけですよ。

これは、サービス残業の根絶というのは緒に就

いたばかりですけども、これ徹底してやるべきですが、緊急の対策として、自治体では、今お配りしている資料にあるように、緊急の高卒未就職者対策というのをやられています。

私も調べたら、ある程度の数の自治体で緊急施策やっていると。これ、例えば長崎などは、その資料にもあるんですが、週三十時間の就業で、その間にスキルアップの講習などの就職支援も行うような取組やっているんです。それから、臨時職員を雇用するという県でも同時に就職活動に役立つような時間とか講座を設けていると。

もちろん、全部がいいかどうかというのはこれ吟味必要ですよ。いろんな意見あると思ふんです。助成金付きのアルバイトということになりかねないという意見もあると。

しかし、高校を出た直後から四万五千人の人が仕事がないと、こういう実態がある中で、やっぱり何かやりたいと。自治体としても何とかして、少しでもこういった人たちの職に就けるような努力をしたいという、私は自治体の気持ちは大変よく分かる。これはこういう思い、当然だと思ふんです。

私は、こういう取組を国としてもよく調査研究をして、国としても何か必要なのはできないかと。例えば、今示した中には、先ほど議論ありましたけれども、緊急地域雇用創出特別交付金使っているような事業もあります。

そういったことも含めて、やはり国として、こういう地方自治体でやられている様々な取組に学んで研究をして、やはり何らかの高卒未就職者の緊急対策、こういった取組をやる必要あるんじゃないかと思ふんですが、いかがですか。

○政府参考人(戸利和君) 御指摘のとおり、各市町村あるいは各都道府県でも高卒者のいろいろな対策を取っております。

我々も、学校在学時、それから求職活動をしている時期、それから就職した後の定着の問題、そういうことをやっぱ総合的にかつ体系的に対策を更に講じていかぬといかぬだろうと、こう

思っているところであります。

今の自治体の問題であります。自治体については我々もどんな状況かということはいろいろフォロウに努めているところであり、一年あるも、やはりこれもいろいろ伺いますと、一年あるいは一定期間やってみなければもう見直した方がいいんじゃないかというところ、それから、やっぱりニーズも高いんで続けていこうと、いろんなところがあるようであります。我々としては、そういった自治体での取組というものがあるという効果を上げていくのかということはいろいろ十分検討をしてみることがあるだろうと、こう思っているところでございます。

それから、交付金につきましてでございますが、交付金についても幾つかの自治体で若年者を対象にした交付金の事業はやっているようでござい

ます。ただ、我々の立場からいいますと、交付金については、なるべく幅広い層の失業者の方になるべく多くの一時的、臨時的な雇用機会を付与したく、こういう観点でやっております。基本的にはそれぞれの自治体の判断で、若年者にも効果的であるということであれば、これはやっていただくということとはそれはそれで意義のあることだろうと思っております。

○小池晃君 それから、職業訓練の問題をお聞きしたいんですけれども、国と自治体が訓練施設で行っている高卒までの学卒者対象の職業訓練の募集は、聞いたところでは、十三年度、これ直近ですけれども、都道府県立の施設で一万三千人だと、能力開発機構で四千人で計一万七千人だと聞いています。

この一万三千人の都道府県立施設の定員に対して、これ倍率は一・八六倍、結構希望している人が多いわけです。就職率も、これ八〇%就職しているというふうに聞きました。これなかなか希望している人も多いし就職の成績もいいようです。が、こうした都道府県立施設への助成金額、直近五年でどうなっているか、これどうも減少してい

るようなんですが、減少している理由も含めて御説明いただきたいと思っております。

○政府参考人(坂本由紀子君) 学卒者訓練の運営経費への補助といたしましては、平成十年度の都道府県立の能力開発校への補助金額は百四十二億円であります。平成十五年度予算では同様の額が百二十三億円でございまして、御指摘のとおり、経費としては減少をいたしております。

その理由といたしましては、都道府県における能力開発校の統廃合等がございまして入校生が減少をしているというふうなこともありまして予算額が減少しているものであります。

○小池晃君 もう時間ないので質問はしません。提案だけさせていただきますと思うんですが、いろいろと見ると、全体として倍率は高いんですが、これはやはり応募が多いところは私は規模の拡大をもっとすべきだと。これは都道府県任せにせず、国としても必要な財政支出を私は考えるべきだということに思うんです。

それから、雇用保険の適用外になっていきますから、学卒者は、そういった人の生活保障も検討すべきではないかと。

それから、いろいろと中身聞くと、コンピュータが非常に古かったり、ウィンドウズの95を使っているとか、そういったので訓練していると、か、そういう話も聞くんですね。ですから、やはり本当に今の求人の水準に見合うような内容の吟味、水準の向上をしていくべきだと。

私は、全体として、高卒未就職者あるいは高卒学卒者向けの施設に対する助成金が減っているというのは大変問題だというふうに思っています。これは是非もともと光を当てて、本来必要な訓練ができるような仕組み、その予算措置を取るべきだということを主張して、私の質問は終わります。

○森ゆうこ君 国会改革連絡会(自由党)の森ゆうこでございます。よろしくお願いたします。まず、本日の質問に入る前に坂口厚生労働大臣

にお伺いしたいんですが、先ほど提案理由を説明されましたときに、最後に、原稿では、何でしたっけ、提案理由の説明は、原稿では「何とぞ、御審議のうえ、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます」というふうになっていると思うんですが、大臣はアドリブで、何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げますという言葉を申し上げたんですけれども、私はそれをお聞きして、大臣は何かこの法案について大変懸念を持っていたらっしゃるのではないかと印象を受けましたので、是非最初に伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) それは私の読み間違いですね。

○森ゆうこ君 読み間違いにしては非常に特に力を込めて強調して読まれたというように記憶しております。きつと大臣がいろいろな点で御懸念があるのではないかと思いますので、その点をただしていきたく思います。

まず、最初に伺います。

就業促進手当につきましては、先ほど来いろいろな御説明がありましたけれども、もう少し、どのような場合に対象となるのか、もう少し具体的に分かりやすく御説明をしていただきたいということと、それからこの就業促進手当ということが、雇用促進の観点から評価はある程度できると思えますけれども、もう少し上乗せをして支給額を五〇%程度に高めて一層のめり張りをつけてはどうかと考えますけれども、政府参考人にお答え願います。

○政府参考人(戸利和利君) 就業促進手当でございますが、現在は、雇用保険の所定給付日数を三分の一以上残して早期に常用就職された場合に一定の給付を一時金でしていると、こういう制度が再就職手当としてございます。

今回は、それに加えて、失業のその所定給付日数を三分の一以上残して、常用ではない働き方、例えば一定期間期間を限った働き方、あるいは

パートタイムのような働き方、こういった働き方をした場合に、その働いた日について、その日に失業をしていただければ受け取れる額の三割を支給しようと、こういう制度でございまして、これによって失業期間中に無業状態でもしないうるということに比べますと、就業の習慣を失うことがない、あるいは就業の意欲を失うこともない、それから再就職した場合に新しい職場に適応が容易になるだろう、こういった観点で再就職の促進に役に立つだろうと、こういう考え方で設けるものでございます。

確かにこの給付の効果を考えますと、まあ五割の給付というのでも考えられるわけでありましてけれども、考え方として、もうい残したというのでもおかしな話なんですけれども、所定給付日数として残した日数の一定割合を支給するという考え方で元々のこの制度、運営してきている。それでも受給資格者の六分の一ぐらいは今でもこの制度を活用されているということでございまして、我々としては、この三割でまずそれ相応の効果は上が

るんじゃないかということでありまして、他の制度とのいろんなバランスを考えますと、五割の給付というのが妥当かどうかということについてはもう少し慎重な検討が要るんじゃないかと、こう思っております。

○森ゆうこ君 一つだけ確認させていただきたいんですが、常用ではないということとは、今ほど、まず有期ということをおっしゃったと思います。が、パート、そしてアルバイト。そうしますと、派遣、登録型の派遣労働者も含まれるということでしょうか。

○政府参考人(戸利和利君) 御質問のとおり、登録型派遣でも支給になるということでありまして。

○森ゆうこ君 それでは次の質問に移りたいと思

います。

先日の本会議でも質問させていただきました新卒無業の問題ですが、先ほど来同僚委員から、特に高卒の皆さんの新卒者の無業状態についての対策に関しての質問がありました。

ヨーロッパでは、雇用対策といえ、どちらかというと若年者の失業に対する対策が、これが長年深刻な社会問題となっておりまして、打たれていくということで、雇用対策といえ、若年者に対する対策ということだそうでございますが、先日本会議で申し上げました。私、特に深刻だと思ふのは、この数ももう放置できない、大学生でも二割、高校生の場合は先ほど来お話がありましたけれども、この数もそうなんですが、結局、きちんとした技能を身に付けることができないままフリーター、いわゆるフリーターということとずっといきますと、結局、非熟練労働者として年々重ねていく、このことが非常に問題だということに思っております。この対策について様々な多少対策が取られているんですけども、もったいない切った対策が必要ではないかと考えますが、この点についての御見解をお願いいたします。

○政府参考人(戸利和君) 御指摘のとおり、学校を卒業してなかなか常用雇用につけないという状態で経過いたしますと、本人にとっても技能が身に付かないということがあり、社会にとってもやはり社会の活力あるいは経済力、産業力、そういったものにも深刻な影響が及ぶということでもあります。更に申し上げますと、ヨーロッパの状況を見ますと、若年のころに失業率の高かった方というのは中年あるいは中高年になっても失業率が高いと、こういう経験則があります。そう考えますと、今の失業率の高い若年者をそのまま放置することになりますと、例えば十五年後、二十年後の日本の失業率が、今のような五%台の半ばをはるかに超えてしまうんじゃないかという危機感我々も正直持っているところでございます。そういった意味で、とにかく若年者が本人の能力あるいは希望、適性に応じてきちんとした職に就けるということは大変社会にとっても重要な問題だろうというふうに思います。

パに比べますと、あるいは欧米に比べてと言った方がいいたくありませんが、日本の場合には高齢者対策にかなり対策のウエートが掛かってきたということでもあります。そういった状況の中で、こ

一、二年、若年の雇用対策に我々としてはかなり力を注いできたというふうに思っています。ただ、これにつきましてもなかなか、正直言つて、厚生労働省プロパーといいますが、厚生労働省のみの対策ではやはり限界があるということでありまして、文部科学省なりあるいは産業界を所管する関係各省なり、そういったところと連携を取ってきちんとした対策を講じていく必要があるんじゃないかというふうには思っています。我々としては、厚生労働省としては、こ一、二年の当初予算あるいは先般の補正予算等々で、在学中からの職業体験機会の充実でありますとか、あるいはフリーターの自立のための対策でありますとか、あるいはこの三月の学卒未就職者の対策でありますとか、いろんなものを講じておりますけれども、もう一段の総合的、包括的な対策については今後きちんと対応していく必要があるんじゃないかと思っております。

○森ゆうこ君 いずれにせよ、かつては企業が学卒者の教育訓練、職業訓練というのをオン・ザ・ジョブ・トレーニングでやっていたわけですね。今はもう企業がそういう余裕がない。もうほとんどリストラをしていて、長年勤めた人もリストラするし、新しい新卒者も雇えない。ましてや、そういう新卒者を教育するというような余裕がない。でも、だれかがやらなければいけないわけでは、将来のことを考えたときに、これはもう非常に重要な問題とも思いますが、大臣にはこの問題にお答えいただく予定はなかったんですが、一言お願いいたします。

○国務大臣(坂口力君) やはり、企業は即戦力の人を今もう求めるようになっていくわけ、そういったし、ただ高等学校を出たというだけではなくて、そこに何かやはり技術を身に付けていないといけないという状況になってまいり

ました。そうした状況を考えますと、それから先の何か専門的なことをおやりいただくような期間に、それが半年なのか一年なのか分かりませんが、けれども、そうした技術を身に付けていただくというふうなこともこれから考えていかないとけないだろうというふうに思っております。

そういう意味で、多分今週中というふうに思いますけれども、経済産業省と文部科学省、それから内閣府、多分内閣府と思いますが、四省で集まりまして、今後の若年者雇用というのをどうするかといったことをこれから話し合いをしていきたいというふうに思っております。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。それで、その教育をどこでやるのかということにつきましましては、やっぱり職業訓練校というのは、学校というのはやっぱり限界があると思うんです。幾ら学校でいろんなことをやっても、実際に体験してみないことには役に立つかどうか分からないということがありますので、むしろ、今日たまたま文芸春秋を読んでいたところ、こういう提案があったんですけども、オン・ザ・ジョブ・トレーニングの訓練費用として雇用者に支払う一種の技能養成バウチャー制度の創設ということはどうだろうか、様々な提案がありますけれども、職業訓練校の限界ということもやっぱり考えていたでいて、いかに即戦力になれる人材を作っていくのかと、企業に余裕がないときに、じゃ厚生労働省が何ができるのかということ真剣に考えていただきたいと思ひます。

次の質問に移りたいと思ひますが、政策統括官にはワークシェアリングのその後ということをお聞きしようと思ひましたが、先ほど同僚委員からの質問がありまして、その中の御答弁について少し確認させていただきたいと思ひますが、このワークシェアリングを推進していくということについて克服し難い様々の要因があるというふうにお答えになったんですけれども、具体的にこれとこれとこれとこれとお答えができましたら是非お願いしたいということ、やはり答弁の中で

ありましたのは、今の様々な制度がフルタイムを前提としているというお言葉がありました。私もそうだと思います。今回の雇用保険のこの改正に当たっても、依然としてフルタイムが前提となつた考え方になっていないか、もつと抜本的な改革をする必要があるのではないかと、これも代表質問でさせていただいておりますが、その点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(青木功君) ワークシェアリングの問題で幾つか具体的な問題意識を先ほど御答弁をさせていただきました。

そこで、考えますと、特にいわゆる多様就業型というワークシェアリング、これはこれからのかぎになるわけですが、これは労働力を供給する側、つまり働く側が様々な、一日じゅう働ける人から一日数時間しか働けない方、様々な方がいる。それから能力的にもいろいろと。これを、今度は労働力を受け入れる側もございしますが、やはり一定の生産性は保てなければならぬ。そうすると、現実問題として、長期的に見て労働力が減る中で、いろんな働き方の人たちを上手にマネジメントして一定の成果を上げていかなければならない。つまり、フルタイムの方が主で、残りの方はそれに従属的な働き方をするんじゃないかと、それぞれ一人前に力を出していただくような形で働く場をマネジメントしていかないと、多分予定されるような効果が得られないんじゃないだろうと思ひます。

そこで、その中でいろいろ問題があると申し上げたのは、例えば、そういったことで職場全体が、法制度のみならず、職場の在り方そのものがまだまだフルタイムの方を前提にした、例えば福利厚生者の提供とか、そういった労働条件も含めて、まだまだそこまで行っていないのではなかろうかという点がございまして、それから働く方についても様々でございます、必ずしもレベルの高い部分のところが職場が提供されているわけではないんで、何と申しますか、御自分の持っている能力がもたない使用方をされているというふうな

いすれにしても、今回の雇用保険も、そういったフルタイムだけじゃなくて、いろんな働き方の方々を前提にした前進であると、私ども同じ省内でありますけれども、大変評価をしておるところでございますが、そういった形で、一挙に何かを解決するわけにはいかないと。したがって、先ほどもお答えを申し上げたのですけれども、いろんな事情のところでもモデルケースを作つていただいて、そこで出てくる問題を一つ一つ解決する中で労使の皆さんにこれはいいものだということをお分かりいただかない限りなかなか進みにくい面があるのではないかというようにことを申し上げたのでございます。

○森ゆうこ君 これは大変難しい話だと思うんですけれども、先ほど大臣も、前にもおっしゃいました労働重視型社会の実現ということで、労働生産性と労働時間短縮の両立、これは大変難しい問題を抱えてしまったわけですけれども、やはり今までの政策は何となくいろんな状況に対して後追追という性格が強かったと思うんですが、大臣がこのような社会を目指すのであれば、それに誘導して強いお気持ちがあるのであれば、それに誘導していくような、それを奨励するような政策をやはり厚生労働省として実現していくべきだと思うんですけれども、大臣はいかがでしょう。

○国務大臣(坂口力君)　そこは御指摘のとおりだと私も思いますね。だから、そこを更に具体化をしていかなければいけないというふうに思っています。

先ほどのワークシェアリングも、いろいろ労使で話はしていただいているんですけども、なかなか難しいといえますのは、一つは、労働者側はやはり賃金削減ということにこだわりを持っており、みえになりますし、それから使用者側はやっぱり均衡処遇という問題に、なかなかそうはいかないと、短時間労働者は均衡処遇というわけにはいかない。この二点でなかなか一致点ができないというところでございまして、そうしたこともございま

すけれども、しかし、このワークシェアリングも一歩進めなきやなりませんので、全体としての業界、五つか六つか分かりますませんが、業界幾つかに分けて、その中で何か所か、四、五か所ずつ、五か所なら四か所ずつで全体で二十か所というふううにモデル的にやはりやっていただくということをやらないとこれ前へ進みませんので、そういうことで前に進めたいというふうに思っております。

全体としまして、先ほど御指摘いただきましたように、時間の問題にいたしてもやはりこれ努力をしていかなければなりませんし、それから労働生産性を上げるようにしていくために厚生労働省として何をなすべきかということも考えなさいいけないし、この分野は経済産業省にしつかりお願いをしなさいいけない話でございますから、よく話をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○森ゆうこ君　　ありがとうございました。

今ほど賃金の削減ということが、それは労働者が大変抵抗すると、それは当然だと思います。今回のこの給付の削減についても、失業給付の給付の削減ですけれども、主に再就職状況が厳しい中高年層が対象でございますね。

それで、私は本会議のときも申し上げましたように、逆転現象という現実がある以上、ある程度避けては通れない、これはそう思います。しかし、実際問題を考えてみますと、私もそういう立場ですけれども、普通にもう夫婦二人だとか又は一人で暮らしているとかということであれば、多少の収入の削減といえますか、給料が減るということについて何とかやりくりできるということはあると思うんですが、中高年というのは何を抱えているかというと教育ですね。これ、教育もローンでやっているんです、今。物すごくお金が掛かります。東京の私立大学に入れますと、四年間入れると家が一軒建つというぐらいですね。二千万万ぐらい掛かると、生活費も含めて。それから、住宅ローンもあります。

ですから、給付削減致し方ないとしても、これは別な表現をすると、個人の不良資産ができるわけですね。不良債権が、個人の不良債権ができる。給料は減った、子供たちの教育にお金がかかる、教育ローン、住宅ローンを抱えている。そうしますと、これは給料が大幅に目減りしたために、又はこの失業給付の給付が大幅に削減されたために、今まで特に不良債権だったわけじゃないですけども、個人の不良債権になってしまいうわけです。これが非常に問題なんだと思うんですね。

この個人の不良債権の処理ということについて、その救済を、銀行の不良債権の処理は公的資金の注入でやりますよね、同じ視点で考えて、私は、個人の不良債権の救済を例えば雇用三事業を廃止しないのであればその財源でおやりになってはいいかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(戸利和君) 御指摘のとおり、今回の基本手当の支給率の見直しが高賃金層の再就職資金との逆転現象の解消というところで行いますものですから、日本の今の賃金・雇用慣行の下では、結果として中高年齢層に相対的に大きな影響が出てしまうということはもう避けられないことであります。今、大変重要な御指摘だろうと、こう思います。

ただ、雇用保険の三事業は、元々事業主の方々の雇用保険料だけを財源に行っているというものでございまして、これは企業行動に起因する雇用の諸問題、これを解決しようということとで設けているものでございます。企業の年功序列賃金体系、あるいは長期勤続、長期雇用システム、それに伴う定年制、そういったことで企業行動の結果として高年齢者の方の雇用情勢が厳しいということ、例えを挙げればそういうふうなことに支給するというようなものですから、個人の方、個々の労働者の方のいろいろな事情で教育ローンを抱え、あるいは住宅ローンを抱えているということについて、個々の救済を三事業で図るのは、これは非常に難しいんじゃないかというふうに思っています。

我々としては、中高年齢者の方の早期の再就職を何とか支援したいということで、本年度の予算新規施策として中高年齢者のトライアル雇用を導入してみたり、あるいは中高年の長期失業者の方に対して民間のノウハウも活用したセミナーやつたりと、こういうふうにしています。

○森ゆうこ君　だから、そういうことをしていた
だいても、結局再就職先の賃金が低いわけでしょ
う。それが問題になっているわけですよ。それ、
逆転現象とおっしゃっているじゃないですか。だ
から、再就職しても給料が今までより大幅に低い
から、それまでは不良債権じゃなかった教育ロー
ンや住宅ローンが不良債権になっちゃうんです
よ。私えなくなるんですよ、ローンが。それが問
題だと言っているわけ。だから、その救済を雇用
保険三事業でやればいいじゃないですか。だって、
企業の都合でリストラされたり、そして倒産して
失業するわけですから、当然その雇用保険三事業
の対象になると思います。私、時間がないので、
このことについての御答弁は結構ですけれども。

例えば、財源はほかにもあると思います。これ、通告してないんですけれども、先ほど思いついたんですけれども、年金資金の運用に失敗して、今、五兆円の穴が空いておりますね、この二年間で。私は、こういうのだって財源にして使ってもいいと思うんですよ。穴が空くとかなんとかという答えが返ってくると思うんですけれども、どっちにしろ穴空いて、穴を空かせているじゃないですか、運用に失敗して。それならば、この皆さんたちの不良債権を短期にでも保障してあげる、何らかの形で保障する。で、その人たちがまた普通に仕事に復帰すれば今度は年金の支え手になるわけですから、そういうことでしてはいかがかと思います。

それも含めまして、大臣に最後に伺いますが、本会議では竹中大臣にグッドランディングというふうにかわされてしまいましたけれども、ソフトランディングでないことは確かなんですよ、つまり、ハードランディングじゃないグッドランディ

ングなんて言っていましたけれども、ソフトウェアインダストリーなどは、やはり過去の失業率のトレンドをベースラインにするというその考え方は間違っていると思うんですね。今のこの経済情勢や、今後の本当に構造改革推進するというところであれば、やっぱり欧米並みの一〇〇程度の失業率を覚悟してそういう雇用保険制度を設計すべきであると思います。

そうやりませんと、再度の法改正が五年どころか二年、三年のうちにやらなければいけなくなると思うんですね。大臣、先ほどの件も含めまして、決してそうならないというふうな責任を持って言えるのでしょうか、坂口厚生労働大臣。今日は、今回は大臣御自身の先見の明を伺って、質問を終わります。

○国務大臣(坂口力君) 先に年金の話をお断りしておきますけれども、あれは株価によつては確かにマイナスになっておりますけれども、全体ではマイナスになっているわけじゃないと思います。で、十四年度どうだったかはまだちょっと分かりませんが、それまでの分は、一部預金してありました分と、それから株式の面と、そうトータルで見れば決してマイナスになっておるわけではございません。それだけちょっと申し上げておきたいと思ひます。

さてそれから、ソフトかハードかというの、これもなかなか難しい話でございますが、最初言われていたほどハードランディングではなくなってきたと、かなりソフトになつてきたと私は思つております。そんなにハードランディングではなくなつてきているというふうに思ひます。

これは、いろいろ皆さんの御意見もあつてだんだんそういうふうになつてきているというふうには私は感じておりますけれども、いずれにいたしましても、現在抱えております構造改革、これをやり遂げなければならぬことだけは間違ひがないわけで、それをやり遂げる間どうするかという問題があることも事実でございます。

したがひまして、できる限り国民の皆さん方に御理解をいただける範囲の中での軟着陸というのが大事なんだろうというふうな思つておりますが、しかし、今お話をしましたように、これが何年も何年も続くというわけでは決してありません。それぞれの御家庭でのやはり不良債権というのがたまつてくることもこれも事実でございますから、それを大きくしないために一体どうするか。それは、若干現在は今までのお勤めのことを思えば安いけれども、そこを辛抱してお勤めをいただいて少しでもそのマイナス分を少なくしていただくのか、それともつとていお仕事をできなくなるまでそれこそ待つという方針でいられるのかというところは、それぞれやはりお考えによつて違うだろうというふうな思つております。

経営者の皆さんの中には、一年間は辛抱してほしいと、そして本当に片腕になつていただけたということが分かれれば私たちはもう少しそれはしつかりと出すという方もあるわけでございますので、そうしたことも念頭に入れながら全体としてやはり考えていく以外にない、そういう今時代ではないかというふうな思つております。

いささか歯切れが悪かつたですけれども、お許しいただきたいと。

○大脇雅子君 私は、最初に、今回の拙速な審議に對して、大きな驚きとともに異議を申し立てたいと思ひます。

雇用保険の失業手当受給権というのは働く人たちの権利であります。そして、今回の改正は非常に不利益な変更部分を含むわけでありまして、したがひまして、法律の施行も国会における審議も周知徹底ができる常識的な期間を置くということは重要なことであると思ひます。

周知徹底期間五日間でこうした法改正を予測すべき義務はないわけでありまして、予測し得ない相当の理由があつたときは損害賠償責任が政府並びに国会に発生する危険すらあるのではないかと思ひます。

私は、そういう意味で、今回の審議がこのように運んだことについて、非常に強権的なこうした審議状況として配慮不足というものを、やはり審議としては暴挙でありまして、現場に配慮をしない行為だというふうな思ひますので、この点を明確に申し述べておきたいと思ひます。

さて、雇用保険法の改正の意義と内容についてお尋ねをいたします。

完全失業率が五％台に高止まりして、失業者も三百五十万人前後というところで推移してきました。そして、先ほども言われておりますように、若年世帯や中高年世帯に對して非常に厳しい失業情勢があります。

就業促進手当の受給者などについてまず確認をしたいと思います。大体、再就職率とかあるいは失業手当を受給した後の失業の継続というのはどんな状況にあるのでしょうか。

○政府参考人(戸利和君) まず、若年者の方であります。平成十三年度におきまして二十九歳以下の再就職手当の受給者数は約十三万六千人となつております。また、平成十二年度における調査におきましては、二十九歳以下の雇用保険の支給終了後の未就職率は四九％ということでございます。

一方、中高年齢層でございますが、これも平成十三年度におきまして四十五歳以上五十九歳以下の再就職手当の受給者数は十一万一千人、六十歳以上六十四歳以下の受給者数は一万七千人と。十二年度におきます調査によりますと、四十五歳以上五十九歳以下の方の雇用保険の支給終了後の未就職率は六〇％、六十歳以上六十四歳以下の方については八七％と、こういう状況になつております。

〔委員長退席、理事中島眞人君着席〕

○大脇雅子君 そういたしますと、デフレ不況が長期化したしまして、失業者の絶対的な数値が高止まりする中で、保険料負担労働者やその使用者の絶対数も減少しつつあるわけですね。その結果として、当然基本手当等の受給者が増大し高止まりしていることによつて今年度末で雇用保険財政が枯渇するということが懸念されているわけでありまして、その大臣の基本的な認識と財政見通し、そしてどういふ予測を基礎として中期的な運用がなされるのか、お尋ねをいたします。

○副大臣(鴨下一郎君) 今回の改正の基本的な認識と今後の財政の見通しについて先生お尋ねでありますけれども、雇用保険制度をめぐる諸情勢は、言つてみれば極めていろいろな意味で今まで不透明でありましたけれども、失業者の生活の安定及び再就職の促進を図ると、こういうようなことを目的としまして、一つは雇用のセーフティーネットとしての安定的な運営をきちんとしなければいけない。もう一つは早期再就職の推進でありますし、働き方が多様化した現在におきまして、特にそれに対応する必要があるということとか、それからさらに、再就職の困難な状況への対応など、いろいろな観点から行うわけでありまして、一概に財政的な観点というふうなことではございません。

また、今回の改正では、雇用保険受給者の動向を最も端的に示します受給資格決定件数について着目して、過去十年間の平均的な伸び率である年五％程度の割合で今後とも伸びていく、こういうようなことを前提に立つても、これから五年間ぐらいは安定的に運営ができるようにと、こういうようなことで今回の改正をしたわけでありまして、極めて言つてみれば固い前提に置いているというふうなことでございます。

○大脇雅子君 前回の改正で、早期再就職を促進するために、離職理由による給付水準の見直しを中心として、非自発的離職による離職者には給付日数を長くして自発的離職者には短くするなどの見直しが行われましたが、その政策的な効果はど

のようであつたでしょうか。

○政府参考人(戸利和君) 前回の改正におきましては、失業率が四%近いと、あるいは前後と、こういうことで、前回も雇用失業情勢の悪化を背景に制度の改正を行ったところでありまして、御質問のとおり、倒産・解雇等により、あらかじめ失業するという状態を予測あるいは準備できずに失業されてしまった方については就職の困難度を考慮して所定給付日数を長くし、一方、自己都合等の自発的離職の方については給付日数を短くすると、こういうことにいたしましたわけでございます。

その政策効果を定量的に把握するに至っておりませんが、第一線等からの話であります、これは一昨年来のリストラ等の影響で、倒産・解雇等による離職の方について給付日数を延ばしたということとはそれなりの効果を發揮しているというふうに認識しておりますし、一方、自発的離職者についての給付日数の短縮というのは、これは雇用情勢が厳しくなったということもあつて一概になかなか申し上げ難いところがございますけれども、ハローワークに求職申込みをされる方の中で在職者の求職者が増え、あるいは自己都合の離職者の求職者が減っているというのを考えますと、かなり事前に再就職のための準備をされる方も増えてきているということではないかというふうに考えております。

○大脇雅子君 今回のように、常用以外の早期就業者に対して基本手当日額三〇%以上乗せるという早期就業促進手当の問題があります。これは短期低賃金の緊急的な臨時雇用レベルの再就職ということで、再度の失業が生じるという可能性が高いのではないかと、長期的な雇用に結び付かず、常用雇用へのインセンティブが全然働かないと考えますが、この政策はどのような懸念はありませんか。○政府参考人(戸利和君) 今回新たに設けることとしておりますその就業促進手当でございますが、これにつきましては、一つは、労働市場の構造変化によりまして短時間就業あるいは派遣就業

等の多様な働き方が増大するという中で、雇用保険制度についてもそういったものに対応していく必要性があるというふうな考えが一点でございます。したがって、早期の常用就職以外の就職についても早期の就業促進のための手当を新たに設けたということでございます。

〔理事中島眞人君退席、委員長着席〕

それからもう一点は、雇用保険の受給中に全く無業状態であるよりも、短期とはいへ、あるいは一時的とはいへ、就業した方が就業意欲の維持あるいは再就職したときの新しい職場への適応力、向上、こういった点から効果があるんじゃないか、こういうことで考えたところであります。

いずれにいたしましても、どちらの働き方をするかということとは、これは雇用保険の受給者の方の自由な判断によるところでございます、そういった意味で、これを設けたということが短期というか雇用の不安定を招くということにはならないんじゃないかと、こう思っております。

○大脇雅子君 大臣にお伺いしたいと思いますが、今回の改正では、通常労働者とパート労働者の給付内容を一本化して、倒産・解雇等とそれ以外の離職理由による給付内容が改定することになっております。倒産・解雇の離職理由が従来の通常労働者の水準で、それ以外の離職者はパート労働者の水準にするということがなぜ多様な働き方への対応ということになるのでしょうか。このような一本化は単に給付水準を切り下げるということにすぎず、働き方の多様性に対処するのであれば、パートや派遣や有期雇用等現状での多様な働き方にある労働者が現に継続して働いている実質を直視する方式にこそ改めるべきではないでしょうか。

先ほど、短期低賃金の緊急臨時雇用レベルでの再就職というのは自由な判断で取りあえず再就職というふうな考え方で政策上の懸念はないということでしたが、非常に危惧があるわけですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 確かに今回のこの失業者

の中で二つに大きく分けて、自発的な失業者とそれから非自発的な失業者と両方に分けて、そして、自発的に失業者になった人につきましては通常の労働者もパートと同じように見る、その代わりにパート労働者の人も非自発の場合には通常の人と同じように見ると、こういうことにしたわけでありまして、非自発的に辞める人についてはパートであれあるいは通常の労働者であれ、ここは重く見るということにしたわけでありまして、そういった意味で、多様な働き方への対応というのがなぜ広がるのかというお話だろうというふうに思うんですが、様々な形での雇用に対する対応を考えました場合に、それは、通常の職場に戻るということができないまでも、パートその他、あるいは派遣業もあるかもしれませんし、様々な働き方で一時しのいでいただくということではできないのではないかと、そういうふうに思っております。そうした意味で、好む好まないはあるというふうに思いますけれども、様々な働き方の中で一時をしのいでいただくことはできるのではないかと、こういうふうに思っております。

そういう意味で自発と非自発とを少しアクセントを付けさせていただいたということでございまして、その代わりにこの自発と非自発との関係は明確にしたいかといけません、ここをはっきりとやはりしていかないと何のために分けたのか分からなくなってしまうから、ここは明確にしていきたいというふうに思っている次第でございます。

○大脇雅子君 非自発といわゆる自発の境界は非常にあいまいでありまして、やっぱり離職理由で本当に救済がきちと取られるよう運用をされる必要があるかと思われま。

次に、再就職が困難な状況に対応した給付の重点化につきまして、三十五歳以上四十五歳未満で三十日の延長と、当然、倒産・解雇等による離職者でございますが、しかし、四十五歳から六十歳未満の離職者の再就職の状況を見れば、この世帯についても非常に深刻な状況なのですから同様の

措置を図るべきではないかと考えますが、なぜ措置が講じられなかったのでしょうか。

○政府参考人(戸利和君) 御質問のとおり、再就職の困難度ということから申し上げますと、四十五歳から六十歳の方、これらの方々が一番再就職の困難度が高いことだろうというふうに思います。

実は、この点については、前回の法改正でその点を十分意識した上で、四十五歳以上六十歳未満の方については、例えば雇用保険の被保険者であった期間が二十年以上の場合には三百三十日、それから十年以上二十年未満の場合は二百七十日というところで、前回かなりの上積みをも、所定給付日数の上積みを行ったところでございます。

前回は、実は今回行います三十歳から四十五歳については、まだリストラ等の影響もあるいは雇用情勢も四十五歳から六十歳に比べると相対的に軽微なものではないかと、こういうふうな考えから、現在、四十五歳から六十歳の方が三百三十日である被保険者期間二十年以上の場合には四百五十日、それから十年以上二十年未満の場合には四百五十歳以上六十歳未満の方が二百七十日のところを二百十日というところで、四十五歳から六十歳の方に比べると所定給付日数がかなり低いと、こういう状況でございます。

こういった状況、その後、前回の改正以降のリストラの状況、そういった中で、子供さんが高校生あるいは大学進学というふうな方々も多い、再就職も非常に困難であるという辺りを考慮いたしまして、今回、三十日を上乗せし、二百四十日、それから二百七十日ということと四十五歳以上六十歳未満とのバランスを正したということで、我々としては、当面この三十日の延長ということで、相当程度の効果を發揮するのではないかと、こう考えております。

○大脇雅子君 確かに、前回の改正において落ちこぼれたところを拾うという意味では有効であろうかと思いますが、しかし、四十五歳から六十歳未満の未就業率の高さを考えますと、やはりここ

に何らかの手当てが必要ではないかというふうに思います。

さて、教育訓練給付についてはどう実効ある教育訓練を図るかということで、給付率や上限額を一律に引き上げるといことは現状の教育訓練の実態を見ると逆効果にはならないか、むしろ教育訓練の対象となる内容を見直して専門性や技術力を積み上げていくということで、教育訓練の対象ごとに給付率や上限額をきめ細かく設定した方が効果的と考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(戸利和君) 教育訓練給付でございしますが、これにつきましては、給付率が八割と相当程度高率な水準にございします。また、上限額も三十万円ということで、どうもその運用の実態を見ても、講座の選択が本当にこの教育訓練給付の受給者の方の雇用の安定なりあるいは就職の促進なりということに本当に役に立つものなのかどうかということについて疑問を抱かざるを得ないというふうな実態も間々見るところでございします。

そういった中で給付の見直しをどうするかということで、御指摘のとおり、講座を見直すということも大変有効な手法であるわけでありすけれども、今回につきましては、先ほど来いろいろ御議論いただいておりますとおり、基本手当日額、失業者の方の基本手当日額も給付率を引き下げざるを得ない。こういう状況の中で、どちらかというと、在職者の方々も給付されているという中で、全体の給付のバランスを見るという観点からも、給付率、上限額の引下げはバランス上必要ではないかと、こう考えたわけでありまして、今回の見直しに当たりましては、法律に提案させていただいておりますとおり、給付率、上限額の引下げを行うわけですが、それと併せて、今お話しのとおり、講座の中身についてもきちんと再就職等の効果のあるものかどうかをきめ細かく判断していくということで、講座指定等の重点化を図ろうということと考えておるところであります。

○大脇雅子君 雇用安定資金の使用に関する特例

措置によって、雇用保険財政維持のために雇用保険三事業から雇用安定資金というものを作って三事業の剰余金を組み入れる、そして支出を弾力化して財政事情に対応するというふうになっておりますが、剰余金をどうやってアップしていくのかと。そして、支出を弾力化するというのはどういうことでしょうか。借入れとか貸付け等何らかの配慮をされるのかどうか、これの、いわゆる雇用安定資金のイメージというか、運用イメージを教えてください。

○政府参考人(戸利和君) 雇用安定資金でございしますが、これは雇用安定事業あるいは能力開発事業等の雇用保険の三事業、これが、不況時には失業者の方も増える、あるいは失業防止のための企業に対する助成の必要性も高まるということとで、失業時に多額の支出を要する。一方で、好況時にはそれほど支出が要らなくなると。そういうことで、景気のワンサイクルの間で、毎年度毎年度の収支の均衡を図ることではなくて、景気のワンサイクルで収支の均衡を図るための資金の調整弁として設けられているのが雇用安定資金でございします。

そういった意味で、財源も事業主のみの負担ということでありまして、本来であれば雇用安定資金につきましては雇用安定事業に使うと、これが基本でございしますが、何分厳しい雇用保険の財政事情にあると。

元々、雇用安定資金自身も失業の予防あるいは再就職の促進、能力の開発を図るということによって失業者の減少を図る、これで本来の給付であります失業等給付の支出削減に資する、こういう目的で作っているということを考えますと、今回、破綻の危機に直面しております雇用保険財政について、万やむを得ない場合については雇用安定資金の残高を失業等給付に臨時的に使用できるようにしよう、という考え方で、平成十九年度末までの限定的な措置として、雇用安定事業の運営に支障のない範囲内で特例的に雇用安定資金を失業等給付の支払に充てることができるように

しようということでございます。

それから、三事業自身については、その政策効果等、いろいろ議論があるということでございまして、我々としては、政策効果の低いもの、あるいは不要不急なもの、こういったものはきちんと見直して、雇用安定三事業、雇用保険の三事業の効率的な運営を図る、それによって雇用安定資金についてもできるだけ資金の残高を増やすようにということ而努力をしたいと、こう考えております。

○大脇雅子君 今回の雇用保険の改正は、財政バランスに配慮して、失業状況の予測性に今までの誤りがあったということで改正の一つの端緒となつていと思われまします。そして、短期低賃金の緊急的な臨時雇用を取りあえずの再就職として考えていくということによって常用雇用へのインセンティブが働かない、したがって総合的な雇用創出のための政策にはどうもマイナスに働くのではないかと。そしてまた、生活実態を見ない上限の額の制限とかあるいは期間の短縮というのは、非常に弱い者に痛みを更に加えていくということになるのではないかと。

企業の社会的責任として雇用の継続保障というのは不可欠であり、日本的な雇用慣行とは言わなくても、こうした長期安定雇用というのは労働者の個々人のライフスタイルとライフステージに合わせた生活設計を可能にするということ、非常に日本の労働慣行の中では働く上での能力を発揮できる原動力になってきたと思いますが、今回の雇用保険法の改正はこうした長期安定雇用の創出策との関係についてどのような関係を持つのか、非常にマイナス効果が発揮するのではないかと、という点で最後に大臣のお考えをお伺いいたします。私の質問を終わります。

○国務大臣(坂口力君) これからの経済の発展を考えたときに、先ほどから出ておりますように、私は労働生産性をどうしても上げる以外に方法はないというふうに思っておりますが、そういう意味では、産官学、この連携によりましてそ

から新しい事業を生み出していかうという、これは経済産業省中心にお考えになつていこととございしますが、とにかく一千事業所を作りたいということとございましたが、現在のところ八百事業所ぐらゐのところまで来ているというふうにお聞きをいたしております。

非常に規制改革を行ひまして、たとえ一円の資本でもやれるというようなことにして、もうとにかくやりやすいような体制を今整えている、そうした中でかなり進んでいることは間違いない。各大学等で新しいところを成長させているということのようございまして、我々のこの雇用政策もいろいろの新しい雇用を生み出すことにいろいろの財源を付けておりますけれども、やはり生産性を上げるような、この事業が進まないと全体として日本経済の底上げをするということにはならないというふうに思っておりますので、経済産業省辺りがおやりになつていそうしたところにとにかく雇用創出の面でバックアップをするかといったようなことを更に考えていけば一層充実をするのではないかと、いうふうに思つてい次第でございします。

そういった中で新しい雇用がどんどん生まれ、そして生産性が上がるということになれば日本の経済は着実に前進するといふふうに思つてい次第でございします。

○西川きよし君 皆さん、御苦労さまでございします。もう外は暗くなつておりますが、あと三十分御辛抱いただきたいと思ひます。

私の方から、早速でございしますが、今回雇用保険法とともに一部改正が提案されております労働保険料の徴収法についてお伺いをいたしたいと思います。

まずは政府参考人にこの法の目的、それから今回の改正内容について御説明をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(戸利和君) まず、労働保険徴収法でございしますが、この法律は労災保険と雇用保険、二つまとめて労働保険と呼んでおりますけれ

ども、この二つの保険の事業の効率的な運営を図ろうということで設けたものでございます。

具体的には、両保険の保険関係の成立、例えば事業所が新たに設立された場合に保険が適用される、労働者が雇われた場合に保険に加入されると、その辺りをこの保険でやる。それから消滅の問題、会社がなくなったあるいは労働者の方が離職した。それからもう一つが、雇用保険の徴収、雇用保険料と労災保険料を一括して徴収しよう。こういう目的で設けられている法律でございます。

今回の改正内容、主に二つございます。

一つは、雇用保険の失業等給付に係ります保険料率につきまして、本則におきましては賃金総額の一・六％とする、附則におきまして平成十六年度末までの間は暫定的に現行の一・四％のまま据え置くというのが一点でございます。

それからもう一点は、保険料につきまして、実は一覧表にいたしまして一般保険料額表というのを制定というか、これは厚生労働大臣が労働保険徴収法に基づいて定めると、こういうことになってございます。個々の事業主の方はこれを基に保険料を払っていただいているということですから、最近では給与事務がコンピュータ化されているという中で、この表によるのは大変だと、むしろコンピュータでちゃんと計算した方が速いと、こういう事業主の方も増えてきているということがございます。それから、事務の簡素化、事業主の方の負担の軽減ということで、一般保険料額表というのを厚生労働大臣が定めるという規定を削りまして、コンピュータでちゃんと計算して出していればそれで結構ですと、こういうことにしようという二点でございます。

○西川きよし君 御丁寧に御答弁いただきまして、ありがとうございます。

そこで、本日、私の方からは、個別案件に基づきまして、この労働保険の徴収行政についてお伺いをいたしたいと思います。

実はたくさんお便りをいただくんですけれども、私どもの方に、京都市の方ですけれども、齒

科技工業を営む事業主の方なんですけれども、この方。それから、実際に徴収行政の最前線で業務をされている労働局の職員の方からでございます。御相談をいただきました。そして、お電話、お便り、その内容をお話し申し上げたいと思うんですけれども、この事業主さんは平成二年七月に新しく齒科技工業の会社を設立されて、この労働保険の手続のために京都府労働基準監督署に労働保険関係成立届を提出されました。

そして今日は、私はこちらへ参りまして十七年になります。資料をお配りさせていただくのは初めてでございますが、よろしくお便りを申し上げます。初めて資料をお配りさせていただきますが、この資料にございますように、この届け用紙に所在地、名称、氏名、そして事業の概要、この欄に齒科技工業と事業主さんは明記されました。

次に、この用紙の右の上ですけれども、業種という業種コード番号を記入する欄がございますが、こちらは事業主御本人ではなくて、監督署の担当者がコード番号などを記入されたわけです。現場の方のお話をお伺いいたしますと、この欄の記入は窓口の職員さんが記入されることが一般的ということだそうでございます。

ところが、この職員さんが誤って保険料率の高さ。その他の製造業という番号を記入してしまいました。本来、齒科技工業所は九四一四なんですけれども、これを六一六と書かれてあります。つまりその他の製造業ということですが、プロの方でも間違えやすいですから本当に複雑なんですけれども、私も勉強させていただきましたが、かなり複雑でございます。その中で平成二年度から平成十三年度まで本来よりも高い保険料を納め続けているという結果になったわけでございます。しかも、毎年度の更新における労働保険料の申告書にも齒科技工業と書かれていたにもかかわらず、訂正されることはなかったということでございます。

まず、この件の事実関係の経緯の説明を政府参考人にお願いをいたします。

○政府参考人(青木豊君) 今、委員がお挙げにな

りました京都のこの事例でございますけれども、確かに平成二年七月に事業主の方が監督署に齒科技工業と記載した保険関係成立届を提出しまして、その業種区分、おっしゃったように、その他の各種製造業とした保険料申告書をその後毎年度提出していたというものでございます。ということでありまして。

○西川きよし君 最後の方がちよつと分かりにくかったんですが、もう一度お願いできますか。

○政府参考人(青木豊君) 委員御指摘になりましたように、正にこの業種区分のコードのところは一般的に監督署の職員が窓口で記載をするというのが普通であろうというふうに思います。なおかつ、齒科技工業につきましては、御指摘になりましたように、ここにありませんものではございませんで、間違つて、間違つてといいますが、この齒科技工業というのこの業種番号の六一六は違つて

いるということでございます。

○西川きよし君 ありがとうございます。

この問題については、最初にお話を聞きましたときには単なる、私自身はいつもいただくお便りの、たくさんあるわけですが、単なる窓口のトラブルではないかなというふうに、自分ではそういう印象を持ったわけですが、ただ、損害を受けた事業主さんだけではなく、この不支給を決定した労働局でこの件の調査に当たった職員さんからも、不支給としながらも救済策で悩んでいるというお話がございまして、よく聞いてみますと、問題解決については、労働保険料徴収法の四十一条の解釈で、それから職権による取消しについての解釈、さらに現在行われている審査請求については最終的な御判断は厚生労働大臣が行われることになっておるということで、そこであえてこの場でお伺いしたいと思ひまして。申し訳ないですが、いつも僕らは、あれこれこれこれというようなことをよう言いません、いつもお願い議員で申し訳ございませんのですが、やっぱりこういう方々のことを取り上げてここで質問させていただきたいと思うものですから。

今、これまでの経緯も説明いただいたんですが、けれども、この事業を調査された担当官の方から直接お伺いをいたしますと、この件は明らかに、正直な方で、行政側のミスでございますと、それ程度重なるミスをした結果ですと、このようにはつきりとおっしゃる方です。そして、高い保険料を徴収していたことは明らかでありますので、当然事業主としては、十二年間分ですから、計算をいたしますと非常に多額と申し申し上げますが、本当に百万円以上になるわけですね。そして、事業主は当然ながらその返還を求めたわけですが、返された額は過去二年間分、残りの十年間分は返されなかったというところがございますので、その点の理由を是非今日はお伺いしたいなと思ひまして、よろしくお願ひします。

○政府参考人(青木豊君) 若干御説明申し上げますと、確かにそういうことでずつと齒科技工業とは異なつた業種区分による高い保険料をずつと納めてこられたわけでありまして、平成十四年にこの事業主の方からこれはおかしいんじゃないかということで業種区分の見直し、変更申出がございまして、実際に調査を行った上でこれはそうだと、違つているということで、今お話をしましたように、平成十二年度と平成十三年度の労働保険料の差額を間違ひでしたということで返還をいたしました。

これに對しまして、実際には平成二年から払っているではないかということで、過大な労働保険料はそれだけ払っているんだということで、審査請求が、二年分じゃないということで審査請求がなされているところでございます。この案件につきましましては、現在その処理のために中で具体的な手続を進めているところでございます。所要の手続であります労働局の弁明書に対する請求人の方からの反論書の提出を待つて裁決をする、こういう段階になっているところでございます。

それで、なぜその二年間分をやつたかということでありまして、これは労働保険料につきましましては、今お挙げになりました労働保険徴収法

四十一条の規定によりまして還付請求する権利は二年で時効消滅するという事になっているわけでございます。したがって、その二年分以外の更に昔の十年分の返還、還付請求権については、時効消滅したため不支給としたというふうに承知をいたしております。

○西川きよし君 ありがとうございます。

それでは、その労働保険徴収法の四十一条の、今申しました四十一条ですけれども、この規定は、このように明らかに行政側のミスであることを行政側の方も認めているという事例についても適用されるべき規定であるのか、果たしてまたどうなのか。そういった、立案過程におきましてこういった事例も想定されていたのかというふうに疑問を持つわけですけれども、この法律規定の解釈について伺いさせていただきますかと思ひます。

○政府参考人(青木豊君) 立案過程でそこまで考慮していたかいなかったというのはちょっとにわかには分かりませんが、この労働保険徴収法の四十一条については、保険料を徴収する権利とそれから保険料の還付を受ける権利について二年の時効消滅という事になっているわけでありまして、これは税などに比べて、こういった、これについての権利の行使というのが比較的簡単にできるということもありますし、それからいたずらに長期にわたって権利の不安定な状態の下に置くということは大量処理をしている事務を更に一層複雑化するという事で設けられているということでもあります。

この消滅時効につきましては、国税通則法の規定の例によっておりまして、通則法の規定では七十二条二項それから七十四条二項におきまして、時効の援用を要せず、また利益を放棄することができないというふうに規定をされておりまして、民法などで時効という場合には時効を援用して、援用した場合だけ時効というのができるわけでありまして、この労働保険の保険料につきましては、そういう援用しないで当然に消滅してしまうという規定になっているわけでございます。

これは社会保険料とか税とか皆同じでありますけれども、そういうことでありますので、時効を援用したくないと思つても当然に消滅するということで時効が成立してしまうと、こういうことになっているわけでございます。

そういうことで、この四十一条の労働保険料につきましても、その還付を求める権利につきましても一般的にはこの規定が適用されて二年で時効消滅するということになっているというふうに理解をしております。

○西川きよし君 諸先生方もそれは少しおかしいというふうな、何か応援をいただいているような気持ちにもなるんですけれども、それで今、答弁を聞きながら自分を感じたんですが、こっちへ僕も四十一条を持つてきておりますけれども、これにはこう書いてあるんですが、「労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。」という規定、徴収金を徴収して、「又はその還付を受ける権利は、」とあるのは、徴収又はこの還付は二年で時効とありますが、じゃ、どこから二年ということは書かれていないわけですね。

どこから二年ということは書かれていないのではありませんかというのをいかがでしようかというふうに僕は伺いたいわけですが、これ高き払い過ぎて、そしてどのようにして、素人ですから、還付請求をしたらいのかとか、そんなことを思うわけですが、こういうことにはどういふふうにお答えいただけるんでしょうか。

○政府参考人(青木豊君) これは、時効はその権利を行使することができることとなつたときから進行するということだろと思ひます。そういったしますと、この労働保険の還付につきましては、実はこれは労働保険につきましては申告制を取っておりまして、事業主の方が自分で計算をして、それで申告書とともにお金を払うという、こういう原則になっております。

したがって、間違いがあればいつでも申告を直してやっていただけますし、そういう意味では、払つたときからもう既に時効が進行すると。何か行政の一定の処分とか、そういうことがあつて初めて権利が発生するということではありませんが、そういう意味では払つたときからということになるかと思ひます。

そういう意味で、先ほども申し上げましたように、この京都の件についても二年間分の差額分を返還したと、こういうことで処置をしているんだらうというふうに思つております。

○西川きよし君 もう一つつきりしないという、答弁しておられる側も何か、何か勇気を持つてすばつと答弁をしていないような気持ちになるわけですけれども。

この事実関係を調査した、今反論ですけれども、京都労働局の担当官の皆さんは住民と密着した行政サービス、今まで御質問した中でされておられるわけですね。これは法の規定だから駄目と突き放すのではなくて、どのように考えてもこの事業主はお気の毒ですと。労働局の職員の方々が事業者さんの立場から、いろんな角度から真剣に研究や検討をされたわけですね。その意味では、この京都労働局は本当に僕は心の通つた行政マン、行政をされていると。それでは坂口厚生労働大臣は大変安心ではないかと、いい子分を全国にお持ちだなというふうに思うわけですが、行政の度重なるミスは明らかですね。

何とか過去にさかのぼつて保険料をお返ししていただけないかという今御質問をしたわけですが、けれども、何かいろいろ御答弁をなさつたわけですが、今、この四十一条の解釈も含めていろいろと検討される中で、職権による取消しを行うことと過去の保険料の賦課徴収処分を職権で取り消して正しい保険料の額に訂正をいたしましてその差額をお返しできるのではないかなというふうにこちらの方々は考えていらっしゃるわけですね。そして、昨年の十一月に、京都の労働局の担当者が厚生労働省の労働保険徴収課へ御相談に行か

れたそうですね。そのときに、その徴収課の回答は、職権による取消しについては法律上に規定されたものではないので積極的に肯定するわけにはいかないが、かといって否定をするものではないと。労働保険料の徴収権者は京都労働局長であるので、この件については京都労働局で判断をしてもらいたいと、こういうことであると私はお聞きしておるわけですが、このケースの、じゃ職権の取消しについて厚生労働省の見解を是非お伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(青木豊君) この職権の取消しといひますか、四十一条では、記載に誤りがあつたときはその認定決定をするというふうな規定、文言があるわけですが、いづれにしても、いつまでできるかということに関しては、時効が先ほど来申し上げていきますように二年ということもございまして、それから徴収法で決めていることは国税通則法の例によるということになつてはいるわけでありまして、税の取扱い等を勘案しますと、その職権による取消しというのはなかなか難しいのではないかと、いふうに思つております。

○西川きよし君 それは法的な力があるということではありませんが、今おっしゃつたことは分かるんですが、やはり行政の担当官にも立場的に法律に規定されていないことについて対応も難しいことがあると思ひます。

この点について、政治的な立場からということに今度は相なるわけですが、大変いいつもこういう、何というんですか、難しい質問をさせていただくんですけれども、これまで坂口厚生労働大臣にこの質問を聞いていただいて、これはミスは行政側にあるということもあちら側もちゃんと認めておられるわけですが、これでは本当に納税をするような気持ちにはならないのではないかなというふうな、そんなことまでやっぱり素朴に考えてしまいますし、大臣に是非御見解をお聞きしたいと思ひます。今後、苦しい状況の中であつても、やっぱり保険料をまじ

めに納めている事業主として徴収する行政側の信頼関係の構築というような意味でも、本当に今苦しいときですけれども、これはそういった今信頼関係ということにおいても大変大切なことではないかなというふうに皆さん思われているのではないかなというふうに僕は思います。

明らかにこの差額の全額を返還すべき対応をお考えいただけないかなというお願いをしたい気持ちで一杯で今質問をさせていただいているわけですが、私も、私にもいろいろな相談のお便りがございいます。また、タレント議員やということと誹謗中傷や嫌がらせやというようなこともたくさんありますけれども、その中で、いろんなお便りを事務所で精査し、そして相談をして、今日はこれに絞って質問をさせていただいているわけですが、今までお聞きいただいて、本件の最終的な判断は坂口大臣にあるということでございますので、最後に大臣の御見解を聞かせていただければ、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○国務大臣(坂口力君) 今日難しい話の多い日でございますけれども、最後の話は一番難しくなったように思います。

京都のこの例は誠に残念なこれは例だということに思いますが、現在審査請求中だということでございますので、その結論も見ないといけないわけでございます。

先ほどからこちらの答弁やら青木さんの答弁やら西川議員の御質問やら聞いておりまして、私も余り法律には強い方ではございませんけれども、法律で決めた時効というものとそれから国の方から明らかに誤ったときのその処理の仕方との関係ということではないかというふうに思います。この法律に書いてあります還付二年というこの時効は、ここに書いてある還付というのとは正当な理由によるところの還付の話だけのことなのか、それとも誤ったことも含めての還付なのかということの判断なんだろうというふうに思います。議員のお話を聞いておきますと、ここに書いてある二年の還付というこの時効の期限というの

は、正当な理由でこの還付をするときのこのようにも思えますけれども、青木さんが答えているのを聞きますと、いや、これはすべて含めての還付だということに聞こえるし、そこをどう判断するのかということになるというふうに思います。が、これは、委員が御指摘になりますことも十分それは理由のあることでございますので、ひとつ更に検討させていただいて御報告を申し上げるということにさせていただきますのがこの場としては一番いいのではないかなというふうに思いますが、それで御理解をいただけるかどうか、一遍お聞きをしたいと思います。

○西川きよし君 私は五十五分まででございますのであと三分ぐらいしかありませんけれども、今大臣にいつもいつも難しい御質問をさせていただくわけですが、今でも、そうすね、特にこの役所のこの委員会は本当に揺りかごから墓場まで、子供さんからお年寄りまで幅広い本場にすばらしい委員会に僕は参加させていただいていつも幸せだなと思っておりますけれども、今日のこの内容をいただいで一度質問をしてみようという気持ちになったわけですが、これは明らかに、聞いていただきまして、やっぱり役所側も、行政側も、私たちの間違いですということと何とかしてあげたいということで京都からわざわざ厚生労働省までお出向きになって、そして、今ある述べさせていただきまして、何とかお願いができないかということと今精査をしておられるわけですが、やはりいつも思いますのは、最後は法律ということになるんですけれども、僕らいつも庶民の代弁者ということで、初心を忘れぬと、ここでは本場にやらせていただいているんですけれども、なかなかそれは難しいとございます。法律にしても制度にしても難しいことばかりで、もっとも勉強しなければいけないことが一杯あるんですけれども、その中にある、少し認めていただければ、こんな冷たい仕打ちがあるものなのかということと制度や法律には多々ございます。ですから、自分と思うのには、もう少しその制

度や法律の行間を少し、声なき声というんですか、そういうものを主に僕らは取り上げさせていただいているんですけれども、なかなか一枚のはがきや手紙や、こうして送っていただけて質問をさせていただくというのは難しいとございます。あとは本場に役所へ出向くかデモをするか、それも何回も何回もしてやとり上げてもらうか。もう少し行間を情やとか真心中で埋めるというのは大変難しい判断だと思いますけれども、そういうことを特に坂口大臣に判断をさせていただくということ、この中にも書いてありますので、厚生労働大臣が判断をするということでございますので、どうぞ、今御答弁いただきました、またおうち、ではなしに、今ついついおうちへお帰りになつたらと言いつけたわけですが、省庁の方にお帰りになりましたら、皆さん方と御相談の上、この方も本当にもうストレスがたまつて、くさつていいると思ふんです。ですから、約一億三千万人の中のお一人、もう一億三千万人ぐらいみんながストレスがたまつていいるというような報道がされている中で、お一人でも気持ち良く税金を納め、一生懸命仕事をし、また税金を納め、役所を信じ、法律を、制度を信じ、仕事ができるような方向に持っていくていただければ有り難いと思ひます。一分前ですが、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(金田勝年君) 本日の質疑はこの程度といたします。

○委員長(金田勝年君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

雇用保険法等の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(金田勝年君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(金田勝年君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会をいたします。

午後六時五十分散会

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、雇用保険法等の一部を改正する法律案

雇用保険法等の一部を改正する法律案

雇用保険法の一部改正

第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第四項第一号を次のように改める。

一 就業促進手当

第十条第四項第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第十条の第三項中「額に」を「額の二倍に」に改め、同条第二項中「事業主が」を「事業主又は職業紹介事業者等(職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導(職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。)を行う者(公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。)をいう。以下同じ。が」に改め、「その事業主」の下に「又は職業紹介事業者等」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条を第十条の四とし、第十条の二を第十条の三とし、第十条の次に次の一条を加える。

(就職への努力)

第十条の二 求職者給付の支給を受ける者は、必要に応じ職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。

第十五条に次の一項を加える。

5 失業の認定は、厚生労働省令で定めるところ

ろにより、受給資格者が求人者に面接したと、公共職業安定所その他の職業安定機関若しくは職業紹介事業者等から職業を紹介され、又は職業指導を受けたことその他求職活動を行ったことを確認して行うものとする。

第十六条第一項中「百分の六十（二千五百五十円以上四千二百九十円）を「百分の五十（二千四百四十円以上四千二百十円）に、四千二百九十円以上一万三千七十円」を「四千二百十円以上一万二千二百十円」に、百分の六十まで」を「百分の五十まで」に改め、「一定の割合で」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千二百十円以上一万二千二百十円以下」とあるのは「四千二百十円以上一万九百五十円以下」とする。

第十七条第四項第一号を次のように改める。

一 二千四百四十円（その額が次条の規定により変更されたときは、その変更された額）
第十七条第四項第二号イ中「一万九千六百十円」を「一万五千五百八十円」に改め、同号ロ中「一万七千九百九十円」を「一万六千八百十円」に改め、同号ハ中「一万六千三百五十円」を「一万四千六百十円」に改め、同号ニ中「一万四千七百二十円」を「一万三千六百十円」に改める。

第十八条第一項中「平成十年四月一日」を「平成十三年四月一日」に改め、同条第三項中「二千五百四十円以上四千二百九十円」を「二千四百四十円以上四千二百十円」に、「百分の六十」を「百分の五十」に、「四千二百九十円以上一万三千七十円」を「四千二百十円以上一万二千二百二十円」に改める。

第十九条第一項第一号中「千四百十三円」を「千三百八十八円」に改め、同条第二項中「平成十年四月一日」を「平成十三年四月一日」に改める。

改める。
第二十條第一項第二号中「第二十二條第二項第一号イ」を「第二十二條第二項第一号」に改め、同項第三号中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

第二十二條第一項各号を次のように改める。
一 算定基礎期間が二十年以上である受給資格者 百五十日

二 算定基礎期間が十年以上二十年未満である受給資格者 百二十日
三 算定基礎期間が十年未満である受給資格者 九十日

第二十二條第二項各号を次のように改める。
一 基準日において四十五歳以上六十五歳未満である受給資格者 三百六十日

二 基準日において四十五歳未満である受給資格者 三百日
第二十三條第一項中「第三号」を「第三号から第五号まで」に、「五年、第四号に掲げる特定受給資格者にあつては十年」を「五年」に改め、同項第四号イ及びロを次のように改める。

イ 十年以上 百八十日
ロ 五年以上十年未満 百二十日

第二十三條第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「四十五歳」を「三十五歳」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次の一号を加える。

三 基準日において三十五歳以上四十五歳未満である特定受給資格者 次のイからハまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからハまでに定める日数
イ 二十年以上 二百七十日
ロ 十年以上二十年未満 二百四十日
ハ 五年以上十年未満 百八十日

第二十三條第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項第一号中「いう」の下に「第五十七條第二項第一号において同じ」を加え、同項第二号中「除く」の下に「第五十七條第二項第二号において同じ」を加え、

同項を同条第二項とする。
第二十四條第二項中「就職が」の下に「相当程度に」を加える。
第三十一條中「第十條の二第一項」を「第十條の三第一項」に改める。
第三十二條第一項第四号中「昭和二十二年法律第四十一号」を削る。

第三十三條第三項中「第二十二條第二項第一号イ」を「第二十二條第二項第一号」に改める。
第三十五條第一項中「の規定」を削り、「除く」の下に「並びに第五十六條の二第三項第一号及び第五十七條第一項（受給資格に係る離職に限る。）の規定」を加える。

第三十七條第一項中「第五十六條の二第一項及び」を「第五十六條の二第一項第一号及び第三項第一号、第五十七條第一項及び第二項並びに」に、「及び第五十六條の二第二項」を「第五十六條の二第二項第一号及び第二項並びに」に、「及び第五十七條第一項及び第二項」を「第五十七條第一項及び第二項」に、「期間」とし、第五十七條第一項の規定に該当する者については同項の規定による期間とする。に改め、同条第六項中「第十條の三」を「第十條の四」に改める。

第三十七條の四第一項各号を次のように改める。
一 一年以上 五十日
二 一年以上 三十日

第五十六條の二及び第五十七條を次のように改める。
(就業促進手当)

第五十六條の二 就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一 次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者であつて、その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における

同日の翌日から当該受給資格に係る第二十二條第一項及び第二項の規定による期間（第三十三條第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの
イ 職業に就いた者であつて、ロに該当しないものであること。
ロ 厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であること。

二 厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満又は四十五日未満である者に限る。）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（第四十五條又は第五十四條の規定による日雇労働者給付金の支給を受けることができる者をいう。以下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2 受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者（第五十八條及び第五十九條第一項において「受給資格者等」という。）が、前項第一号ロ又は同項第二号に規定する安定した職業に就いた日雇労働者として定める期間内の就職について就業促進手当（前項第一号イに該当する者に係るものを除く。以下この項において同じ。）の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、就業促進手当は、支給しない。

同日の翌日から当該受給資格に係る第二十二條第一項及び第二項の規定による期間（第三十三條第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの
イ 職業に就いた者であつて、ロに該当しないものであること。
ロ 厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であること。

受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一

に係る離職の日の翌日から再離職（当該就
業促進手当の支給を受けた後の最初の離職
）新たに受給資格、高年齢受給資格又は特
例受給資格を取得した場合における当該受
給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格

第三十三条第五項の規定は、第一項の規定に該当する受給資格者について準用する。

第六十条第五項中「再就職手当」を「就業促進手当」に、「第五十六条の二第四項」を「第六十条の二第四項及び第五項」に改める。

第二号の就職が困難な者」に、「第十条の三第一項」を「第十条の四第一項」に、「第五十一条第二項」を「若しくは第五十二条第二項」に改め、「若しくは第五十六条の二第一項」を削る。

のとする」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十一条第一項中「前条第三項又は第四項」を「前条第一項又は第三項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

二 厚生労働省令ヲ以テ定ムル安定シタル職業ニ就キタル者ナルコト

失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ前項第二号ニ規定スル安定シタル職業ニ就キタル日前厚生労働省令ヲ以テ定ムル期間内ノ就職ニ付就業促進手当(同号ニ該当スル者ニ係ルモノニ限リ以下本項ニ於テ之ニ同ジ)ノ支給ヲ受ケタルコトアルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ就業促進手当ハ之ヲ支給セズ

就業促進手当ノ額ハ左ノ各号ニ掲グル者ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル額トス

一 第一項第一号ニ該当スル者 現ニ職業ニ就ケル日(当該職業ニ就クコトナカリセバ同日ヨリ当該就業促進手当ニ係ル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ依ル期間ノ最後ノ日迄ノ間ニ失業保険金ノ支給ヲ受ケルコトヲ得ルコトトナル日)ガ在ルトキニ限ル(二) 第二十三条ノ九第三項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ日額(其ノ額ガ雇用保険法第五十六條ノ二第三項第一号ニ規定スル基本手当日額トノ均衡ヲ考慮シテ厚生労働大臣ノ定ムル上限額ヲ超ユルトキハ当該上限額以下本条ニ於テ失業保険金日額ト称ス)ニ十分ノ三ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス)

二 第一項第二号ニ該当スル者 失業保険金日額ニ支給残日数ニ相当スル日数(其ノ日数が四十五日ニ滿タザルトキハ四十五日)ニ十分ノ三ヲ乗ジテ得タル数ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス)

第一項第一号ニ該当スル者ニ係ル就業促進手当ノ支給アリタルトキハ本節ノ規定ノ適用ニ付テハ当該就業促進手当ノ支給アリタル日数ニ相当スル日数分ノ失業保険金ノ支給アリタル

ルモノト看做ス

第一項第二号ニ該当スル者ニ係ル就業促進手当ノ支給アリタルトキハ本節ノ規定ノ適用ニ付テハ当該就業促進手当ノ額ヲ失業保険金日額ヲ以テ除シテ得タル日数ニ相当スル日数分ノ失業保険金ノ支給アリタルモノト看做ス

第三十三条ノ十五ノ二の次に次の一条を加える。

第三十三条ノ十五ノ三 特定就業促進手当受給者ニ付第一号ニ掲グル期間ガ第二号ニ掲グル期間ヲ超ユルトキハ当該特定就業促進手当受給者ノ失業保険金ヲ受クベキ期間ハ第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ拘ラズ此等ノ規定ニ依ル期間ニ当該超ユル期間ヲ加ヘタル期間トス

一 就業促進手当(前条第一項第二号ニ該当スル者ニ係ルモノニ限リ以下本条ニ於テ之ニ同ジ)ニ係ル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ノ日ノ翌日ヨリ再離職(当該就業促進手当ノ支給ヲ受ケタル後ノ最初ノ離職(雇用保険法第四條第二項ニ規定スル離職ヲ含ミ新ニ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ヲ取得シタル場合ニ於ケル当該資格ニ係ル離職ヲ除ク)ヲ謂フ次項ニ於テ之ニ同ジ)ノ日迄ノ期間ニ次ノイ及ロニ掲グル日数ヲ加ヘタル期間

イ 二十日以下ノ範囲内ニ於テ厚生労働省令ヲ以テ定ムル日数

ロ 当該就業促進手当ニ係ル職業ニ就キタル日ノ前日ニ於ケル支給残日数ヨリ前条第五項ノ規定ニ依リ失業保険金ノ支給アリタルモノト看做サレタル日数ヲ差引キタル日数

二 当該職業ニ就クコトナカリシモノトシタル場合ニ於ケル当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ依ル期間

前項ノ特定就業促進手当受給者トハ就業促進手当ノ支給ヲ受ケタル者ニシテ再離職ノ日ガ

当該就業促進手当ニ係ル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ依ル期間内ニ在リ且左ノ各号ノ一ニ該当スルモノヲ謂フ

一 再離職ガ其ノ者ヲ使用シタル船舶所有者若ハ事業主ノ事業ニ付発生シタル倒産又ハ当該船舶所有者若ハ事業主ノ事業ノ縮小若ハ廃止ニ伴フモノナル者トシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムルモノ

二 前号ニ定ムルモノノ外解雇其ノ他ノ厚生労働省令ヲ以テ定ムル事由ニ因リ離職シタル者

第一項ノ規定ニ該当スル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニ付テハ第三十三条ノ十三第一項中「第三十三条ノ十第一項及第二項」トアルハ「第三十三条ノ十五ノ三第一項」トス

第一項ノ規定ニ該当スル者ガ全国延長給付又ハ職業補導延長給付ヲ受ケル場合其ノ者ノ失業保険金ヲ受クベキ期間ノ調整ニ関シ必要ナル事項ハ厚生労働省令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三条ノ十六第一項中「二規定スル期間」を「ノ規定ニ依ル期間(第三十三条ノ十五ノ三第一項ノ規定ニ該当スル者ニ付テハ同項ノ規定ニ依ル期間トシ第二十二條ノ三第三項ノ規定ニ該当スル者ニ付テハ同項ノ規定ニ依ル期間トス以下之ニ同ジ)」に改め、同条第七項中「第三十三条ノ八ノ二」を「第三十三条ノ八ノ三」に改める。

第三十三条ノ十六ノ二第四項中「第三十三条ノ八ノ二」を「第三十三条ノ八ノ三」に改める。

第三十三条ノ十六ノ三第一項各号を次のように改める。

一 一年以上 五十日

二 一年未満 三十日

第三十三条ノ十六ノ四第一項中「五年」を「三年」に改め、同条第四項中「百分ノ八十」を「百分ノ二十乃至百分ノ四十ノ範囲内ニ於テ厚生労働省令ヲ以テ定ムル率」に改める。

第三十四條第一項中「百分ノ八十五」を「百

分ノ七十五」に改め、同条第五項第一号中「百分ノ六十四」を「百分ノ六十一」に、「百分ノ二十五」を「百分ノ十五」に改め、同項第二号中「百分ノ二十五」を「百分ノ十五」に改め、同条第六項中「第十七條第四項第一号」を「第十七條第四項第一号」に改める。

第三十五條第一項中「百分ノ八十五」を「百分ノ七十五」に改め、同項第一号中「ガ八十日」を「(当該職業ニ就クコトナカリセバ同日ノ翌日ヨリ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ依ル期間ノ最後ノ日迄ノ間ニ失業保険金ノ支給ヲ受ケルコトヲ得ルコトトナル日数ヲ謂フ次項ニ於テ之ニ同ジ)ガ百日」に改め、同条第二項中「六十日」を「二百日」に改め、同条に次の一項を加える。

高齢再就職給付金ノ支給ヲ受クベキ者ガ同一ノ就職ニ付就業促進手当(第三十三条ノ十五ノ二第一項第二号ニ該当スル者ニ係ルモノニ限リ以下本項ニ於テ之ニ同ジ)ノ支給ヲ受ケルコトヲ得ベキ場合ニ於テ其ノ者ガ就業促進手当ノ支給ヲ受ケタルトキハ高齢再就職給付金ハ之ヲ支給セズ高齢再就職給付金ノ支給ヲ受ケタルトキハ就業促進手当ハ之ヲ支給セズ

第三十六條第五項中「第十七條第四項第一号」を「第十七條第四項第一号」に改める。

第三十七條第五項中「第十七條第四項第一号」を「第十七條第四項第一号」に、「考慮シ前項」を「考慮シ、前項」に改める。

第五十二條ノ二第一項第四号を次のように改める。

四 船員職業安定法第二十一條(第二項但書ヲ除ク)又ハ職業安定法第二十條(第二項但書ヲ除ク)ノ規定ニ該当スル船舶又ハ事業所ニ紹介セラレタルトキ

第五十二條ノ三第三項中「超エタル」を「超ユル」に改め、同条第五項を次のように改める。

第三十三条ノ十五ノ三第四項ノ規定ハ第三項ノ規定ニ該当スル者ニ之ヲ準用ス

第五十八條第一項中「再就職手当」を「就業促進手当」に改める。

第六十八條第六号中「第九條第二項（同条第三項）を「第九條第三項（同条第四項）」に改める。

第六十九條ノ三第二項中「第九條第四項」を「第九條第五項」に改める。

附則第二十一項の次に次の一項を加える。

雇用及失業ノ状況ヲ参酌シ政令ヲ以テ定ムル日迄ノ間失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニシテ三十五歳以上六十歳未満ナルモノニ対スル第三十三條ノ三第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「政令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ当該職業ノ補導」トアルハ「三十五歳以上六十歳未満ノ者ニシテ当該職業ノ補導ヲ受ケ終リタルモ職業ニ就クコトヲ得ズ且再就職ヲ容易ナラシムル為ニ職業ノ補導ヲ再度受ケントスル者ト認ムルモノ（其ノ者ガ受クル当該職業ノ補導ノ期間ノ合計ガ二年以下ナルモノニ限ル）又ハ政令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ前項ノ規定ニ依ル職業ノ補導」ト、「同項」トアルハ「第四項」トス

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年五月一日から施行する。

（返還命令等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にした偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者に対するその失業等給付の全部又は一部を返還すること又はその失業等給付の額に相当する額以下の金額を納付することの命令については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第十條の四第二項の規定は、施行日以後に偽りの届出、報告又は証明をした事業主又は職業紹介事業者等について適用し、施行日前に偽りの届出、報告又は

証明をした事業主に対するその失業等給付の支給を受けた者と連帯して失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることの命令については、なお従前の例による。

（基本手当の日額等に関する経過措置）

第三条 受給資格に係る離職の日が施行日前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。

（基本手当の所定給付日数に関する経過措置）

第四条 旧受給資格者に係る新雇用保険法第二十二條第一項に規定する所定給付日数については、なお従前の例による。

（傷病手当の日額に関する経過措置）

第五条 旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、新雇用保険法第三十七條第三項の規定にかかわらず、附則第三條の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

（高年齢求職者給付金の額に関する経過措置）

第六条 高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前である高年齢受給資格者に係る高年齢求職者給付金の額については、なお従前の例による。

（特例一時金の額に関する経過措置）

第七条 特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者（以下「旧特例受給資格者」という。）に対する新雇用保険法第四十條の規定の適用については、同条第一項中「第十五條第一項に規定する受給資格者」とみなして第十六條から第十八條まで」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十六條から第十八條まで）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十六條から第十八條まで）」とあるのは「改正法第一條の規定による改正前の第十七條第四項」とする。

附則第三條に規定する旧受給資格者となして同条」とし、同条第二項中「第十七條第四項」とあるのは「改正法第一條の規定による改正前の第十七條第四項」とする。

（雇用保険の就業促進手当等の支給に関する経過措置）

第八条 新雇用保険法第五十六條の二の規定は、施行日以後に職業に就いた新雇用保険法第五十

六條の二第二項に規定する受給資格者等（以下この項において「受給資格者等」という。）に對する同条第一項の規定による就業促進手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた受給資格者等に対する第一條の規定による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）第五十六條の二第一項の規定による再就職手当の支給又は第五十七條第一項の規定による常用就職支度金の支給については、なお従前の例による。

2 旧受給資格者が施行日以後に職業に就いた場合においては、附則第三條の規定によりなお従前の例によることとされた基本手当の日額を新雇用保険法第十六條から第十八條までの規定による基本手当の日額と、附則第四條の規定によりなお従前の例によることとされた所定給付日数を新雇用保険法第二十二條第一項に規定する所定給付日数とみなして、新雇用保険法第五十六條の二の規定を適用する。

3 施行日以後に職業に就いた旧特例受給資格者に対する新雇用保険法第五十六條の二の規定の適用については、同条第三項第三号中「基本手当の受給資格者」とみなして第十六條から第十八條まで」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十六條から第十八條まで）」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十六條から第十八條まで）」とあるのは「改正法第一條の規定による改正前の第十七條第四項」とする。

4 旧雇用保険法第五十六條の二第一項の規定により支給を受けた再就職手当及び旧雇用保険法第五十七條第一項の規定により支給を受けた常用就職支度金は、新雇用保険法第五十六條の二第二項の規定の適用については、同条の規定により支給を受けた就業促進手当とみなす。

5 施行日前に安定した職業に就くことにより旧雇用保険法第五十六條の二第一項の規定による再就職手当の支給を受け、かつ、引き続き施行日において当該職業に就いている者については、新雇用保険法第五十六條の二第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当の支給を受

けたものとみなして、新雇用保険法第五十七條の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「特定就業促進手当受給者」とあるのは「特定再就職手当受給者」と、同項第一号中「就業促進手当（前条第一項第一号に該当する者に係るものに限る。以下この条において同じ。）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十六條から第十八條まで）」とあるのは「改正法第一條の規定による改正前の第十七條第四項」とする。

（雇用保険の就業促進手当の給付制限に関する経過措置）

第九條 施行日前に安定した職業に就いた旧受給資格者に係る新雇用保険法第六十條の規定による給付制限については、なお従前の例による。

（雇用保険の教育訓練給付金に関する経過措置）

第十條 施行日前に新雇用保険法第六十條の二第一項に規定する教育訓練を開始した同項各号のいずれかに該当する者に対する同項の規定による教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。

（高年齢雇用継続給付に関する経過措置）

第十一條 六十歳に達した日（その日において新雇用保険法第六十一條第一項第一号に該当する場合にあっては、同号に該当しなくなつた日）が施行日前である被保険者に対する高年齢雇用継続基本給付金の支給については、なお従前の

例による。

2 施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となった旧受給資格者に対する高年齢再就職給付金の支給については、なお従前の例による。

3 施行日以後に安定した職業に就くことにより被保険者となった旧受給資格者に対する新雇用保険法第六十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「賃金日額」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた賃金日額」とする。

4 新雇用保険法第六十一条の二第四項の規定は、施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となった者に対しては、適用しない。

（雇用保険の育児休業基本給付金の額に関する経過措置）

第十二条 育児休業基本給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）以下この項において「改正法」という。）附則第三条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条」とする。

（雇用保険の介護休業給付金の額に関する経過措置）

第十三条 介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の七第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）以下この項において「改正法」という。）附則第三条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条」とする。

定による改正前の第十七条の」とする。

（労働保険料に関する経過措置）

第十四条 第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「新徴収法」という。）附則第九条の規定は、施行日以後の期間に係る労働保険料について適用し、施行日の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

（一般保険料額表に関する経過措置）

第十五条 施行日以後平成十七年三月三十一日までの期間に係る新徴収法第三十条第一項の規定により被保険者の負担すべき一般保険料の額については、同項の規定にかかわらず、厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聴いて定める一般保険料額表により計算することができる。

（新船員保険法第二十五条ノ三の規定による徴収金に関する経過措置）

第十六条 第三条の規定による改正後の船員保険法（以下「新船員保険法」という。）第二十五条ノ三第二項の規定は、施行日以後に虚偽の報告、届出又は証明をした船舶所有者、事業主又は職業紹介事業者等について適用し、同日前に虚偽の報告、届出又は証明をした船舶所有者に対する保険給付を受けた者と連帯して同条第一項の徴収金を納付すべきことの命令については、なお従前の例による。

（失業保険金の所定給付日数に関する経過措置）

第十七条 失業保険金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が施行日前である当該失業保険金の支給を受けることができる者（以下「旧船保受給資格者」という。）に係る新船員保険法第三十三条ノ十二第一項に規定する所定給付日数については、なお従前の例による。

（船員保険の就業促進手当等の支給に関する経過措置）

第十八条 新船員保険法第三十三条ノ十五ノ二の規定は、施行日以後に職業に就いた失業保険金の支給を受けることができる者に対する同条第一項の規定による就業促進手当の支給について

適用し、施行日前に職業に就いた失業保険金の支給を受けることができる者に対する第三条の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）第三十三条ノ十五ノ二第一項の規定による再就職手当の支給については、なお従前の例による。

2 旧船保受給資格者が施行日以後に職業に就いた場合においては、前条の規定によりなお従前の例によることとされた所定給付日数を新船員保険法第三十三条ノ十二第一項に規定する所定給付日数とみなして、新船員保険法第三十三条ノ十五ノ二の規定を適用する。

3 旧船員保険法第三十三条ノ十五ノ二の規定により支給を受けた再就職手当は、新船員保険法第三十三条ノ十五ノ二第二項の規定の適用については、同条の規定により支給を受けた就業促進手当とみなす。

4 施行日前に安定した職業に就くことにより旧船員保険法第三十三条ノ十五ノ二第一項の規定による再就職手当の支給を受け、かつ、引き続き施行日において当該職業に就いている者については、新船員保険法第三十三条ノ十五ノ二第一項第二号に該当する者に係る就業促進手当の支給を受けたものとみなして、新船員保険法第三十三条ノ十五ノ三の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「特定就業促進手当受給者」とあるのは「特定再就職手当受給者」と、同項第一号中「就業促進手当（前条第一項第二号ニ該当スル者ニ係ルモノニ限ル以下本条ニ於テ之ニ同ジ）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）以下本条ニ於テ改正法ト称ス」第三号ノ規定ニ依ル改正前ノ前条ノ規定ニ依ル再就職手当（以下本条ニ於テ再就職手当ト称ス）」と、「当該就業促進手当」とあるのは「当該再就職手当」と、「前条第五項」とあるのは「改正法第三号ノ規定ニ依ル改正前ノ前条第四項」と、同条第二項中「特定就業促進手当受給者トハ就業促進手当」とあるのは「特定再就職手当受給者トハ就業促進手当」とする。

者トハ再就職手当」と、「当該就業促進手当」とあるのは「当該再就職手当」と、同条第三項中「第三十三条ノ十五ノ三第一項」とあるのは「改正法附則第十八条第四項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル第三十三条ノ十五ノ三第一項」とする。

（高年齢求職者給付金の額に関する経過措置）

第十九条 高年齢求職者給付金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が施行日前である当該高年齢求職者給付金の支給を受けることができる者に係る高年齢求職者給付金の額については、なお従前の例による。

（船員保険の教育訓練給付金に関する経過措置）

第二十条 施行日前に新船員保険法第三十三条ノ十六ノ四第一項に規定する教育訓練を開始した同項各号のいずれかに該当する者に対する同項の規定による教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。

（高齢雇用継続給付に関する経過措置）

第二十一条 五十五歳に達した日（その日において新船員保険法第三十四条第一項第一号に該当する場合にあつては、同号に該当しなくなった日）が施行日前である被保険者に対する高齢雇用継続基本給付金の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となった旧船保受給資格者に対する高齢再就職給付金の支給については、なお従前の例による。

3 新船員保険法第三十五条第四項の規定は、施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となった者に対しては、適用しない。

（船員保険の国庫負担に関する経過措置）

第二十二条 新船員保険法第五十八条第一項の規定は、平成十五年以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。この場合においては、平成十五年以後の年度に係る国庫の負担額については、同項中「及高年齢求職者給付金」とあるのは、「高年齢求職者給付金及雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）第三号ノ

項中「第二十二條第二項第一号イ」を「第二十

二条第二項第一号」に、「同項第二号イ中「三十歳以上六十五歳未満」とあるのは「三十歳以上」と、同法第二十三条第一項第一号及び第二項第一号」を「同法第二十三条第一項第一号」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 施行日前に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第一項又は第五項の規定により基本手当の支給を受けることができることとされた者に係る基本手当の日額及び新雇用保険法第二十二條第一項に規定する所定給付日数については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第三十二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十六条の三第一項中「十分の二十五」を「六分の十五」に、「二十五分の十」を「十五分の六」に改め、同項第一号中「百分の六十四」を「百分の六十一」に、「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第二号中「百分の十」を「百分の六」に改め、同条第三項第一号中「百分の八十五」を「百分の七十五」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十三条 附則第十一条第一項の規定により高年齢雇用継続基本給付金の支給についてなお従前の例によることとされた者及び同条第二項の規定により高年齢再就職給付金の支給についてなお従前の例によることとされた者に係る前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法附則第二十六条の三の規定の適用については、なお従前の例による。

2 施行日以後に安定した職業に就くことにより雇用保険の被保険者となった旧受給資格者に対する前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法附則第二十六条の三の規定の適用につ

いては、同条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項第一号中「雇用保険法」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた雇用保険法」とする。

(労働保険特別会計法の一部改正)

第三十四条 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項から第六項までを次のように改める。

2 平成十五年度における第七條第二項の規定の適用については、同項中「徴収法第十二條第四項の雇用保険率(その率が徴収法第十二條第五項又は第七項の規定により変更されたときは、その変更された率)」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)第二条の規定による改正前の徴収法(以下この項において「旧徴収法」という)第十二條第四項の雇用保険率(その率が旧徴収法第十二條第五項又は第七項の規定により変更されたときは、その変更された率)及び徴収法附則第九條において読み替えて適用する徴収法第十二條第四項の雇用保険率(その率が徴収法附則第九條において読み替えて適用する徴収法第十二條第五項又は徴収法第十二條第七項の規定により変更されたときは、その変更された率)」とする。

3 平成十六年度における第七條第二項の規定の適用については、同項中「徴収法第十二條第四項」とあるのは、「徴収法附則第九條において読み替えて適用する徴収法第十二條第四項」と、「徴収法第十二條第五項又は第七項」とあるのは、「徴収法附則第九條において読み替えて適用する徴収法第十二條第五項又は徴収法第十二條第七項」とする。

4 雇用安定資金は、政令で定める日までの間、第八條の二第三項に定めるもののほか、失業等給付費を支弁するため必要があるときは、

予算の定めるところにより、使用することができる。

5 前項の政令で定める日までの間は、雇用勘定において、毎会計年度の第十八條第二項に規定する歳入額から当該年度の同項に規定する歳出額を控除して不足があるときであつて、同項の規定により同勘定の積立金からこれを補足してなお不足があるときは、雇用安定資金から当該不足分を補足することができる。

6 第四項の規定により使用した金額及び前項の規定により雇用安定資金から補足した金額については、後日、雇用勘定において、毎会計年度の第十八條第二項に規定する歳入額から当該年度の同項に規定する歳出額を控除して残金があるときは、同項の規定にかかわらず、これらの金額に相当する金額に達するまでの金額を雇用安定資金に繰り入れなければならない。この場合において、第八條の二第一項中「同勘定からの繰入金及び第十八條第三項の規定による繰入金」とあるのは、「同勘定からの繰入金、第十八條第三項の規定による繰入金及び附則第六項の規定による繰入金」とする。

附則第七項から第十一項までを削る。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十五条 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二十六条第一項中「十分の二十五」を「六分の十五」に、「二十五分の十」を「十五分の六」に改め、同項第一号中「百分の六十四」を「百分の六十一」に、「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第二号中「百分の十」を「百分の六」に改め、同条第三項中「十分の二十五」を「六分の十五」に、「二十五分の十」を「十五分の六」に改め、同条第五項第一号中「百分の八十五」を「百分の七十五」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

正に伴う経過措置)

第三十六条 附則第十一条第一項の規定により高年齢雇用継続基本給付金の支給についてなお従前の例によることとされた者及び同条第二項の規定により高年齢再就職給付金の支給についてなお従前の例によることとされた者に係る前条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十六条の規定の適用については、なお従前の例による。

2 施行日以後に安定した職業に就くことにより雇用保険の被保険者となった旧受給資格者に対する前条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十六条の規定の適用については、同条第八項中「第六十一條第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額」とあるのは、「雇用保険法第六十一條第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額」と、「第六十一條の二第一項の賃金日額」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた賃金日額」とする。

(雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十七条 雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(平成十年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十条及び第十一条を削る。

(経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の特例措置に関する法律の一部改正)

第三十八条 経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の特例措置に関する法律(平成十三年法律第百五十八号。以下「特例法」という。)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十四条第二項、及び、同

法第二十四条第二項中「政令で定める基準」とあるのは「中高年齢者であつて、当該公共職業訓練等を受け終わつてもなお職業に就くことができず、かつ、再就職を容易にするために公共職業訓練等を再度受けようとするものである」と認められたもの（その者が受ける公共職業訓練等の期間の合計が二年を超えないものに限る。）又は政令で定める基準」とを削る。

第三十條中「第三十三條ノ十三第一項」及び「同法第三十三條ノ十三第二項中「政令ヲ以テ定ムル基準」とあるのは「中高年齢者ニシテ当該職業ノ補導ヲ受ケ終リタルモ職業ニ就クコトヲ得ズ且再就職ヲ容易ナラシムル為ニ職業ノ補導ヲ再度受ケントスル者ト認ムルモノ（其ノ者ガ受クル当該職業ノ補導ノ期間ノ合計ガ二年以下ナルモノニ限ル）又ハ政令ヲ以テ定ムル基準」とを削る。

附則第三條中「失効日以前」を「及び失効日以前」に改め、「及び失効日以前にされた雇用保険法第二十八條の規定による同条第一項に規定する各延長給付に関する調整」を削る。

附則第四條中「失効日以前」を「及び失効日以前」に改め、「及び失効日以前に開始された船員保険法第三十三條ノ十三ノ三の規定による同条第一項に規定する各延長給付の支給」を削る。

（特例法の一部改正に伴う経過措置）

第三十九條 施行日前に前条の規定による改正前の特例法第二條の規定の適用を受けて開始された基本手当の支給、施行日前にされた雇用保険法第二十八條の規定による同条第一項に規定する各延長給付に関する調整、施行日前に前条の規定による改正前の特例法第三條の規定の適用を受けて開始された失業保険金の支給及び施行日前にされた船員保険法第三十三條ノ十三ノ三の規定による同条第一項に規定する各延長給付の支給については、なお従前の例による。（独立行政法人雇用・能力開発機構法の一部改正）

第四十條 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三條のうち、労働保険特別会計法附則第二項の改正規定中「附則第二項を次のように改める」を「附則第六項中「附則第六項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第二項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、附則第一項の次に次の一項を加える」に改め、同法附則第三項から第十一項までの改正規定を削る。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四十二條 政府は、この法律の施行後、新雇用保険法第三章第五節から第六節までの規定（新雇用保険法第十一條及び第十二條の規定のうち同章第五節に規定する就職促進給付、同章第五節の二に規定する教育訓練給付及び同章第六節に規定する雇用継続給付に係る部分を含む。）について、当該規定の実施状況、当該就職促進給付、当該教育訓練給付及び当該雇用継続給付の支給を受ける者の収入の状況その他社会経済情勢の推移等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後、新船員保険法第三十三條ノ十五ノ二、第三十三條ノ十五ノ三、第三十三條ノ十六ノ四及び第三十四條から第三十八條までの規定（新船員保険法第二十六條及び第二十七條の規定のうち新船員保険法第三十三條ノ十五ノ二に規定する就業促進手当、新船員保険法第三十三條ノ十六ノ四に規定する教育訓練給付及び新船員保険法第三十四條から第三十八條までに規定する雇用継続給付に係る部分を含む。）について、当該規定の実施状況、当該就業促進手当、当該教育訓練給付及び当該雇用

用継続給付の支給を受ける者の収入の状況その他社会経済情勢の推移等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第一六〇五号）

一、日本中央競馬会で働く従事員に対して労働者派遣法の適用をしないことに関する請願（第一六〇六号）

一、パーキンソン病患者・家族の療養生活の質向上（QOL）に関する請願（第一六一五号）

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第一六一六号）

一、移送サービスへの公的助成に関する請願（第一六七号）

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願（第一六二二二号）

一、移送サービスへの公的助成に関する請願（第一六二三号）

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願（第一六二五号）（第一六二六号）

一、移送サービスへの公的助成に関する請願（第一六二七号）

一、パーキンソン病患者・家族の療養生活の質向上（QOL）に関する請願（第一六二八号）

第一六〇五号 平成十五年四月四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 宮城県柴田郡柴田町榎木東二ノ一

名 ノ一三 眞壁うめ 外八百七十八

紹介議員 愛知 治郎君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一六〇六号 平成十五年四月四日受理

日本中央競馬会で働く従事員に対して労働者派遣法の適用をしないことに関する請願

請願者 東京都江戸川区大杉五ノ二ノ一二

相葉伸江 外二千二百二十名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一五八三号と同じである。

第一六一五号 平成十五年四月七日受理

パーキンソン病患者・家族の療養生活の質向上（QOL）に関する請願

請願者 京都府長岡京市開田三ノ一ノ三

六 五十棲辰男 外四百四十三名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第五四二二号と同じである。

第一六一六号 平成十五年四月七日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 京都市右京区梅津南広町八一ノ一

ノ五一 牧野訓三 外三千七百

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

日本中央競馬会で働く従事員に対して労働者派遣法の適用をしないことに関する請願

請願者 東京都江戸川区大杉五ノ二ノ一二

相葉伸江 外二千二百二十名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一五八三号と同じである。

第一六一五号 平成十五年四月七日受理

パーキンソン病患者・家族の療養生活の質向上（QOL）に関する請願

請願者 京都府長岡京市開田三ノ一ノ三

六 五十棲辰男 外四百四十三名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第五四二二号と同じである。

第一六一六号 平成十五年四月七日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 京都市右京区梅津南広町八一ノ一

ノ五一 牧野訓三 外三千七百

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一六一七号 平成十五年四月七日受理

移送サービスへの公的助成に関する請願

請願者 北海道天塩郡豊富町東五ノ三

吉 田政広 外八十一名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第一四八二二号と同じである。

第一六二二二号 平成十五年四月九日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願

請願者 北海道函館市美原三ノ三五ノ二七

佐藤俊一 外九十九名

紹介議員 信田 邦雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六二三号 平成十五年四月九日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願

請願者 北海道函館市美原三ノ三五ノ二七

佐藤俊一 外九十九名

紹介議員 信田 邦雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七部 厚生労働委員会会議録第九号 平成十五年四月二十二日 【参議院】

移送サービスへの公的助成に関する請願

請願者 北海道岩見沢市春日町三ノ一ノ二ノ四〇四 白木真樹 外六十五名

紹介議員 信田 邦雄君

この請願の趣旨は、第一四八二号と同じである。

第一六二五号 平成十五年四月十日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願

請願者 北海道函館市上湯川町九ノ一八ノ一〇六 中村正 外九十九名

紹介議員 信田 邦雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六二六号 平成十五年四月十日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願

請願者 東京都世田谷区梅丘一ノ一二ノ一二 山本登志雄 外六百二十二名

紹介議員 鈴木 寛君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六二七号 平成十五年四月十日受理

移送サービスへの公的助成に関する請願

請願者 東京都世田谷区祖師谷六ノ二三ノ七 森川礼子 外九十九名

紹介議員 信田 邦雄君

この請願の趣旨は、第一四八二号と同じである。

第一六二八号 平成十五年四月十日受理
パーキンソン病患者・家族の療養生活の質向上（QOL）に関する請願

請願者 和歌山県新宮市熊野地二ノ九ノ二〇 惣坊恵 外千七百八十一名

紹介議員 世耕 弘成君

この請願の趣旨は、第五四二号と同じである。